

第12次宮崎市農林水産業振興基本計画

農林水産業で興す地方創生 ～所得と雇用の創造～



伝統野菜「やまいき黒皮かぼちゃ」

平成 29 年 3 月
宮 崎 市

ごあいさつ

農林水産業で興す地方創生 ～所得と雇用の創造～



本市は、周辺の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町との合併を経て、人口約 40 万人の中核市として、また、宮崎県の県都であり、政治、経済、文化、学術の中心として発展を続けてまいりました。

我が国では、戦後の急激な経済発展にあわせて、平均寿命、人口ともに右肩上がりに伸び続けてまいりましたが、急速な少子高齢化の進展に伴う人口減少、特に生産年齢人口の減少が社会的な問題となっており、本市もまたその例外ではありません。

まさに今、本市の将来を左右する大きな岐路に立っており、将来世代に対して、どのような「宮崎市」を残していくのかを真剣に考え、行動することが私たち現役世代に課せられた使命であると感じています。

かねてから、私は、宮崎の魅力は「食」、「花」、「スポーツ」、「神話」にあると申し上げてきております。これら 4 つの魅力のうち、「食」と「花」については、農林水産業とのつながりが強く、農林水産業を今まで以上に振興していくことこそが、宮崎らしさを高め、オンリーワンのまちづくりにつながるものと考えております。

農林水産業は地域に根付いた産業です。農林水産業が衰退すれば、農山漁村からの人口流出は避けられず、地域コミュニティが崩壊するばかりか、長年の歴史の中で築き上げられてきた農山漁村の美しい景観、優れた環境や有形無形の伝統文化など、失われるものは経済的な指標で推し量れないほど大きいものと考えています。

そこで、国が掲げる「地方創生」に取り組み、人口減少に歯止めをかけ、雇用を生み出すことを大きな課題とし、農業・林業・水産業の各分野に加え、新たに市場分野を加えた 4 つの分野で、所得の向上と併せ、仕事をつくり、雇用を創出するということを基本理念に掲げ、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間を計画期間とした「第 12 次宮崎市農林水産業振興基本計画」を策定いたしました。

本計画では、11 項目の成果指標からなる K P I を設定し、各分野ごとに「基本目標」を掲げて、グローバル化への対応や多様な担い手の育成・確保への取組、農林水産業の生産振興など数値目標の達成に向けた具体的な施策を実行することで、本市の農林水産業の維持、発展に取り組んでまいります。

終わりに、この計画の策定に当たりまして、ご協力頂きました宮崎市農林振興・水産振興両対策協議会及び 16 分野の分科会の委員の皆様方をはじめ、貴重なご意見を賜りました市民の皆様、関係機関・団体の方々に心からお礼を申し上げまして、あいさつといたします。

平成 29 年 3 月

宮崎市長 戸敷 正

第12次宮崎市農林水産業振興基本計画(平成29年度～平成33年度)

課題

基本目標

農業分野

担い手の減少

【農業経営体】

(H17) 5,116経営体→(H22) 4,333経営体→(H27) 3,734経営体

【経営者(農業経営体)】

(H17) 5,325人→(H22) 4,699人→(H27) 4,265人

【販売農家】

(H17) 5,018戸→(H22) 4,257戸→(H27) 3,628戸

【農業就業人口(販売農家)】

(H17) 10,812人→(H22) 8,846人→(H27) 7,304人

担い手の高齢化

【農業就業人口(販売農家)に占める65歳以上の割合】

(H17) 47.5%→(H22) 50.7%→(H27) 51.4%

経営耕地の減少・耕作放棄地の増加

【経営耕地面積(農業経営体)】

(H17) 875,038a→(H22) 641,853a→(H27) 566,137a

【ハウス・ガラス室の面積(農業経営体)】

(H17) 53,494a→(H22) 47,925a→(H27) 40,947a

【耕作放棄地面積(総農家+土地持ち非農家)】

(H17) 83,053a→(H22) 77,003a→(H27) 82,445a

法人経営体の増加・周年雇用の増加

【法人化している経営体】

(H17) 85経営体→(H22) 88経営体→(H27) 102経営体

【常雇(農業経営体)】

(H17) 881人→(H22) 998人→(H27) 1,607人

【臨時雇(農業経営体)】

(H17) 143,505人日→(H22) 170,448人日→(H27) 133,688人日

1 マーケットインの視点と消費者理解の醸成で「儲かる農業」を実現します

2 多様な担い手を確保・育成し、「雇用の創出」を図ります

3 生産環境を整備し、農地利用の適正化を推進します

4 あらゆる危機事象に対応し、力強い農業を実現します

5 バリエティ豊かで高品質な農畜産物の生産を振興します

林業分野

1 多様なニーズに応える「力強い林業」を目指します

2 快適な生活環境を守る豊かな森林づくりを目指します

水産業分野

1 つくり育て管理する漁業を推進します

2 漁業経営の安定を図り、活力ある地域づくりを推進します

3 内水面の漁業振興を図ります

4 漁業基盤施設の整備を推進します

市場分野

1 生鮮食料品等の市場流通の円滑化を図り、安定供給に努めます

の概要 『農林水産業で興す地方創生 ～所得と雇用の創造～』

基本施策

- (1) 産業の場域を越えた3つの連携を図ります
- (2) 6次産業化や農商工連携への取組を推進します
- (3) 海外への販路拡大を支援します
- (4) 消費者に選ばれる「みやぎブランド」の確立とPRに努めます
- (5) 消費者や実需者に信頼される安全・安心な生産体制の確保に努めます
- (6) 食育・地産地消を推進します
- (7) 農業に触れる機会の提供に努めます
- (8) 市民農園の利便性向上に努めます

- (1) 規模拡大を志向する担い手の雇用確保を支援します
- (2) 認定農業者の確保・育成に努めます
- (3) 農業法人の育成・支援に努めます
- (4) 多様な新規就農者の確保・育成に努めます
- (5) 農業者相互の連携による大きな枠組みでの営農を推進します
- (6) 安定した家族経営と円滑な事業継承に努めます
- (7) 女性農業者による活動を応援します
- (8) 農政アドバイザーの豊富な知識と優れた技術を次世代に継承します

- (1) 次代を担う農業経営体への農地集積を加速化させます
- (2) 農地関係情報の一元管理を進めます
- (3) 優良農地の確保に努めます
- (4) 遊休農地の発生防止・解消を推進します
- (5) 農業の持続的発展を支える生産基盤の整備に努めます
- (6) 土地改良施設の維持管理に努めます
- (7) 農業の有する多面的機能を発揮させ、豊かで安全な農村環境を維持します
- (8) 特長ある農村景観の保全・創出に努めます
- (9) 農業用廃プラスチックの適正処理を推進します

- (1) グローバル化に対応し、国際競争力のある農業を実現します
- (2) 自然災害への対応を強化します
- (3) 家畜伝染病への防疫対策を強化します
- (4) 病害虫への対応を強化します
- (5) 有害鳥獣への対応を強化します
- (6) 燃料価格に影響を受けない産地づくりに努めます
- (7) 資材高騰への対応を強化します
- (8) 再生可能エネルギーや未利用バイオマスの利活用についての検討を進めます

- (1) 水田営農の振興を図ります
- (2) 稲産連携(稲産農家と畜産農家のつながり)を更に進めます
- (3) 稲作物の生産振興を図ります
- (4) 産学官連携等による新たな生産技術の導入を推進します
- (5) 特色を生かした農畜産物の生産振興を行います
- (6) 各種団体等とのなお一層の連携強化を図ります

KPI

農業経営体数

(H27)3,734経営体⇒3,250経営体

経営者

(H27)4,265人⇒4,000人

常雇

(H27)1,607人⇒2,000人

担い手への農地集積割合

(H27)47.9%⇒70%

農業産出額

(H27)395.1億円⇒400億円

生産農業所得

(H27)84.4億円⇒84億8,500万円

1経営体当たり

(H27)226万円⇒261万円

経営者1人当たり

(H27)198万円⇒212万円

植林率

(H27)44.9%⇒70%

森林ボランティア参加者数

(H27)791人⇒1,000人

- (1) 循環型森林産業を確立し、林業の成長産業化と多面的機能の発揮を図ります
- (2) 環境に配慮した林業整備を行うことにより、林業の振興を図ります
- (3) 力強い林業の人口づくり・木材産業づくりに努めます

- (1) 豊かな自然を守るため、適正な森林管理に努めます
- (2) 森林関連施設の保全に努めます

- (1) 資源の保護・増殖を図ります
- (2) 漁業環境の保全を図ります

- (1) 安定した漁業経営の確立に努めます
- (2) 漁協の経営基盤の強化を図ります
- (3) 水産資源を活用した地域づくりに努めます
- (4) 漁業を担う人口づくりに努めます

- (1) 資源の保護・増殖を図ります
- (2) 河川環境の保全を図ります

- (1) 漁港施設・漁業施設の整備を推進します

漁業経営体数

(H25)159経営体⇒130経営体

水揚げ高

(H27)13.3億円⇒14億7,500万円

- (1) 生鮮食料品等の市場流通の円滑化を図り、安定供給に努めます

市場取扱高

(H27)417億円⇒400億円

目 次

第1章 「第12次宮崎市農林水産業振興基本計画」について	1
1 計画策定の目的	2
（1）これまでの基本計画策定の経緯	2
（2）前計画の評価	2
（3）本計画の目的及び計画期間	3
2 各種計画との整合性	4
（1）国の計画	4
（2）県の計画	5
（3）市の計画	6
3 策定作業と今後の進捗管理	10
（1）策定作業	10
（2）今後の進捗管理	10
第2章 宮崎市の現状	11
1 宮崎市の概要	12
（1）市域の変遷	12
（2）人口の推移	12
（3）位置	13
（4）気象	14
2 宮崎市の産業	15
（1）市内総生産	15
（2）産業別就業者数	15
3 宮崎市の農林水産業	16
（1）農業	16
（2）林業	22
（3）水産業	24
第3章 基本理念・基本目標	27
1 計画の体系	28
2 基本理念と基本目標	28
（1）基本理念	28
（2）基本目標	29
（3）目標年度（平成33年度（2021年度））に向けたKPI	29
第4章 今後5年間に於いて計画的に実施すべき施策（基本施策）	37
I 農業分野	38
基本目標1 マーケットインの視点と消費者理解の醸成で「儲かる農業」を実現します	38
（1）産業の垣根を越えたヨコの連携を図ります	38
（2）6次産業化や農商工連携への取組を推進します	39
（3）海外への販路拡大を支援します	39
（4）消費者に選ばれる「みやざきブランド」の確立とPRに努めます	40
1）伝統性、機能性などの視点を含めた新たなブランド品目の育成	40
2）積極的なPR活動と戦略的なプロモーションの展開	41
（5）消費者や実需者に信頼される安全・安心な生産体制の確保に努めます	42
1）安全・安心な「食」の生産・供給体制づくりの推進	42
2）環境保全型農業の推進	42
（6）食育・地産地消を推進します	43
（7）農業に触れる機会の提供に努めます	44
（8）市民農園の利便性向上に努めます	44
基本目標2 多様な担い手を確保・育成し、「雇用の創出」を図ります	46

(1) 規模拡大を志向する担い手の雇用確保を支援します	46
(2) 認定農業者の確保・育成に努めます	46
(3) 農業法人の育成・支援に努めます	48
(4) 多様な新規就農者の確保・育成に努めます	48
1) 独立経営を目指す者への就農支援	48
2) 法人就農を目指す者への就農支援	50
3) 農業後継者への支援	50
4) 青年農業者への活動支援	51
(5) 農業者相互の連携による大きな枠組みでの営農を推進します	52
1) 生産施設整備や共同利用機械導入に向けた取組の推進	52
2) 集落営農を見据えた段階的な話し合い活動の推進	52
(6) 安定した家族経営と円滑な事業継承に努めます	53
1) 家族経営協定の締結推進	53
2) 農業者年金制度への加入推進	54
(7) 女性農業者による活動を応援します	54
(8) 農政アドバイザーの豊富な知識と優れた技術を次世代に継承します	55
基本目標3 生産環境を整備し、農地利用の最適化を推進します	56
(1) 次代を担う農業経営体への農地集積を加速化させます	56
(2) 農業関連情報の一元管理を進めます	57
(3) 優良農地の確保に努めます	58
(4) 遊休農地の発生防止・解消を推進します	58
(5) 農業の持続的発展を支える生産基盤の整備に努めます	60
1) 農業用水の安定供給と畑作かんがい営農の推進	60
2) 多様な農業の発展を支える水田営農の生産条件の強化	60
(6) 土地改良施設の維持管理に努めます	62
(7) 農業の有する多面的機能を発揮させ、豊かで安全な農村環境を維持します	62
(8) 特長ある農村景観の保全・創出に努めます	63
(9) 農業用廃プラスチックの適正処理を推進します	64
基本目標4 あらゆる危機事象に対応し、力強い農業を実現します	65
(1) グローバル化に対応し、国際競争力のある農業を実現します	65
(2) 自然災害への対応を強化します	66
1) 台風、大雨などによる農産物への被害対策	66
2) 災害に強い農村づくり	66
(3) 家畜伝染病への防疫対策を強化します	67
(4) 病害虫への対応を強化します	68
(5) 有害鳥獣への対応を強化します	68
(6) 燃油価格に影響を受けない産地づくりに努めます	69
(7) 資材高騰への対応を強化します	69
(8) 再生可能エネルギーや未利用バイオマスの利活用についての検討を進めます	70
基本目標5 バリエティ豊かで高品質な農畜産物の生産を振興します	71
(1) 水田営農の振興を図ります	71
(2) 耕畜連携（耕種農家と畜産農家のつながり）を更に進めます	72
1) 家畜排せつ物の適正処理と良質堆肥の生産	72
2) 飼料用稲等安全な国産粗飼料の安定確保	72
(3) 畑作物の生産振興を図ります	73
(4) 産学官連携等による新たな生産技術の導入を推進します	74
(5) 特色を生かした農畜産物の生産振興を行います	75
1) 普通作物・工芸作物	75
① 米	75
② 茶	75
③ 葉たばこ	76
2) 園芸作物	77
① 施設野菜	77
② 露地野菜	78
③ 果樹	78
④ 花き	79

3) 畜産	80
① 肉用牛	80
② 酪農	81
③ 養豚	82
④ 養鶏	82
(6) 各種団体等とのなお一層の連携強化を図ります	83
Ⅱ 林業分野	86
基本目標 1 多様なニーズに応える「力強い林業」を目指します	86
(1) 循環型森林施業を確立し、林業の成長産業化と多面的機能の発揮を図ります	86
1) 長伐期施業から標準伐期施業への移行	86
2) 森林施業の集約化と多面的機能の発揮	86
3) 適切な森林施業	87
4) 低コスト林業の確立	88
(2) 環境に配慮した林業整備を行うことにより、林業の振興を図ります	88
1) 宮崎市産材の需要拡大	88
2) 少花粉スギ苗木の推進	89
3) 特用林産物の振興	89
(3) 力強い林業の人づくり・木材産業づくりに努めます	90
1) 林業の事業体・経営体の育成	90
2) 競争力のある木材産業づくり	90
基本目標 2 快適な生活環境を守る豊かな森林づくりを目指します	91
(1) 豊かな自然を守るため、適正な森林管理に努めます	91
1) 安全・安心な森林づくり	91
2) 市有林の適正管理	91
3) 林野火災の防止	92
4) 海岸松林の保全	92
(2) 森林関連施設の保全に努めます	93
1) 森林レクリエーションと森林環境教育	93
2) 林道の長寿命化	94
3) 森林ボランティア	94
Ⅲ 水産業分野	95
基本目標 1 つくり育て管理する漁業を推進します	95
(1) 資源の保護・増殖を図ります	95
(2) 漁業環境の保全を図ります	96
基本目標 2 漁業経営の安定を図り、活力ある地域づくりを推進します	97
(1) 安定した漁業経営の確立に努めます	97
(2) 漁協の経営基盤の強化を図ります	98
(3) 水産資源を活用した地域づくりを図ります	98
(4) 漁業を担う人づくりに努めます	99
基本目標 3 内水面の漁業振興を図ります	100
(1) 資源の保護・増殖を図ります	100
(2) 河川環境の保全を図ります	101
基本目標 4 漁業基盤施設の整備を推進します	102
(1) 漁港施設・漁業施設の整備を推進します	102
Ⅳ 市場分野	103
基本目標 1 生鮮食料品等の市場流通の円滑化を図り、安定供給に努めます	103
(1) 生鮮食料品等の市場流通の円滑化を図り、安定供給に努めます	103
1) 青果部	104
2) 水産物部	105
3) 花き部	106
資料編	107



第1章

「第 12 次宮崎市農林水産業振興基本計画」について

第 1 章 「第 12 次宮崎市農林水産業振興基本計画」について

1 計画策定の目的

(1) これまでの基本計画策定の経緯

本市では、農林水産業並びに農山漁村の持続的な発展に向けた総合的かつ中長期的な振興方針を示す基本的な計画として、昭和 33 年から概ね 5 年ごとに農林水産業振興基本計画を策定してきました。

策定年月	計画の名称
昭和 33 年 3 月	(第 1 次) 農林水産業振興基本計画
昭和 41 年 12 月	(第 2 次) 農林水産振興五ヶ年計画
昭和 46 年 4 月	(第 3 次) 新農林水産基本計画
昭和 51 年 12 月	(第 4 次) 農林水産振興基本計画 ～農林水産業の明日を築く～
昭和 57 年 3 月	(第 5 次) 農業振興基本計画 ～地域農業の発展をめざして～
昭和 61 年 12 月	(第 6 次) 宮崎市農業振興基本計画 ～創意と計画性に基づく新しい農業・農村を求めて～
平成 4 年 3 月	(第 7 次) 農林水産業振興基本計画 ～21 世紀へのステップ 活力ある農山漁村の創造をめざして～
平成 9 年 3 月	(第 8 次) 農林水産業振興基本計画 21 世紀農林水産ビジョン ～潤いのある経営と生活環境の創出をめざして～
平成 14 年 3 月	第 9 次宮崎市農林水産業振興基本計画 ～21 世紀に対応した宮崎らしい農林水産業の展開を目指して～
平成 19 年 3 月	第 10 次宮崎市農林水産業振興基本計画 ～新市の豊かな資源を活用した新たな農林水産業の展開を目指して～
平成 24 年 3 月	第 11 次宮崎市農林水産業振興基本計画 ～40 万人県都を支える基幹産業としての農林水産業の発展と持続的な生産活動を支える環境づくりを目指して～

(2) 前計画の評価

平成 24 年 3 月に策定した「第 11 次宮崎市農林水産業振興基本計画」では、平成 24 年度から平成 28 年度までを計画期間として『40 万人県都を支える基幹産業としての農林水産業の発展と持続的な生産活動を支える環境づくりを目指して』を基本理念とし、「農林水産業共通分野」、「農業分野」、「林業分野」及び「水産業分野」の 4 つの分野ごとに基本目標及び基本施策を定めるとともに、数多くの数値目標を設定して、各種施策を推進しました。

農林水産業共通分野においては、2 つの共通基本目標を定め、新たな連携や経営の多角化による儲かる仕組みの創造、ブランドの確立と積極的な P R による更なるファン拡大を推進しました。

6 次産業化・農商工連携の取組、地産地消イベントや県外での P R 活動など、概ね目標を達成できました。

農業分野においては、「高い信頼と誇りに満ちた『魅力ある産業』としての農業の確立を目指して」を基本理念として、6つの基本目標を定め、農業者の“きずな”づくりによる持続的な農業生産、あらゆる危機事象への対応強化、地域の将来を見据えた意欲ある多様な担い手の確保・育成、ニーズに即応した安全・安心で安定的な生産活動、持続的な生産を支える基盤整備と施設の適切な維持管理、豊かな農村環境の保全と特長ある農村景観の創出を推進しました。

農業産出額については目標を達成し、生産農業所得についても向上しましたが、販売農家数及び農業就業人口については目標を下回りました。品目別には、施設野菜、肉用牛など生産が好調な品目がある一方で、畑作物、果樹など生産が伸び悩んできているものもあります。

林業分野においては、「市民の快適な生活環境を守り、人と産業を育む豊かな森林づくりを目指して」を基本理念として、3つの基本目標を定め、快適な生活環境を守る「豊かな森林づくり」、国産材時代を築く「活気ある木材産業づくり」、林業・木材産業を担う「意欲ある人づくり」を推進しました。

バイオマス発電などの木材需要の高まりに伴い、木材価格については若干の改善傾向となり、森林の伐採は進みましたが、伐採後の未植栽地や未利用材の林内放置が課題となっています。また、海岸松林においては、平成27年には松くい虫の被害が急激に拡大しました。

水産業分野においては、「安全・安心な水産物を供給する「元気あふれる水産業」の確立を目指して」を基本理念として、4つの基本目標を定め、つくり育て管理する漁業、漁業経営の安定と担い手の育成、漁業基盤施設の整備、河川の自然環境の保護と恵み豊かな内水面の漁業振興を推進しました。

海面漁業、内水面漁業ともに概ね計画どおりの施策を推進することができましたが、海面漁業については、水揚げは回復傾向にあるものの、担い手、水揚げ量は、引き続き減少傾向にあります。

(3) 本計画の目的及び計画期間

これからの5年間においては、特に、農林漁業従事者の高齢化の進展に伴う担い手不足がますます進行することが予想されます。本市の農林水産業を発展させることは、大きな課題ではありますが、本市の地方創生を達成する上でも、バラエティに富んだ豊かな農林水産物は、かけがえのない魅力であり、それを育む農山漁村は、伝統文化の継承、コミュニティや景観の維持の観点からも重要であることから、将来にわたって永続的に発展させていく必要があります。

この「第12次宮崎市農林水産業振興基本計画」は、本市の農林水産業や農山漁村における新たな課題に対応しつつ、農林漁業者の経営向上はもちろんのこと、国土・景観の保全など、農林水産業が併せ持つ多面的機能の効用を最大限に発揮させるため、本市農林水産行政の基本的な方針として定めるものです。

なお、本計画の計画期間は、平成29年度から平成33年度（2021年度）までの5か年間としています。

2 各種計画との整合性

本計画の策定に当たっては、国の「食料・農業・農村基本計画」をはじめ、国、県など関係機関やその他生産者団体等の中長期計画における施策や目標等についても、整合を図るよう努めました。

また、本計画は、「第四次宮崎市総合計画」（平成20年3月策定、平成25年3月改定、計画期間：平成20年度～平成29年度）の農林水産業分野に特化した振興計画と位置付けており、当該総合計画との整合性を考慮しました。

なお、当該総合計画は、平成29年度が計画期間の最終年度となることから、本年度（平成28年度）から既に次期総合計画の策定に向けた検討が開始されています。したがって、本計画は、次期総合計画の策定における重要な基礎資料ともなっています。

（1）国の計画

① 食料・農業・農村基本計画（策定：平成27年3月、目標：平成37年度（2025年度））

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第15条の規定に基づき、①食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針、②食料自給率の目標、③食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策などが定められています。

現行計画においては、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として農政改革を推進することとし、食料自給力の指標として、カロリーベースで39%（H25）から45%（H37）、生産額ベースで65%（H25）から73%（H37）を目指すこととされています。

また、「食料の安定供給の確保に関する施策」として、農林水産物・食品の輸出促進、食品産業のグローバル展開の促進、6次産業化の戦略的推進を、「農業の持続的な発展に関する施策」として、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、経営所得安定対策の着実な推進、農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保、米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を、「農村の振興に関する施策」として、多面的機能支払制度等の着実な推進、農村への移住・定住等の促進や鳥獣被害への対応、「集約とネットワーク化」による集落機能の維持が掲げられています。

そのほか、「東日本大震災からの復旧・復興に関する施策」や「団体（農協・農業委員会）の再編整備等に関する施策」を実施することとされています。

② 森林・林業基本計画（策定：平成28年5月、目標：平成47年（2035年））

森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第11条の規定に基づき、①森林及び林業に関する施策についての基本的な方針、②森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標、③森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策などが定められています。

現行計画においては、本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、需要面においては、CLTや非住宅分野等における新たな木材需要の創出と、供給面においては、主伐と再造林対策の強化等による国産材の安定供給体制の構築を車の両輪として進め、林業・木材産業の成長産業化を図ることとされています。

また、森林所有者等による森林の整備及び保全、林業・木材産業等の事業活動等の指針として、「森林の有する多面的機能の発揮」の目標については、5年後（平成32年）、10年後（平成37年）、20年後（平成47年）の目標とする森林の状態を提示するとともに、「林産物の供給及び利用」の目標については、10年後（平成37年）における総需要量を79百万m³と見通し、国産材の供給量及び利用量の目標として40百万m³が提示されています。

③ 水産基本計画（策定：平成24年3月、目標：平成34年度（2022年度））

水産基本法（平成13年法律第89号）第11条の規定に基づき、①水産に関する施策についての基本的な方針、②水産物の自給率の目標、③水産に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策などが定められています。

現行計画においては、「復興基本方針」、「水産復興マスタープラン」等で示し実施してきた水産復興の方針を改めて基本計画上に位置付けるとともに、平成23年度から実施している資源管理・漁業所得補償対策を中核施策として明記した上で、加入率9割を10年後の目標として位置付けられました。

また、加工・流通・消費に関し、6次産業化の取組の加速、HACCP等衛生管理の高度化、水産物流通ルートの多様化、魚食普及、輸出促進等の推進、安全な漁村づくりと水産業・漁村の多面的機能の発揮に向けた施策や漁船漁業の安全対策の強化、漁村女性の活動の促進等の施策により、平成34年の生産を449万トンに回復させるとともに、減少傾向にある消費については、現状水準まで引き上げることを目指すこととし、自給率目標が70%（食用魚介類）に設定されています。

（2）県の計画**① 第七次宮崎県農業・農村振興長期計画（策定：平成23年6月、目標：平成32年度（2020年度））**

県の農業・農村の持続的な発展に向けた総合的かつ長期的な振興方向を示す基本計画であり、平成28年6月に策定された後期計画『みやざき新農業創造プラン』は、「長期ビジョン」、「重点プロジェクト」、「基本計画」、「地域別ビジョン」、「計画実現に向けた推進体制」の5編から構成されています。

「新たな時代の変化に対応したみやざき農業の成長産業化への挑戦」を計画の目標として、①「儲かる農業」の実現、②環境に優しく気候変動に負けない農業の展開、③連携と交流による農村地域の再生、④責任ある安全な食料の生産・供給体制の確立を4本柱とする各種施策を展開することとされています。

② 第七次宮崎県森林・林業長期計画（策定：平成23年3月、目標：平成32年度（2020年度））

県の林政の基本方針として、また「宮崎県水と緑の森林づくり条例」第4条第1項の規定に基づく森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策の内容を有するものとして策定されており、平成28年3月の改定計画は、「基本計画」、「戦略プロジェクト」、「地域計画」等の7章で構成されています。

「低炭素社会づくりをリードする力強い林業・木材産業の確立と山村の再生～森林機能の高度発揮と木材のフル活用を通じて～」を基本目標として、①人と環境を支える多様で豊かな森林づくり、②循環型の力強い林業・木材産業づくり、③森林・林業・木材産業を担う山村・人づくりの3つの基本方向に沿って施策の展開を図ることとされています。

③ 第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画（策定：平成23年6月、目標：平成32年度（2020年度））

県の水産業・漁村の持続的な発展に向けた総合的かつ長期的な振興方向を示す基本計画であり、平成28年6月に策定された後期計画は、「長期ビジョン」、「重点プロジェクト」、「基本計画」、「計画実現に向けた推進体制」の4編で構成されています。

「資源回復と経営力の強化による持続可能な水産業・漁村の構築」を基本目標とし、これを実現するため、①地域を担う漁業経営体づくり、②水産資源の適切な利用管理、③漁業施設等の防災対策の強化と機能の保全の3つの柱に基づく施策を実施することとされています。

(3) 市の計画

① 第四次宮崎市総合計画（策定：平成20年3月、目標：平成29年度）

本市は、平成18年1月に佐土原町、田野町、高岡町と、平成22年3月には清武町と合併し、自然や歴史、文化など多様な資源に恵まれた40万人を超える都市になりました。

新市が一体となった魅力あるまちづくりを進めるため、平成20年3月に策定した「第四次宮崎市総合計画」に基づき、「活力と緑あふれる太陽都市…みやざき…～次世代につなぐまちづくり～」の実現に向け取り組んできました。

この間の社会情勢に目を向けると、景気の低迷をはじめ、少子高齢化の急速な進行により、経済活動の維持や労働力の確保、社会保障の維持存続など、人口減少がもたらす課題が山積しています。また、未曾有の大災害となった東日本大震災は、防災対策はもとより、地域コミュニティやエネルギー問題、都市計画など、社会全体のあり方を見直すきっかけとなりました。

そこで、来るべき課題に対応し、中長期的視野に立って、市域の均衡ある発展を図るとともに、次世代につなぐまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、第四次宮崎市総合計画を平成25年3月に改訂しました。

第1章 基本構想

1 将来の都市像

活力と緑あふれる太陽都市…みやざき… ～次世代につなぐまちづくり～

2 基本目標

(1) 自治の運営に関する基本目標〔共通目標〕

基本目標1 市民が主体となったまちづくりと効率的で信頼される行財政運営

(2) まちづくりの方向に関する基本目標

基本目標2 自然と共生し快適に暮らせるまち

基本目標3 ともに支え合い、安全で、安心して暮らせるまち

基本目標4 活力があふれ、いきいきと働けるまち

基本目標5 郷土を誇りに思い、心豊かな人が育つまち

3 重点目標（農林水産業に関連する分野を抜粋）

重点目標2-1 自然環境や景観を大切にしているまち

重点目標4-1 宮崎の特色を活かした産業のあるまち

第2章 総合戦略プロジェクト

1 まちづくりの理念 市民が主役の市民のためのまちづくり

2 都市経営の基本方針

(1) 株式会社宮崎市役所づくり

(2) きずな社会づくり

(3) 元気なみやざきづくり

3 戦略プロジェクトと重点テーマ

(1) 「将来を担う“ひと”づくり」戦略プロジェクト

重点テーマ1-1 健やかな心身づくりで『健康力』の向上

重点テーマ1-2 みやざきっ子の育成で『人財力』の向上

(2) 「地域の“きずな”づくり」戦略プロジェクト

重点テーマ2-1 市民の力で『地域力』の向上

重点テーマ2-2 日ごろの備えで『防災力』の向上

重点テーマ2-3 循環型の地域づくりで『環境力』の向上

(3) 「“げんき”なまちづくり」戦略プロジェクト

重点テーマ3-1 みやざき産の魅力で『ブランド力』の向上

重点テーマ3-2 特色ある観光づくりで『観光力』の向上

重点テーマ3-3 雇用創出で『経済力』の向上

第3章 目標達成のための具体的取り組み（農林水産業に関連する分野を抜粋）

個別目標2-1-5 農村環境が良好に保たれている

(1) 個別目標を達成するための基本的な考え方

近年、農業の担い手の高齢化や後継者不足により農業就業人口は減少傾向にあり、本来、農村集落が有する多様な生態系や景観などの多面的な機能の維持・保全が困難になりつつあります。

このような中、農村環境を良好に保全していくためには、市民が自然や農村と親しむ機会を増やし、農村環境の重要性について理解を深めるとともに、農村地域が主体となって集落環境を維持し発展させていく仕組みづくりが重要となります。

また、農村地域は住民の生活の場であると同時に営農の場であることから、地域住民が美しい農村景観を保全する自主的なルールをつくるための支援を行い、美しい農村景観の維持保全を目指します。

(2) 成果指標

目標の成果を測る指標		現状値 平成 23 年度	目標値(中間年度) 平成 27 年度	目標値(最終年度) 平成 29 年度
成果指標 1	農地・水保全管理事業に取り組む活動組織数	77 地区	80 地区	80 地区
成果指標 2	景観農業振興地域整備計画の策定地区数	0 地区	2 地区	2 地区

(3) 実現するための主要施策

施策 1 地域ぐるみの農村環境保全向上の推進

施策 2 農村景観の保全・創出の推進

個別目標 4-1-1 魅力ある農林水産物が安定的に生産・供給されている

(1) 個別目標を達成するための基本的な考え方

本市の農業産出額は、全国市町村の中でもトップクラスであり、魅力ある豊富な農林水産物が生産・供給されています。しかしながら、後継者不足と高齢化の進展により、担い手不足が大きな問題となっています。また、近年の景気の低迷に加えて、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの影響による消費の低迷や風評被害による価格の下落などが、農畜産物の生産・流通に大きな影響を与えています。

そのような中、農業分野においては、意欲ある担い手の確保・育成を図るほか、県や関係団体等と連携し、安全・安心で個性豊かな農林水産物を活用した新たな商品開発や販路拡大、6次産業化を推進し、みやざきブランドの確立を図ります。

また、「ポジティブリスト制度」の遵守や「トレーサビリティ」の取り組みを進め、安全・安心な農畜産物の生産の取り組みを促進するとともに、自然環境に配慮した農業の推進に努めます。

林業分野においては、人と産業をはぐくむ豊かな森林づくりを目指し、活気ある木材産業づくりを支援します。

水産分野においては、安全・安心な水産物が供給できる体制づくりを進めるとともに、ブランド化を進めるなど、安定した漁業経営の確立を支援します。

また、近郊で生産される農産物や花きと、近海で水揚げされる水産物の流通拠点となっている卸売市場は、安全で安心な生鮮食料品等の安定供給に努めるとともに、市場関係者が一体となって、市民に市場の役割や目的を理解してもらえる機会の創出に努め、市場活性化を図ります。

(2) 成果指標

目標の成果を測る指標		現状値 平成 23 年度	目標値(中間年度) 平成 27 年度	目標値(最終年度) 平成 29 年度
成果指標 1	認定農業者数 (うち農業法人数)	1,503 経営体 (92 法人)	1,577 経営体 (98 法人)	1,607 経営体 (100 法人)
成果指標 2	農業産出額	361 億円	376 億円	376 億円
成果指標 3	6次産業化の取り組み事例数	8 件	22 件	25 件

(3) 実現するための主要施策

施策 1 意欲ある多様な担い手の育成支援

施策 2 個性豊かで力強い産地の育成

施策 3 みやざきブランドの育成

施策 4 6次産業化の取り組みの推進

施策 5 農林水産物の安全・安心への取り組み

施策 6 人と産業をはぐくむ豊かな森林づくりの推進

施策 7 漁業経営の安定化と漁協の経営基盤強化の推進

施策 8 卸売市場の活性化

② 宮崎市地方創生総合戦略（策定：平成27年10月、目標：平成31年度（2019年度））

人口減少が進む中、地域の活力を維持、向上させていくため、本市の中長期的な展望を踏まえ、将来の推計人口を示した「地方人口ビジョン」と、5カ年の具体的な取組を掲げた「地方版総合戦略」からなる「宮崎市地方創生総合戦略」を策定しました。

今後は、この戦略に沿って、官民が一体となり、地域の特性やニーズにあった実効性の高い取組を推進し、地域経済の持続的な発展を目指していくこととしています。

1 人口ビジョン

将来推計人口モデル

- ◆宮崎市の合計特殊出生率・・・2050年までに「2.07」を達成
- ◆若年（15～24歳）層転出抑制・・・2040年までに30%抑制

2 地方版総合戦略

（1）基本方針

地域に愛着を持ち、新たな価値を共に築く

～「ひと」に優しく、「癒し」のある『豊かな地域社会』の実現を目指して～

（2）基本目標

- I 良好な生活機能を確保する
- II 良好な就業環境を確保する
- III 魅力ある価値を創出する
- IV 地域特性に合った社会基盤を確保する

（3）重点項目

- 1 ワーク・ライフ・バランスの適正化を図る「子育て支援の充実」
- 2 2025年問題を見据えた「医療・福祉の充実」
- 3 生活の質の向上と移住の促進を図る「居住環境の充実」
- 4 地域・企業ニーズに合った「人材の育成」
- 5 若い世代の定着や生産性の向上を図る「雇用の場の創出」
- 6 交流人口や販路の拡大を図る「ブランド力の向上」
- 7 「広域公共交通網の構築とインフラの維持・整備」

（4）重点プロジェクト

- 1 クリエイティビシティ推進プロジェクト
 - 重要施策1 地元との連携による人材の定着と流入の促進
 - 重要施策2 地元産業の成長と新たな市場開拓につながる創業の支援
 - 重要施策3 中心市街地における雇用と価値の創出
- 2 フードシティ推進プロジェクト
 - 重要施策1 新規就農者の育成と定着の促進
 - 重要施策2 農業の生産性の向上
 - 重要施策3 食を生かした取組による販路と交流人口の拡大
- 3 観光地域づくり推進プロジェクト
 - 重要施策1 観光資源のブランド化の推進
 - 重要施策2 新たなファンの獲得に向けた連携や交流の推進
 - 重要施策3 総合スポーツ戦略都市みやぎの取組の推進
- 4 IJU（移住）推進プロジェクト
 - 重要施策1 移住ネットワークの構築と移住者の定着の支援
 - 重要施策2 既存ストックの流通の促進
- 5 地域コミュニティ活性化プロジェクト
 - 重要施策1 多様な主体による公共サービスの提供
 - 重要施策2 自立性の高いまちづくりの推進

(5) 重点項目の基本的方向及び主要施策（農林水産業に関連する分野を抜粋）

主要施策3-4 環境保全の推進

- 森林所有者による間伐や植林の取組を促進するとともに、市産材を活用した木造住宅の建築費に要する経費を支援するなど、木材の需要拡大を推進することで、森林の公益的機能の確保を図る。

指標	現況値	目標値
宮崎市産材関連事業を活用した住宅戸数（累計）	21 棟 (H26)	100 棟 (H27～H31)
植林面積	154 ha (H26)	170 ha (H31)
伐採面積	326 ha (H26)	340 ha (H31)

主要施策4-3 新規就農者・農業法人の育成

- 専門機関が実施する農業研修を支援し、新規就農の促進を図るとともに、農業後継者が就農しやすい環境を整備する。
- 就農時における農地の確保や初期投資の軽減を図るとともに、就農後の研修や営農指導を実施し、新規就農者の定着や早期の経営安定につなげる。
- 制度資金の借入に要する経費の負担を軽減するなど、新規就農の受け皿となる農業法人の育成や経営の安定を図る。

指標	現況値	目標値
新規就農者数（累計）	56 人 (H26)	250 人 (H27～H31)

主要施策5-1 生産性の向上・設備投資の促進

- 農業分野において、既存設備を有効に活用するとともに、再生可能エネルギーやICT技術を活用した資機材等の導入に係る費用の負担を軽減することで、省力化や生産コスト削減等に取り組み、生産性の向上を図る。
- 宮崎県農地中間管理機構17と連携し、農地の集積や耕作放棄地の解消を図り、農用地利用の効率化や高度化を促進する。

指標	現況値	目標値
農業産出額（県公表ベース）	444 億円 (H25)	440 億円 (H31)

主要施策5-4 新商品・新技術等の開発

- 官民が一体となり、6次産業化や農商工連携等を推進し、消費者ニーズに合った付加価値の高い商品等を開発する。

指標	現況値	目標値
6次産業化の取組事例数（累計）	5 件 (H26)	15 件 (H27～H31)

主要施策6-4 国内外の市場開拓

- 宮崎物産協会が国内外で開催する物産展等を支援し、特産品や農畜産物の市場開拓や販路拡大を図る。
- 周辺の自治体や関係団体と連携して、農林水産物のブランド化を推進するとともに、関係団体等が行う海外への輸送等に要する費用の負担を軽減し、国内外への販路拡大を図る。
- 農商工連携や6次産業化で開発した商品のプロモーション、県内外のシェフを活用した食材のPRなど、官民の多様な団体で構成するみやPEC推進機構の取組を支援し、農林水産物や加工品の消費拡大や販路拡大を図る。

指標	現況値	目標値
国内外における物産展の売上額	4,322 万円 (H26)	4,500 万円 (H31)
農産物のブランド認証品の売上額	54 億 2 千万円 (H26)	60 億円 (H31)

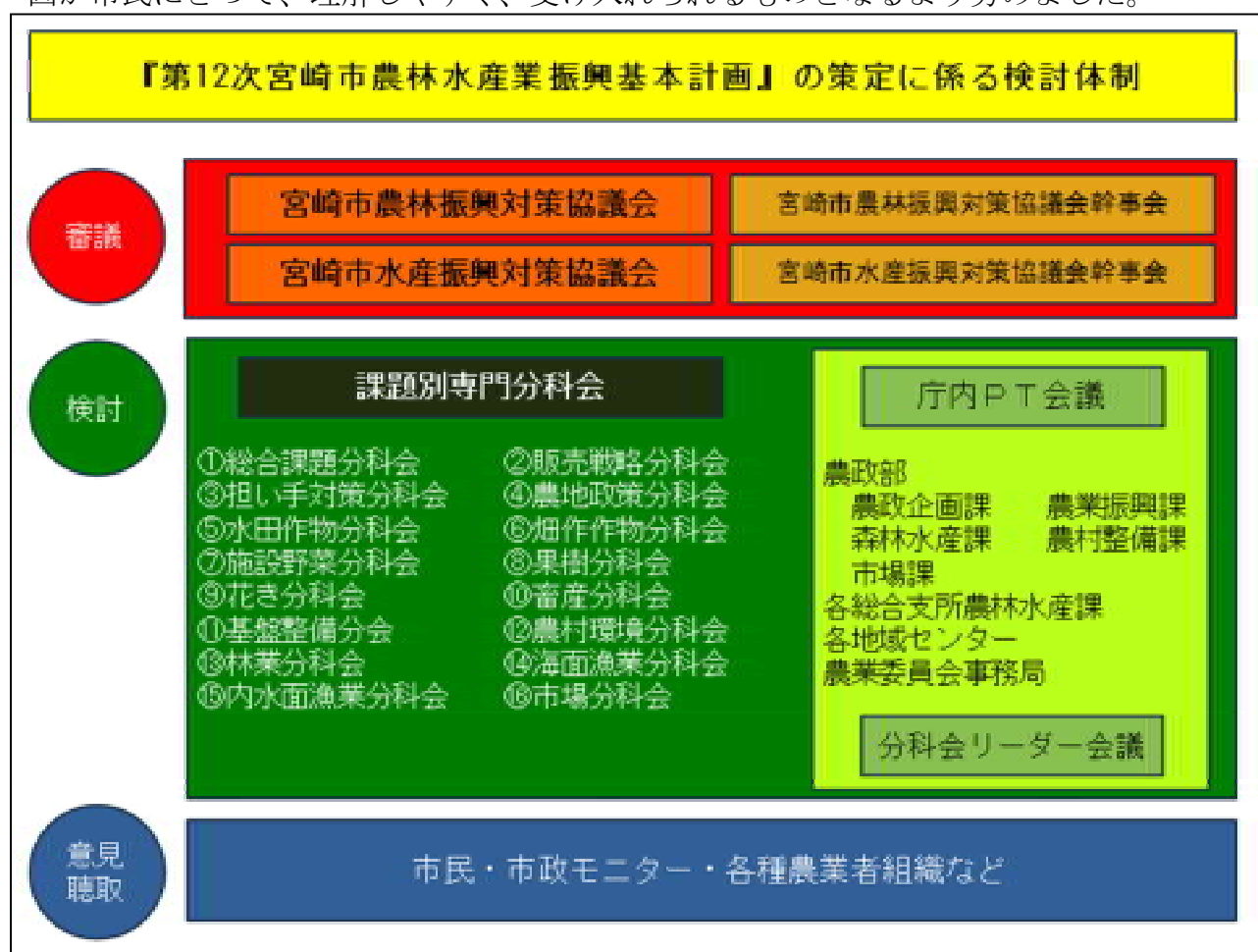
3 策定作業と今後の進捗管理

(1) 策定作業

本計画の策定に当たっては、市長を会長とし、有識者や関係機関・団体の代表などで構成する宮崎市農林振興対策協議会及び宮崎市水産振興対策協議会を審議機関として位置付けて検討しました。

また、課題別に16の専門分科会を設置し、それぞれに数名の外部委員を委嘱して、まず、第11次宮崎市農林水産業振興基本計画について、基本施策単位ごとに評価し、本計画に盛り込むべき基本目標や基本施策を精査し、併せて行動計画や数値目標についても詳細に検討しました。

その他、市民や消費者の立場を踏まえた計画とするため、平成28年8月に市政モニターアンケート、平成29年1月に本計画（案）に対するパブリックコメントを実施して、本計画が市民にとって、理解しやすく、受け入れられるものとなるよう努めました。



(2) 今後の進捗管理

本計画の着実な実施を図るため、毎年度開催する宮崎市農林振興対策協議会及び宮崎市水産振興対策協議会において、本計画の進捗状況を報告することとします。

なお、社会情勢や経済情勢の変化等により、本計画の見直しが必要となった場合には、同協議会に諮った上で、行動計画や数値目標の修正等、適宜必要な措置を講じていくこととしています。



第2章

宮崎市の現状

第2章 宮崎市の現状

1 宮崎市の概要

宮崎市は、大正13年4月1日に宮崎郡宮崎町、大淀町および大宮村の廃置分合を行い、市制を施行しました。市制施行当時は、面積45.15平方キロメートル、人口は42,920人の田園都市でしたが、その後、昭和7年4月に檳村を、昭和18年4月に赤江町を、昭和26年3月に瓜生野、木花、青島、倉岡の4村を、昭和32年10月に住吉村を、そして昭和38年4月には生目村を編入合併し、宮崎県都として産業、教育、文化、交通その他あらゆる面にわたって発展してきました。

また、「太陽と緑」に象徴される本市は、南北に約36kmに渡る海岸線を有し、太平洋に沿って流れる黒潮によって温暖な気候風土に恵まれ、美しい松の大樹海の一ツ葉海浜をはじめ、亜熱帯植物の繁茂する青島から堀切峠、いるか岬につらなる風光は南国的色彩に富んでいます。昭和63年には「宮崎・日南海岸リゾート構想」が国のリゾート法の第1号の適用を受けるなど、これまでホスピタリティ豊かな国際リゾート都市を目指してきました。

平成10年4月1日、政令指定都市に準ずる権限をもつ中核市に移行し、平成18年1月1日に近隣の佐土原、田野、高岡の3町を、更に平成22年3月23日には清武町を編入合併し、現在、人口約40万人、面積644.61平方キロメートル（平成26年改測により643.67平方キロメートル）の新宮崎市として、新たにスタートしました。

（1）市域の変遷

異動年月日				編入理由	総面積（km ² ）
大正	13	12	12	市制施行（宮崎町、大淀町、大宮村）	45.15
昭和	7	4	20	檳村合併	61.19
	18	4	1	赤江町合併	87.57
	26	3	25	瓜生野村、倉岡村、木花村、青島村合併	223.99
	32	10	1	住吉村合併	251.58
	38	4	1	生目村合併	285.91
平成	18	1	1	佐土原町、田野町、高岡町合併	596.80
	22	3	23	清武町合併	644.61
	26	10	1	改測	643.67

（平成27年度版宮崎市統計書）

（2）人口の推移（各年10月1日現在）

年次		世帯数	人口			備考
			総数	男	女	
大正	13	7, 800	42, 920	20, 768	22, 152	市制施行
昭和	7	12, 355	63, 132	31, 477	31, 655	檉村合併
	18	16, 053	80, 576	37, 324	43, 252	赤江町合併
	26	27, 416	127, 976	62, 910	65, 066	瓜生野村、倉岡村、木花村、青島村合併
	32	35, 081	149, 423	72, 798	76, 625	住吉村合併
	38	45, 722	171, 916	82, 204	89, 712	生目村合併
平成	18	152, 812	367, 829	172, 422	195, 407	佐土原町、田野町、高岡町合併
	22	170, 136	400, 583	187, 619	212, 964	清武町合併
	27	175, 360	401, 156	188, 149	213, 007	

（平成27年度版宮崎市統計書）

(3) 位置

宮崎市は九州南東部に位置し、地形は北部から西部にかけて丘陵地が連なり、南部は鰐塚山系、双石山系の山地で占められます。市内の北端には一ツ瀬川が、中央部には大淀川、清武川、加江田川などが東流し、広大な宮崎平野を形成して日向灘に注いでいます。東部の海岸は白砂青松の砂浜が続きますが、市南部に位置する青島以南は、山地が海岸まで迫り、複雑な海岸線を呈しています。



方位	地点	隣接地名	東経	北緯	距離
極東	佐土原町下富田	-	131° 30' 21"	32° 02' 44"	東西
極西	高岡町内山西和石	都城市	131° 11' 21"	31° 54' 13"	29.9 km
極北	佐土原町上田島巨田	西都市	131° 24' 21"	32° 03' 57"	南北
極南	大字内海	日南市	131° 28' 06"	31° 43' 16"	38.3 km

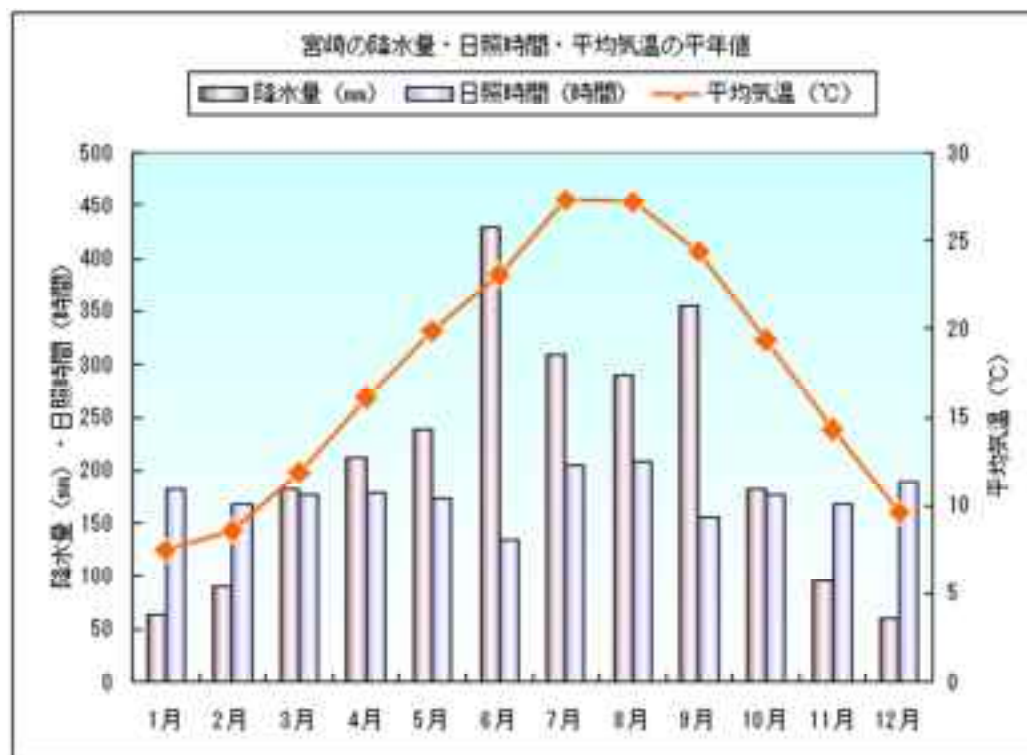
(平成27年度版宮崎市統計書)

(4) 気象

気温は、盛夏となる7月～8月が1年のうちで最も高くなり、平均気温は27～28℃になります。一方、1月の平均気温は年内で最も低くなり7～8℃となります。

降水量は、3月～10月が多いです。特に梅雨の時期となる6月～7月にかけてが顕著に多く、年降水量の約3割がこの時期に降ります。冬季の降水量は極端に少なくなり、夏季の5分の1程度の雨量となります。また、8月から9月は太平洋からの湿った東風により梅雨の時期に次いで降水量が多くなります。

日照時間は、梅雨の時期となる6月の日照時間が最も少なくなります、その他の月は150時間以上が続きます。



宮崎市（宮崎）の平年値（1981年～2010年の平均）

要素	気温 (℃)			降水量 (mm)	相対湿度 (%)	日照時間 (時間)	全天日射量 (MJ/m ²)	雪 (cm)	大気現象
	平均	日最高	日最低	合計	平均	合計	平均	降雪の深さ合計	雪日数
年	17.4	22.0	13.2	2,508.5	73	2,116.1	14.2	0	1.3
1月	7.5	12.7	2.6	63.8	65	182.8	10.5	0	0.5
2月	8.6	13.8	3.4	90.8	66	167.3	12.4	0	0.4
3月	11.9	16.7	7.2	182.1	69	175.8	13.7	0	0.2
4月	16.1	20.7	11.5	212.5	70	179.0	16.4	---	0.0
5月	19.9	24.1	15.9	239.3	73	173.3	17.4	---	0.0
6月	23.1	26.8	19.7	429.2	82	133.6	15.2	---	0.0
7月	27.3	31.4	23.9	309.4	76	205.5	18.7	---	0.0
8月	27.2	31.0	24.1	290.2	79	208.6	18.5	---	0.0
9月	24.4	28.1	21.1	354.6	80	155.5	14.6	---	0.0
10月	19.4	24.3	15.1	181.8	75	176.9	12.7	---	0.0
11月	14.3	19.5	9.6	95.0	73	168.1	10.3	---	0.0
12月	9.6	15.1	4.7	60.0	70	189.6	9.9	0	0.2

(気象庁ホームページ)

2 宮崎市の産業

(1) 市内総生産

平成24年度における本市の市内総生産は、約1兆3,112億円となっています。そのうち、第1次産業が約251億円(1.91%)、第2次産業が約1,484億円(11.3%)、第3次産業が約1兆1,275億円(85.99%)となっています。

第1次産業のうち、農業が約240億円、林業が約6億円、水産業が約5億円となっています。

単位：百万円

経済活動の種類	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
第1次産業	24,799	25,305	25,046	24,958	24,162	25,078
農業	23,249	23,819	23,583	23,646	22,955	23,981
林業	686	799	839	732	660	583
水産業	845	686	623	580	547	514
第2次産業	155,329	161,487	165,804	140,286	137,627	148,378
第3次産業	1,156,964	1,128,225	1,122,049	1,122,783	1,129,720	1,127,501
小計	1,337,072	1,315,017	1,312,898	1,288,027	1,291,508	1,300,958
輸入品に課される税・関税	13,481	14,218	11,255	11,887	13,871	14,094
総資本形成にかかる消費税	5,654	5,439	4,692	4,417	3,931	3,874
市内総生産	1,344,900	1,323,796	1,319,461	1,295,497	1,301,449	1,311,178

(平成27年度版宮崎市統計書)

(2) 産業別就業者数

平成22年における本市の産業別就業者数は、189,573人となっています。そのうち、第1次産業が9,614人(5.07%)、第2次産業が29,161人(15.38%)、第3次産業が150,798人(79.55%)となっています。

第1次産業のうち、農業が8,896人、林業が346人、水産業が372人となっています。

単位：人

経済活動の種類	総数			15歳～64歳			65歳以上		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
第1次産業	9,614	5,394	4,220	6,231	3,472	2,759	3,383	1,922	1,461
農業	8,896	4,804	4,092	5,643	2,993	2,650	3,253	1,811	1,442
林業	346	294	52	299	253	46	47	41	6
漁業	372	296	76	289	226	63	83	70	13
第2次産業	29,161	21,141	8,020	27,287	19,846	7,441	1,874	1,295	579
第3次産業	150,798	74,506	76,292	139,417	68,032	71,385	11,381	6,474	4,907
総数	189,573	101,041	88,532	172,935	91,350	81,585	16,638	9,691	6,947

(平成22年度国勢調査)

3 宮崎市の農林水産業

(1) 農業

2015年農林業センサスにおける「農業経営体」と「農家」の概念図



① 農業経営体

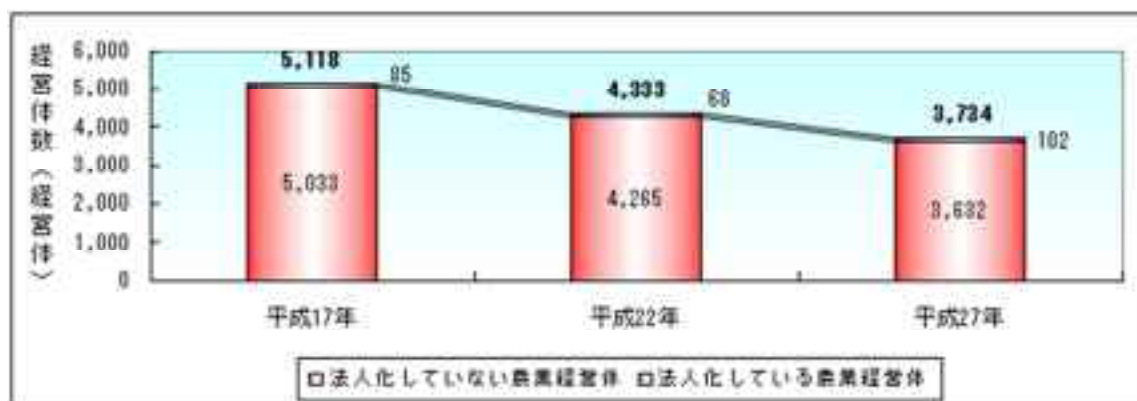
ア 農業経営体数

農業経営体数は3,734経営体となっており、10年間で1,384経営体（27.0%）減少しています。そのうち、法人化している農業経営体は102経営体で、10年間で17経営体（20.0%）増加しています。

単位：経営体

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
農業経営体総数	5,118	4,333	3,734
法人化している農業経営体	85	68	102
法人化していない農業経営体	5,033	4,265	3,632
組織経営体	82	63	94
家族経営体	5,036	4,270	3,640

（農林業センサス）



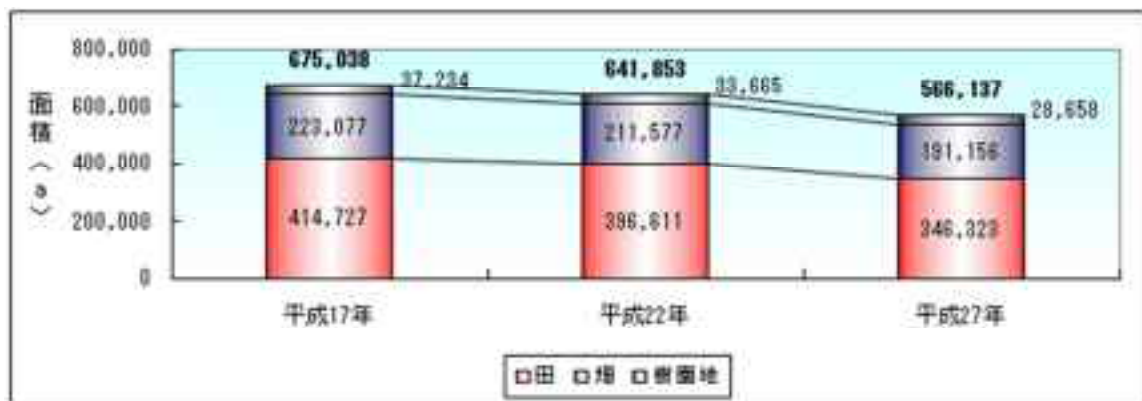
イ 経営耕地面積

農業経営体の経営耕地面積は566,137 a となっており、10年間で108,901 a（16.1％）減少しています。そのうち、田は346,323 a で、10年間で68,404 a（16.5％）減少、畑は191,156 a で、10年間で31,921 a（14.3％）減少、樹園地は28,658 a で、10年間で8,576 a（23.0％）減少しています。

単位：a

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
経営耕地総面積	675,038	641,853	566,137
田	414,727	396,611	346,323
畑	223,077	211,577	191,156
樹園地	37,234	33,665	28,658

（農林業センサス）



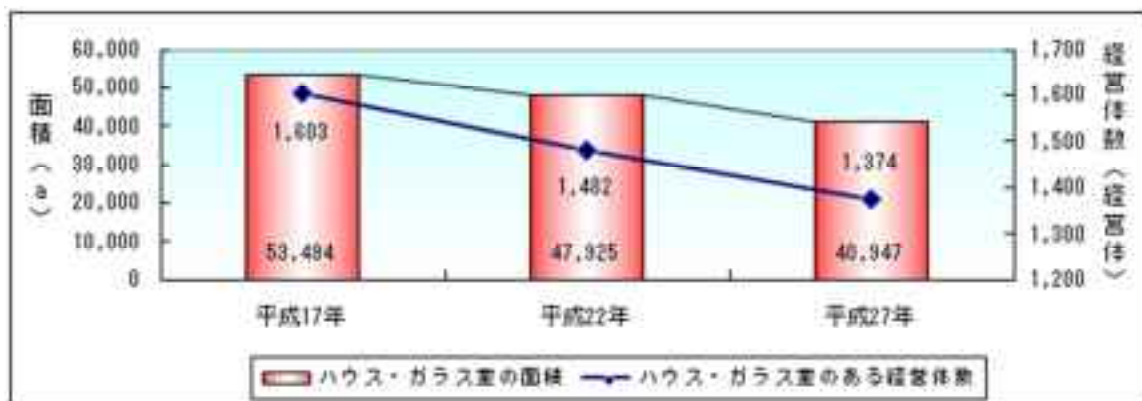
ウ ハウス・ガラス室のある経営体数とその面積

農業経営体のハウス・ガラス室のある経営体数は1,374 経営体となっており、10年間で229 経営体（14.3％）減少しています。また、その面積は40,947 a となり、10年間で12,547 a（23.5％）減少しています。

単位：経営体、a

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
ハウス・ガラス室のある経営体数	1,603	1,482	1,374
ハウス・ガラス室の面積	53,494	47,925	40,947

（農林業センサス）



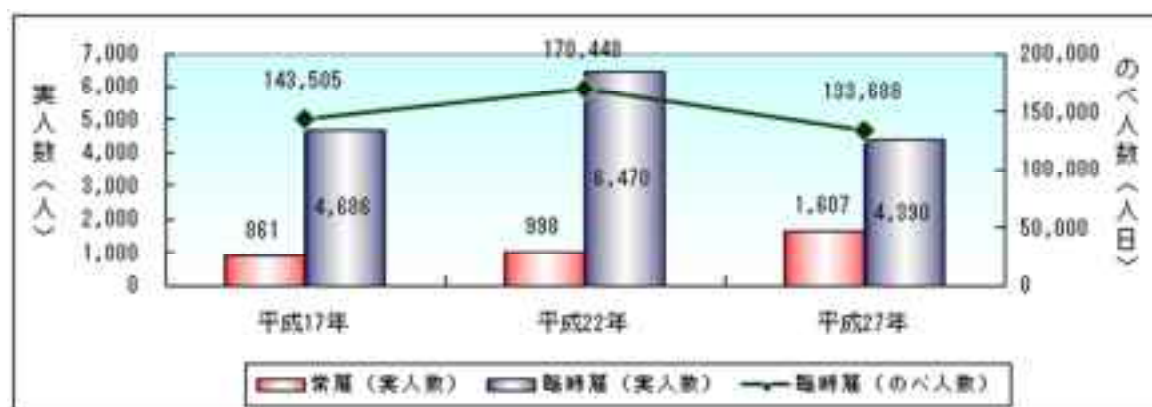
エ 雇用者数

農業経営体の雇用者数のうち常雇（実人数）は1,607人となっており、10年間で746人（86.6%）増加しています。また、臨時雇（実人数）は4,390人となり、10年間で296人（6.3%）減少しています。

単位：人、人日

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
常雇（実人数）	861	998	1,607
臨時雇（実人数）	4,686	6,470	4,390
臨時雇（のべ日数）	143,505	170,448	133,688

（農林業センサス）



② 総農家

ア 農家数

総農家数は5,202戸となっており、10年間で1,680戸（24.4%）減少しています。そのうち、販売農家は3,628戸で、10年間で1,390戸（27.7%）減少、自給的農家は1,574戸で、10年間で290戸（15.6%）減少しています。一方、土地持ち非農家は3,047戸となり、10年間で313戸（11.4%）増加しています。

単位：戸

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総農家	9,623	8,631	7,683	6,882	6,164	5,202
販売農家	7,953	7,043	6,073	5,018	4,257	3,628
自給的農家	-	-	1,610	1,864	1,907	1,574
土地持ち非農家	-	-	-	2,734	3,072	3,047

（農林業センサス）



イ 耕作放棄地面積

耕作放棄地総面積は 82,445 a となっており、10 年間で 608 a (0.7%) 減少しています。そのうち、土地持ち非農家の耕作放棄地面積は 38,417 a となり、耕作放棄地総面積の 46.6%を占めています。

単位：a

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
耕作放棄地総面積	34,525	33,805	53,900	83,053	77,003	82,445
販売農家	34,525	33,805	43,561	37,463	28,890	30,262
自給的農家	-	-	10,339	14,383	17,206	13,766
土地持ち非農家	-	-	-	31,207	30,907	38,417

(農林業センサス)



③ 販売農家

ア 主副業別農家数

販売農家のうち、主業農家は 1,616 戸となっており、10 年間で 715 戸 (30.7%) 減少しています。準主業農家は 347 戸で、10 年間で 248 戸 (41.7%) 減少、副業的農家は 1,665 戸で、10 年間で 427 戸 (20.4%) 減少しています。

単位：戸

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
主業農家	3,694	2,885	2,331	1,878	1,616
準主業農家	1,415	966	595	573	347
副業的農家	2,231	2,222	2,092	1,806	1,665

(農林業センサス)



イ 専兼業別農家数

販売農家のうち、専業農家は2,195戸となっており、10年間で213戸（8.8％）減少しています。第1種兼業農家は555戸で、10年間で500戸（47.4％）減少、第2種兼業農家は878戸で、10年間で677戸（43.5％）減少しています。

単位：戸

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
専業農家	2,945	2,580	2,452	2,408	2,333	2,195
第1種兼業農家	1,508	1,694	1,309	1,055	703	555
第2種兼業農家	3,500	2,769	2,312	1,555	1,221	878

(農林業センサス)



ウ 世帯員数、農業従事者数、農業就業人口、基幹的農業従事者数

販売農家の世帯員数は11,643人となっており、10年間で7,641人（39.6％）減少しています。農業従事者数は8,821人で、10年間で4,924人（35.8％）減少、農業就業人口は7,304人で、10年間で3,508人（32.4％）減少、基幹的農業従事者数は6,864人で、10年間で2,610人（27.5％）減少しています。

単位：人

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
世帯員数	33,768	29,174	25,014	19,284	14,928	11,643
農業従事者数	22,023	19,580	17,629	13,745	11,136	8,821
農業就業人口	15,817	14,068	12,847	10,812	8,846	7,304
基幹的農業従事者数	12,417	11,401	10,204	9,474	8,191	6,864

(農林業センサス)



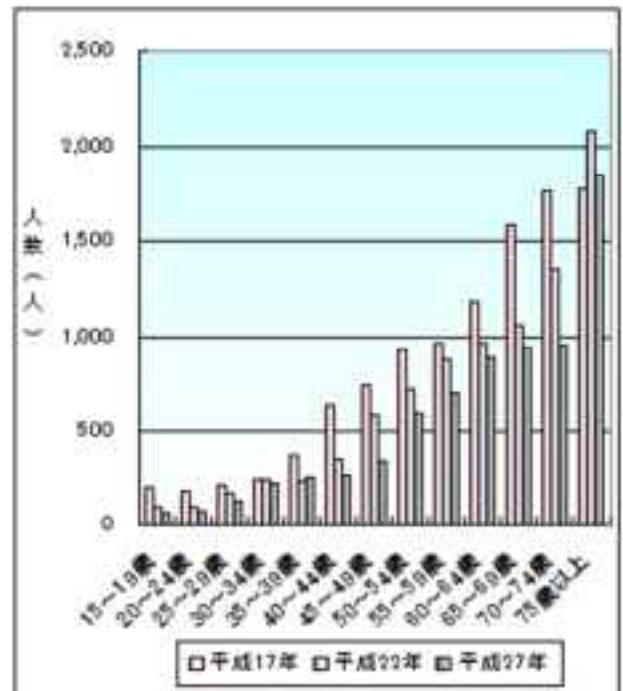
エ 年齢別農業就業人口

販売農家の農業就業人口のうち、65歳未満は3,550人で、全体の48.6%となっており、10年間で3.9ポイント減少しています。一方、65歳以上は3,754人で、全体の51.4%となり、うち75歳以上が1,855人で、全体の25.4%となっています。

単位：人

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
計	10,812	8,846	7,304
15～19歳	209	102	69
20～24歳	179	101	77
25～29歳	210	173	135
30～34歳	247	244	222
35～39歳	368	233	257
40～44歳	640	348	263
45～49歳	744	589	345
50～54歳	937	725	594
55～59歳	962	881	699
60～64歳	1,184	964	889
65～69歳	1,587	1,057	942
70～74歳	1,768	1,351	957
75歳以上	1,777	2,078	1,855

(農林業センサス)



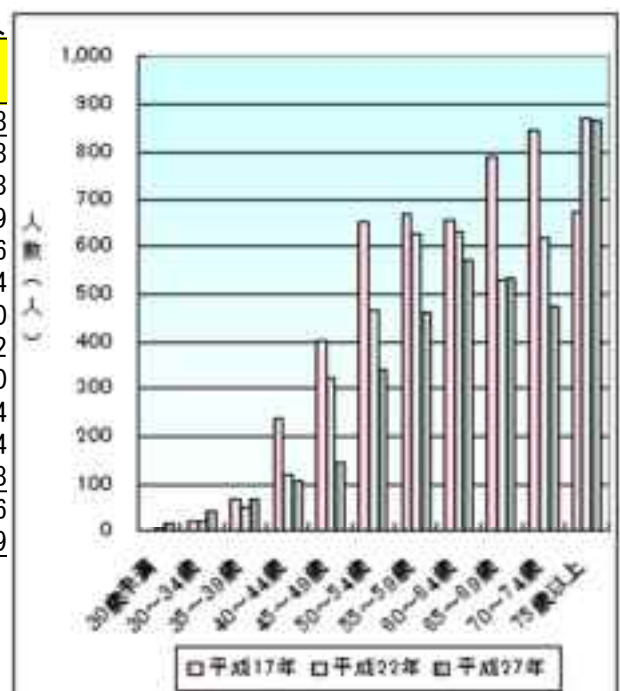
オ 年齢別経営者数

販売農家の経営者数のうち、65歳未満は1,752人で全体の48.3%となっており、10年間で5.6ポイント減少しています。一方、65歳以上は1,876人で、全体の51.7%となり、うち75歳以上が868人で全体の23.9%となっています。

単位：人

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
計	5,018	4,257	3,628
30歳未満	3	4	18
30～34歳	21	22	43
35～39歳	70	53	69
40～44歳	236	119	106
45～49歳	401	324	144
50～54歳	651	464	340
55～59歳	670	626	462
60～64歳	655	629	570
65～69歳	791	529	534
70～74歳	846	616	474
75歳以上	674	871	868
うち80～84歳	-	253	296
うち85歳以上	-	59	109

(農林業センサス)



(2) 林業

① 森林の状況等

森林面積は 35,137ha で、総区域面積の 54.6%を占めています。そのうち、国有林が 16,409ha で、国有林比率は 25.5%となっています。

単位:ha

区 分	総区域面積	森林面積	森林比率		国有林比率
			国有林	民有林	
宮崎市	64,367	35,137	16,409	18,728	54.6%

(宮崎県林業統計 H27.3現在)

② 保有山林面積規模別林家数

林家数は 1,158 戸となっています。そのうち、1～3ha は 831 戸で、全体の 71.8%を占めています。

単位:戸

区 分	計	1～3ha	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50～100ha	100～500ha
宮崎市	1,158	831	165	83	43	17	8	5	6
宮 崎	556	385	89	35	26	7	5	4	5
佐土原	96	73	12	9	1	—	1	—	—
田 野	140	107	15	11	3	4	—	—	—
高 岡	251	187	32	20	7	3	1	—	1
清 武	115	79	17	8	6	3	1	1	—

(2015年農林業センサス)



③ 保有山林面積規模別林業経営体数

林業経営体数は86経営体となっています。そのうち、10ha未満（「保有山林なし」を含む）は56経営体で、全体の65.1%を占めています。

単位：経営体

区 分	計	保有山林なし	5ha未満	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50～100ha	100ha以上
宮崎市	86	2	34	20	6	8	2	5	9
宮崎	39	2	14	7	2	5	2	1	6
佐土原	4	—	1	3	—	—	—	—	—
田野	13	—	7	2	1	1	—	1	1
高岡	12	—	6	4	1	—	—	1	—
清武	18	—	6	4	2	2	—	2	2

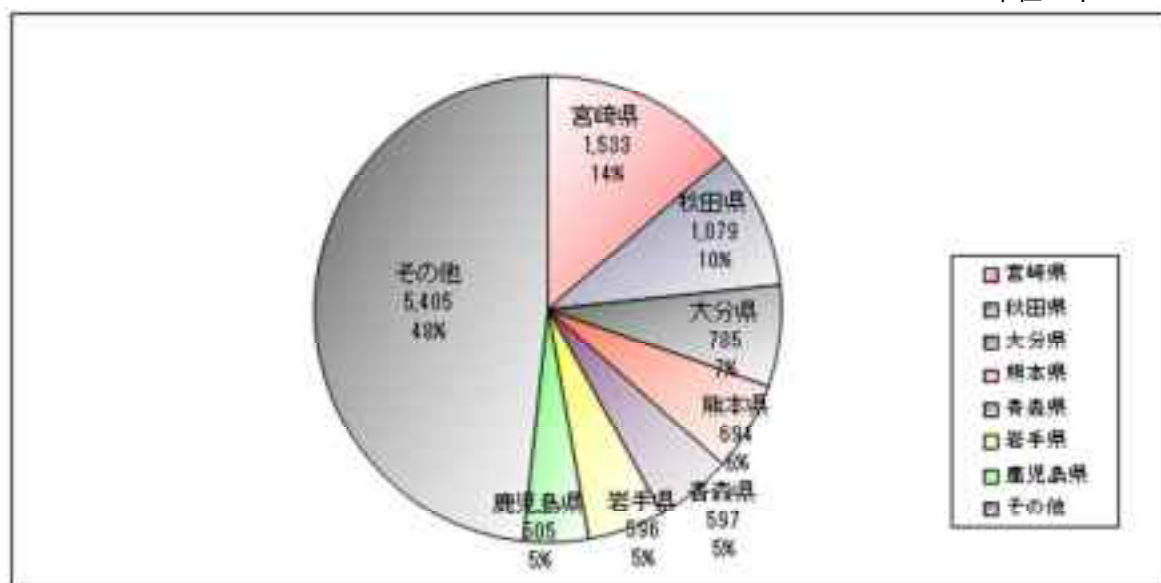
（2015年農林業センサス）



④ スギ素材生産量

宮崎県のスギ素材生産量は1,533千 m^3 で、全国シェアは14%となっています。

単位：千 m^3



（農林水産省「平成26年木材統計」）

(3) 水産業

① 海面漁協組合員数

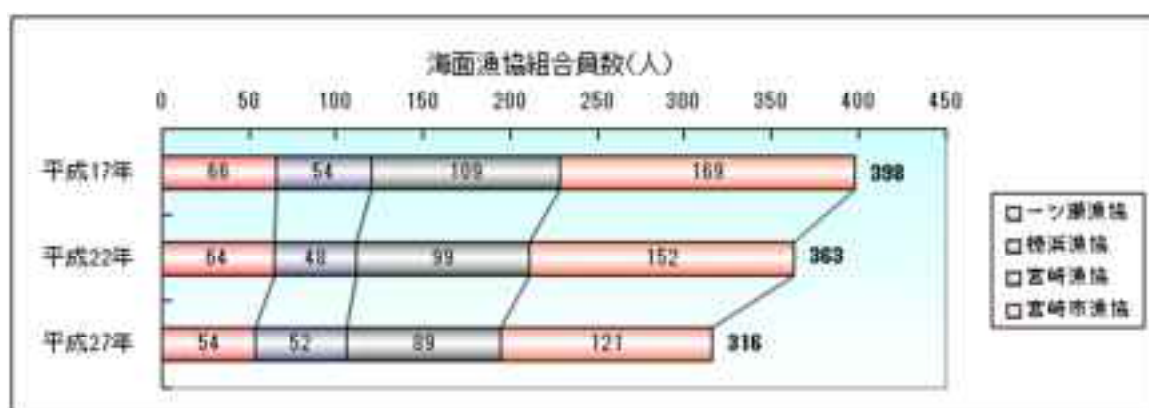
ア 海面漁協組合員数

海面漁協の組合員数は316人となっており、10年間で82人（20.6%）減少しています。

単位：人

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
海面漁協組合員総数	398	363	316
一ツ瀬漁業協同組合	66	64	54
檳浜漁業協同組合	54	48	52
宮崎漁業協同組合	109	99	89
宮崎市漁業協同組合	169	152	121

(宮崎市調べ)



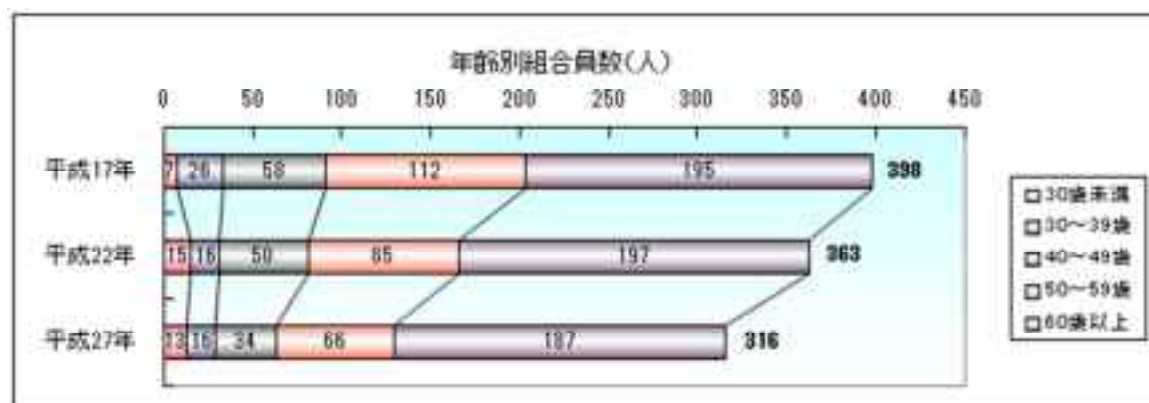
イ 年齢別組合員数

海面漁協の年齢別組合員数をみると、60歳以上は187人（59.2%）となっており、10年間で10.2ポイント増加しています。

単位：人

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
30歳未満	7	15	13
30～39歳	26	16	16
40～49歳	58	50	34
50～59歳	112	85	66
60歳以上	195	197	187

(宮崎市調べ)



② 海面漁協漁船隻数

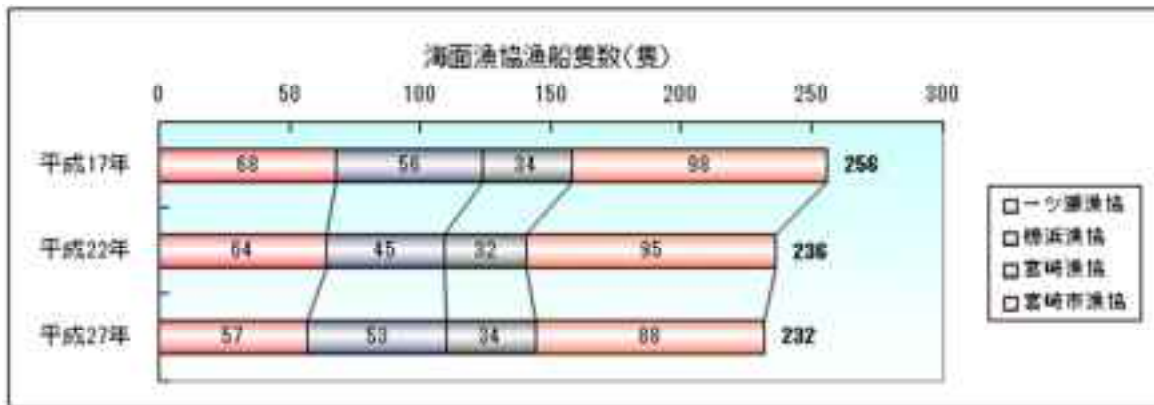
ア 海面漁協漁船隻数

海面漁協の漁船隻数は232隻となっており、10年間で24隻(9.4%)減少しています。

単位：隻

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
海面漁協組合員総数	256	236	232
一ツ瀬漁業協同組合	68	64	57
檳浜漁業協同組合	56	45	53
宮崎漁業協同組合	34	32	34
宮崎市漁業協同組合	98	95	88

(宮崎市調べ)



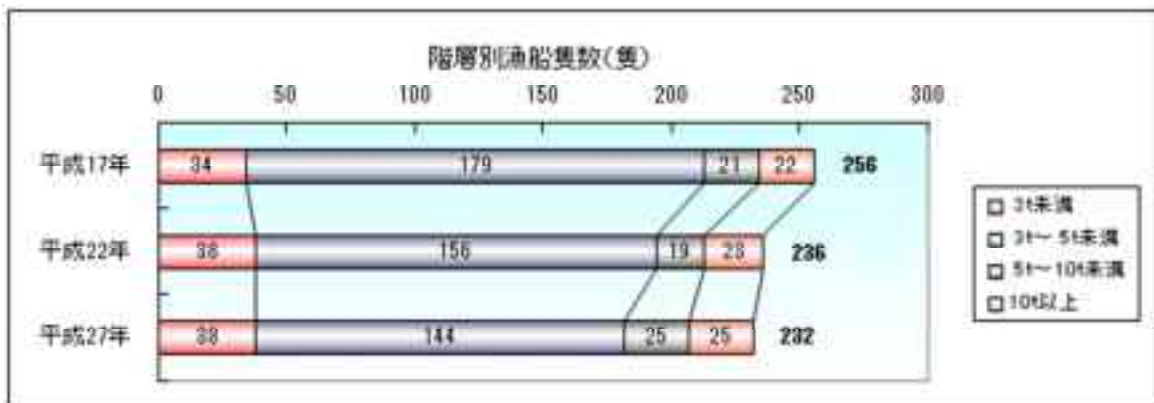
イ 階層別漁船隻数

海面漁協の階層別漁船隻数をみると、5t未満は182隻(78.4%)となっており、10年間で31隻減少した一方で、5t以上は50隻(21.6%)となり、10年間で7隻増加しています。

単位：隻

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
3t未満	34	38	38
3t～5t未満	179	156	144
5t～10t未満	21	19	25
10t以上	22	23	25

(宮崎市調べ)



③ 海面漁協水揚状況

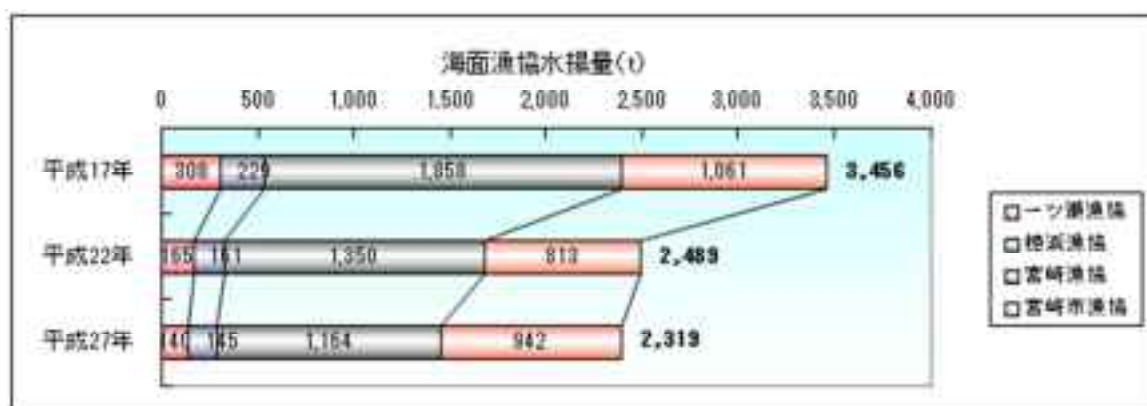
ア 海面漁協水揚量

海面漁協の水揚量は2,391 t となっており、10年間で1,065 t（30.8%）減少しています。

単位：t

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
海面漁協水揚量総計	3,456	2,489	2,391
一ツ瀬漁業協同組合	308	165	140
檳浜漁業協同組合	229	161	145
宮崎漁業協同組合	1,858	1,350	1,164
宮崎市漁業協同組合	1,061	813	942

(宮崎市調べ)



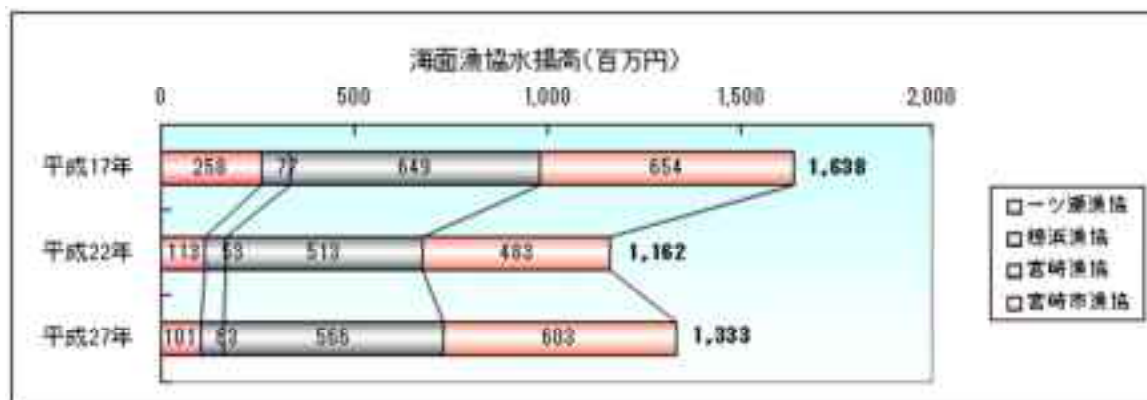
イ 海面漁協水揚高

海面漁協の水揚高は1,333 百万円となっており、10年間で305 百万円（18.6%）減少しています。

単位：百万円

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
海面漁協水揚高総計	1,638	1,162	1,333
一ツ瀬漁業協同組合	258	113	101
檳浜漁業協同組合	77	53	63
宮崎漁業協同組合	649	513	566
宮崎市漁業協同組合	654	483	603

(宮崎市調べ)





第3章

基本理念・基本目標

第3章 基本理念・基本目標

1 計画の体系

今後5年間に於ける本市の農林水産業振興を図るためのスローガンとなる「基本理念」を設定し、その達成のために、農業分野、林業分野、水産業分野及び市場分野の4つの分野それぞれに「基本目標」を設けました。

また、本計画の目標年度である5年後の平成33年度（2021年度）に向けて成果指標とするKPI※を設定しました。

なお、基本目標を達成するため、次章に「今後5年間に於いて計画的に実施すべき施策（基本施策）」を掲げ、具体的な取組内容を記載しています。

〔用語解説〕

・ K P I

key performance indicator の略。「重要業績評価指標」と訳される。

2 基本理念と基本目標

（1）基本理念

農林水産業で興す地方創生 ～所得と雇用の創造～

我が国が、少子高齢化社会、人口減少社会の到来を迎える中、国では、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたり活力ある社会を維持していくことを目指して、「地方創生」を政策の大きな柱としています。

このような中、平成26年11月には「ひと・まち・しごと創生法」（平成26年法律第136号）が施行され、これに基づく「ひと・まち・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定、平成28年12月22日改定）においては、主要施策の1つとして「農林水産業の成長産業化」が掲げられており、平成31年度（2019年度）までに6次産業化の市場規模を10兆円とすることや農林水産物等の輸出額を1兆円とすることなどが盛り込まれているところです。

また、本市が地方版総合戦略として平成27年10月に策定した「宮崎市地方創生総合戦略」においても、基本目標である「居住環境の充実」、「人材の育成」、「雇用の場の創出」、「ブランド力の向上」の達成に向けた重要な産業として、農林水産業を位置付けているところです。

このようなことから、本計画においては、今後とも農林水産業が本市の基幹産業であり続けるため、本市の農林水産業や農山漁村が抱えている課題に対応しつつ、農林漁業者や関係者が『農林水産業から地方創生を興す』という強い決意を共通認識とし、互いに連携・協力し合いながら、農林漁業者の所得向上はもちろんのこと、規模拡大や人材育成に取り組み、大都市圏からの移住・定住も促すことで、本市の活力につなげることを目指します。

さらに、持続可能な農林水産業を実現させることにより、国土・環境保全、景観形成、生物多様性、伝統文化の継承など、農林水産業や農山漁村が併せ持つ多面的な機能を最大限に発揮させ、本市の持続的な発展に寄与することを目指します。

(2) 基本目標

分野	基本目標
農 業 分 野	1 マーケットインの視点と消費者理解の醸成で「儲かる農業」を実現します
	2 多様な担い手を確保・育成し、「雇用の創出」を図ります
	3 生産環境を整備し、農地利用の最適化を推進します
	4 あらゆる危機事象に対応し、力強い農業を実現します
	5 バリエティ豊かで高品質な農畜産物の生産を振興します
林 業 分 野	1 多様なニーズに応える「力強い林業」を目指します
	2 快適な生活環境を守る豊かな森林づくりを目指します
水産業分野	1 つくり育て管理する漁業を推進します
	2 漁業経営の安定を図り、活力ある地域づくりを推進します
	3 内水面の漁業振興を図ります
	4 漁業基盤施設の整備を推進します
市 場 分 野	1 生鮮食料品等の市場流通の円滑化を図り、安定供給に努めます

(3) 目標年度（平成33年度（2021年度））に向けたK P I

分野	K P I	
農 業 分 野	農業経営体数	3,250 経営体
	農業経営体の経営者数	4,000 人
	農業経営体の常雇人数	2,000 人
	担い手への農地集積割合	70%
	農業産出額	400 億円
	生産農業所得	84 億 8,500 万円
	農業経営体 1 経営体当たり生産農業所得	261 万円
	経営者 1 人当たり生産農業所得	212 万円
林 業 分 野	植林率	70%
	森林ボランティア参加者数	1,000 人
水産業分野	漁業経営体数	130 経営体
	水揚げ高	14 億 7,500 万円
市 場 分 野	市場取扱高	400 億円

「KPIの考え方」

(1) 農業分野

① 農業経営体数

前期計画においては、農業の経営体の指標として、農林業センサスの「販売農家※」を目標値として設定しましたが、近年、法人をはじめとする組織経営体※も増加しており、その経営規模も大規模化してきていることから、本計画においては、家族経営体に加え、組織経営体※を含む「農業経営体※」を経営体の指標として目標を設定します。

農業経営体数は、(2) 経営者数の増減率に準じて推計しています。

※農業経営体数の目標		(単位：経営体)		
	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年) 【基準】	平成33年 (2021年) 【目標】
農業経営体 (①+②)	5,118	4,333	3,734	3,250
組織経営体 (①)	82	63	94	139
家族経営体 (②)	5,036	4,270	3,640	3,111

② 農業経営体の経営者数

前期計画においては、農業者の指標として、販売農家の「農業就業人口※」を目標値として設定しましたが、(1)と同様、組織経営体を含めたものとするため、本計画においては、家族経営体に加え、組織経営体を含む指標として、農業経営体の「経営者※」を農業者の指標として目標を設定します。

今後5年間で、円滑な経営継承が図られるよう法人化を推進するとともに、新規就農者100人に加え、農業後継者100人のうち経営を継承する者20人を確保し、高齢離農による大幅な減少が予想される家族経営体においては、高齢離農者を過去5年間のすう勢より5%程度鈍化させることにより、目標とする経営者数を確保することとします。

※経営者数の目標		(単位：人)		
	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年) 【基準】	平成33年 (2021年) 【目標】
農業経営体 (①+②)	5,325	4,699	4,265	4,000
組織経営体 (①)	289	429	625	889
家族経営体 (②)	5,036	4,270	3,640	3,111

③ 農業経営体の常雇人数

地方創生においては雇用の創出が大きなテーマとなっています。農業従事の形態としては、経営者のように自ら農業経営する者のほか、農業経営体に雇用されて農業に従事する方も増加しています。農林業センサスにおいては、7か月間以上の雇用契約を結ぶ「常雇※」とそ

れ以外の「臨時雇※」とに区分されていますが、近年では、優秀な人材を確保するため、周年雇用が理想とされています。

本計画では、農業経営体の「常雇」を雇用の規模を示す指標として目標を設定します。

※常雇人数の目標

(単位：人)

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年) 【基準】	平成33年 (2021年) 【目標】
農業経営体 (①+②)	861	998	1,607	2,000
組織経営体 (①)	456	330	806	1,100
家族経営体 (②)	405	668	801	900

④ 担い手への農地集積割合

国は、「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において、攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化に向けて、『今後 10 年間(2023 年まで)で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される』という K P I を設定しています。本市においても、効率的かつ持続的な農地の利用を促進するため、その目標達成に向けた取組が必要です。

本計画においては、農用地面積(農地及び採草放牧地面積)のうち、担い手等(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者又は集落営農経営(特定農業団体・集落営農組織)等)が利用集積している農用地面積の割合を「担い手への農地集積割合」とし、その目標を設定します。

※担い手への農地集積割合の目標

(単位：ha)

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度) 【基準】	平成33年 (2021年) 【目標】
農用地面積 (①)	7,430	7,459	7,425	7,374	7,374
利用集積面積 (②)	3,069	3,110	3,252	3,532	5,161
農地集積割合 (②/①)	41.3%	41.7%	43.8%	47.9%	70.0%

⑤ 農業産出額

農業生産の指標として、前期計画から「農業産出額※」の目標を設定しています。市町村別の農業産出額については、平成 18 年度分までは、農林水産省により公表されてきましたが、その後は、当該業務が廃止され、本市で独自に推計してまいりました。

本計画では、施策の影響を短期間に評価していく必要があるため、前期計画と同様に、市推計の「農業産出額」を生産の規模を示す指標として目標を設定します。

※農業産出額の目標

(単位：千万円)

	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度) 【基準】	平成33年 (2021年) 【目標】
農業産出額	3,717	3,614	3,923	3,798	3,804	3,951	4,000

⑥ 生産農業所得

農業所得の指標として、前期計画から「生産農業所得※」の目標を設定しています。市町村別の生産農業所得については、農業産出額と同様に、平成18年度分までは、農林水産省により公表されてきましたが、その後は、当該業務が廃止され、本市で独自に推計してまいりました。

本計画では、前期計画と同様に、市推計の「生産農業所得」を所得の規模を示す指標として目標を設定します。併せて、「**農業経営体1経営体当たりの生産農業所得**」及び「**経営者1人当たりの生産農業所得**」の目標も設定します。

※生産農業所得の目標

(単位：〈総額〉百万円、〈経営体・経営者当たり〉千円)

	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度) 【基準】	平成33年 (2021年) 【目標】
生産農業所得	8,307	7,646	8,183	8,002	8,116	8,441	8,485
1経営体当たり 生産農業所得	1,623	-	-	-	-	2,261	2,611
経営者1人当たり 生産農業所得	1,560	-	-	-	-	1,979	2,121

(一般的には、「生産農業所得 = 農業産出額 × 所得率 + 経常補助金等」であるが、国の経営所得安定対策等の大幅な見直しが想定され、現段階では5年後の「経常補助金等」の額を算定することが困難なため、この計画における「生産農業所得」については、「経常補助金等」を省いた額で算出している。)

〔用語解説〕

・販売農家

農家（経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯。）のうち、経営耕地面積が30a以上又は1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家。）

・農業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者。(1)経営耕地面積が30a以上の規模の農業、(2)農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業 ①露地野菜作付面積15a、②施設野菜栽培面積350㎡、③果樹栽培面積10a、④露地花き栽培面積10a、⑤施設花き栽培面積250㎡、⑥搾乳牛飼養頭数1頭、⑦肥育牛飼養頭数1頭、⑧豚飼養頭数15頭、⑨採卵鶏飼養羽数150羽、⑩ブロイラー年間出荷羽数1,000羽、⑪その他調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模、(3)農作業の受託の事業

・家族経営体

1世帯（雇用者の有無は問わない。）で事業を行う者。農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。

・組織経営体

複数世帯で事業を行う者（「家族経営体」に該当しない者）。

・経営者

男女を問わず、その農業経営に責任を持つ者をいい、集落営農や協業経営の場合は構成員を含める。農産物の生産又は委託を受けて行う農作業の時期の決定や、作物及び家畜の出荷（販売）時期の決定を行うといった、日常の農業経営における管理運営の中心となっている者。ただし、農業経営に対する出資のみを行っていて、実際の仕事に従事していない者は含まない。

・常雇

主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でも可）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人。

・臨時雇

日雇、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受入れ労働）を含む。なお、農作業を委託した場合の労働は含まない。また、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が農繁期などに農業経営のための農作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。

・農業就業人口

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者。

・農業産出額

農業生産活動による最終生産物の品目別生産額。

・生産農業所得

農業生産によって新たに生み出された付加価値。

(2) 林業分野

① 植林率

前期計画の策定時には、木材需要の減少から価格が低迷し、長伐期施業を促進していたことから、林業分野の指標の一つとして、「間伐面積」の目標を設定しました。

近年、木材需給構造の変化及び木材価格の回復傾向から標準伐期施業への移行が必要となってきています。また、林業の成長産業化と多面的機能の発揮を図るため「伐って、使って、すぐ植える」という循環型森林施業の確立も求められてきています。更には、森林法が改正され、森林資源の再造成の確保をするため、森林所有者等が市に伐採後の造林状況の報告を行うことが義務付けられました。

本計画では、「植林率」を指標として、県が目標とする県全体の再造林率 80%を基に、本市の現状等を勘案して目標を設定します。

※植林率の目標				(単位：h a)
	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度) 【基準】	平成33年 (2021年) 【目標】
伐採面積 (①)	216.86	311.80	381.88	-
植林面積 (②)	85.32	153.91	171.32	-
植林率 (②/①)	39.3%	49.4%	44.9%	70.0%

(表中の伐採面積は、森林法の規定に基づき提出された伐採届出の面積から、間伐による伐採分を除いた面積で算出している。)

② 森林ボランティア参加者数

前期計画における林業分野の指標の一つとして、「海岸松林自主管理グループへの年間参加者数」の目標を設定しました。

本計画では、「快適な生活環境を守る豊かな森林づくりを目指します」を基本目標の一つに掲げ、海岸松林のみならず、地域の貴重な財産である里山等についても、県の森林環境税などを活用し、多くの森林ボランティアの参加による森林保全活動の拡大に努めていく必要があることから、「森林ボランティア参加者数」を指標として、直近3か年度の平均値を基に目標を設定します。

※森林ボランティア参加者数の目標				(単位：人)
	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度) 【基準】	平成33年 (2021年) 【目標】
森林ボランティア 参加者数	1,329	963	791	1,000

(3) 水産業分野

① 漁業経営体数

本計画では、漁業センサスにおける「漁業経営体※数（個人経営体※数及び団体経営体※数の合計）」の目標を設定します。

平成25年を基準に、今後5年間は、団体経営体数を維持するとともに、高齢離職による大幅な減少が予想される個人経営体においては、高齢離職者を過去5年間のすう勢より5%程度鈍化させることにより、目標とする経営体数を確保することとします。

※漁業経営体数の目標 (単位：経営体)

	平成20年 (2008年)	平成25年 (2013年) 【基準】	平成33年 (2021年) 【目標】
漁業経営体 (①+②)	199	159	130
個人経営体 (①)	186	146	117
団体経営体 (②)	13	13	13

② 水揚高

本計画では、水産業所得の指標として、本市水産統計の「水揚高」の目標を設定します。過去の水揚量の推移や、今後想定される漁種ごとの推計を基に水揚高の目標を設定しています。

※水揚高の目標 (単位：百万円)

	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度) 【基準】	平成33年 (2021年) 【目標】
水揚高	1,054	1,167	1,358	1,276	1,335	1,475

〔用語解説〕

・漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。ただし、過去1年間ににおける漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

・個人経営体□

個人で漁業を自営する経営体をいう。

・団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。

(4) 市場分野

① 市場取扱高

市場全体での取扱高は、平成3年度をピークとして、年々減少傾向にありましたが、近年では、取扱数量が減少し、取扱金額は増加するという、いわゆる数量減の単価高の傾向となっています。平成27年度は4年ぶりに400億円を超えていますが、取扱数量がこのまま増加に転じないことには、依然として厳しい状況が続くことが予想されます。

このような厳しい状況の中、市場関係者が一丸となって、集荷量の増量に努め、市場取扱高400億円を維持することを目標とします。

※市場取扱高の目標

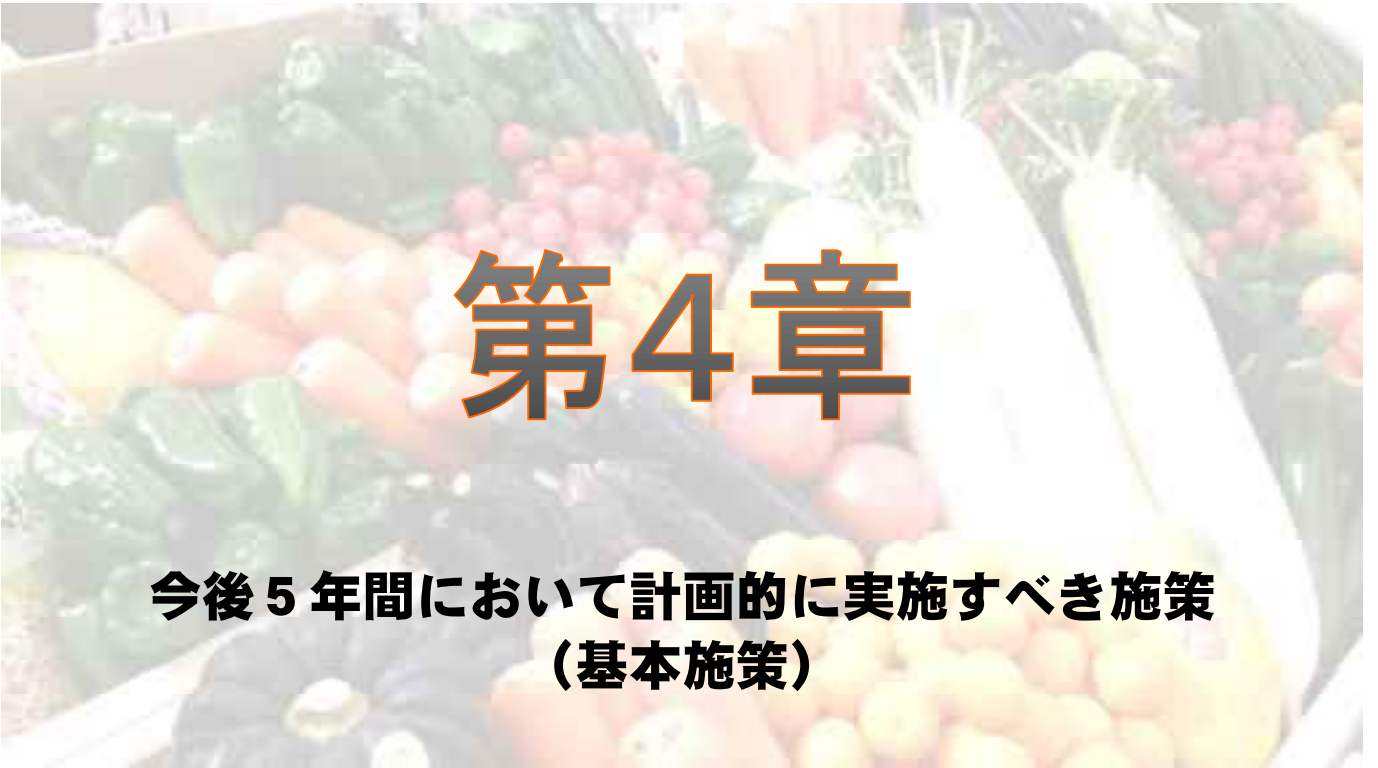
(単位：〈数量〉千t、〈取扱高〉億円)

	平成3年度 (1991年度) 【ピーク】	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度) 【基準】	平成33年 (2021年) 【目標】
取扱数量	192	147	143	146	142	139	132	-
市場取扱高	564	403	413	384	384	399	417	400

(取扱数量は、花き部を除く数量。)



みやざき旬の花(宮崎市園芸振興協議会花き部会)



第4章

**今後5年間に於いて計画的に実施すべき施策
(基本施策)**

第4章 今後5年間に於いて計画的に実施すべき施策（基本施策）

I 農業分野

基本目標1 マーケットインの視点と消費者理解の醸成で「儲かる農業」を実現します

（1）産業の垣根を越えたヨコの連携を図ります

【現状と課題】

本市のバラエティ豊かで質の高い農林水産物は、観光資源としても大きな魅力のひとつであり、観光商工部と連携し、シティプロモーションの一環として、他都市でのPR活動を展開しています。

また、食育・地産地消の推進については、税務部、健康管理部、福祉部、教育委員会と連携し、健康寿命※の延伸を目的として、市民の野菜摂取量を増やす取組「MVP350（エム・ブイ・ピー・サン・ゴ・マル）」を展開しています。更に、農業農村整備事業においては、建設部所管事業と連携しながら、計画的に整備を図っています。

新規就農者の確保の取組は、今後、移住や空家対策の所管部署との連携をより密にして推進する必要があります。また、宮崎の農産物は、主にトラック輸送により、東京、大阪などの大消費地へと送られていますが、輸送距離があり輸送に時間も要するためコストが大きくなっています。加えて、農閑期である夏場の荷物や下り荷の確保など貨物量の安定化も急務となっています。

【施策の方針】

地方創生をはじめ、2020年東京オリンピック・パラリンピックに係る事前合宿や選手村での食材の活用なども期待される中、「食」や「移住」などをキーワードとし、市全体が元気になるよう、他の部局との連携を図りながら、プロモーションや消費拡大、移住・定住を促進する取組などを展開します。また、県や物流所管課との連携による海上・陸上輸送の安定的な物流体制の構築や長距離輸送の集荷機能の確保の取組を推進します。



観光誘客イベントとタイアップした試食宣伝活動
（神戸・三宮センター街）

【具体的な施策】

- シティプロモーションの機会を通じて、他都市での農林水産物のプロモーションを進めます。
- 健康をキーワードとした食育・地産地消を推進し、農林水産物の消費拡大に取り組みます。
- 農林水産業分野での移住促進を図ります。
- 荷主や運送会社等の関係事業者と行政が連携し、カーフェリー利用促進によるトラック輸送の確保や集荷から小口配送までが一体となった物流体制の構築について取り組みます。
- フェリー貨物における新たな需要を開拓し、季節的な物量変動を改善することで食料供給基地としての機能強化を図ります。
- 海外への航空直行便やカーフェリー神戸航路などのあらゆる物流手段を活用した輸出の拡大に取り組みます。

〔用語解説〕

・健康寿命

健康上の問題がない状態で自立して日常生活を送れる期間のこと。

（２）６次産業化や農商工連携への取組を推進します

【現状と課題】

農林漁業者が自ら加工・販売に取り組む６次産業化は、企業的な視点や総合的なマネジメント力・営業体制など家族経営体で取り組むにはハードルが高く、取組件数も伸び悩みが見受けられます。また、市内には、大量ロットに対応できる食品製造業が少なく、市外で一次加工されている現状となっています。

このような中、本市を一つの経営体とみなし、生産・加工・市外への販売が市内で完結できる仕組み「宮崎市版６次産業化」を目指して、平成26年４月に設立された「一般社団法人みやPEC推進機構」は、６次産業化及び農商工連携の取組による新商品及び新サービスの開発による地域産業の活性化に取り組んでいます。

【施策の方針】

国は、「６次産業の市場規模を2020年に10兆円」とする目標を掲げ、農林漁業者等が取り組むべき大きなテーマとなっています。今後とも、６次産業化や農商工連携の取組を推進し、本市の豊かな農林水産資源を最大限に活用した新商品及び新サービスの開発による地域産業の活性化を図り、所得と雇用の創出を目指します。



みやPEC推進機構のプロデュースにより開発されたシイラを使った缶詰商品

【具体的な施策】

- 補助事業等を活用した６次産業化や農商工連携の取組を支援します。
- （一社）みやPEC推進機構が進める「宮崎市版６次産業化」への取組を支援します。

（３）海外への販路拡大を支援します

【現状と課題】

本県の農水産物の輸出は、年々増加傾向にありますが、香港やシンガポールが中心となっています。取引作物は、牛肉やかんしょが多く、きゅうり、ごぼう、きんかん、マンゴーの生鮮果菜類は少量となっています。

空路は輸送コストが高く付加価値の高い商品でなければ輸送が難しく、一方、海路は輸送日数がかかるため生鮮品の鮮度保持の課題があります。

本市では、海外への輸送、商品開発、市場開拓及び販路拡大等に取り組む農林漁業者等に対し、その取組に要する経費の一部を助成しています。また、宮崎中央農業協同組合（JA宮崎中央）では、香港や台湾をターゲットに、米、茶、せんぎり大根、漬物等での輸出への取組を実施しています。



JA宮崎中央による台湾での農産物等の販促活動

【施策の方針】

国は「2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円」、県も「平成32年度（2020年度）に農産物の輸出額を23億円」とする目標を掲げており、国や県も官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に取り組んでいます。貿易自由化に向けた国際的な動きが活発化しており、少子・高齢化の進展、人口減少社会の到来など国内市場の縮小が見込まれる中、今後も成長が見込まれる海外市場への輸出拡大に向けた取組を進めます。

【具体的な施策】

- 農林漁業者等が行う輸出の取組を支援します。
- 輸出先や商品ごとのニーズ把握に努めます。
- GLOBAL G. A. P※やHACCP※、ハラル※等の国際基準や国際認証の取得などについて支援のあり方を検討します。
- 海外への航空直行便やカーフェリー神戸航路などのあらゆる物流手段を活用した輸出の拡大に取り組みます。

〔用語解説〕

- ・GLOBAL G. A. P
設立当初は、ユーレ（EUREP）GAPと呼ばれていたが、参加会員が世界に広がり、グローバルGAPと改称。国際標準のGAP。
- ・HACCP
Hazard Analysis and Critical Control Points の略。危害分析重要管理点と訳され、食品の衛生管理手法の一つ。
- ・ハラル
イスラム教において、ハラル（ハラール）とは「許されていること」を意味し、豚や酒などイスラムが禁じられているものを含まない商品を認証する制度がある。

（4）消費者に選ばれる「みやざきブランド」の確立とPRに努めます

1）伝統性、機能性などの視点を含めた新たなブランド品目の育成

【現状と課題】

現在、本市においては、13品目が県の商品ブランドとして認証されています。地域特産農産物として、“やまいき黒皮かぼちゃ”（生目）や“高岡文旦”（高岡）等のブランド化を推進しており、“やまいき黒皮かぼちゃ”は地理的表示保護制度（GI）の取得に向けた取組を行ってきました。人口減少、少子高齢化等の社会構造の変化により、消費者・販売者のニーズは多様化し、産地間競争が高まっています。

【施策の方針】

安全・安心で確かな商品づくりや消費者等を選ばれる産地づくりを引き続き推進し、安定的な取引や新たな取組が行われるよう、県や農林漁業者、農業協同組合（JA）、漁業協同組合（漁協）等が一体となったブランド対策を推進します。また、消費者動向を分析し、生産から販売、PRまで一体となった品目ごとの戦略の構築、特徴ある商品づくりを展開していきます。更に、“やまいき黒皮かぼちゃ”など伝統的な農林水産物のGIの取得に取り組めます。



GIの取得を目指す“やまいき黒皮かぼちゃ”

【具体的な施策】

- みやざきブランド推進本部やＪＡ、生産者等と連携した新たな認証取得に向けた研修会や検討会を実施します。
- 有用な栄養・機能性成分や食味等を表示した品目の販売など、健康に着目した商品づくりを推進し、「健康認証」商品の拡充や新たな商品ブランド認証を検討します。
- 地域特産農産物の知名度アップに努めるため、販売とＰＲとが一体となった取組を推進します。

２）積極的なＰＲ活動と戦略的なプロモーションの展開

【現状と課題】

ＪＡ宮崎中央や生産者等と連携し、県内外での試食宣伝及び販促活動に取り組んでいます。更に、「旬の花」の設定や「食フェスタ in みやざき」、「園芸の祭典」等のイベントを通じて市内の消費者へのＰＲ活動も行っています。また、観光振興の拠点となる物販施設では域内の商品の販売が求められており、流通コストを抑え新鮮な状態で消費者に農林水産物を提供する直売施設の利活用が望まれています。

【施策の方針】

消費者動向を分析し、生産から販売、ＰＲまでが一体となった品目ごとの戦略を構築し、特徴ある商品づくりを展開します。また、地産地消や地産外商に向けたＰＲ活動に留まらず、広報部門や観光部門と連動した県外及び海外からの“誘客”につなげる活動にも積極的に取り組みます。

【具体的な施策】

- 安全・安心な「みやざきどれ」農林水産物への理解と信頼を獲得するため、ＪＡ宮崎中央や各漁協、出荷者等と連携を図り、一体となって県内外におけるＰＲ活動を展開します。
- （一社）みやＰＥＣ推進機構が行う農林水産物の消費拡大や販路拡大に向けた地産地消・地産外商の取組やＰＲ活動を支援します。
- 付加価値を高めるための加工品の開発に向け、品目ごと用途ごとの販売戦略を検討していきます。
- 市内で生産された農林水産物及びそれらを原料とする加工品については、ふるさと納税（宮崎ふるさと愛寄付金）の返礼品として積極的に活用し、全国に向けたＰＲに努めます。
- 本市の魅力の一つである「スポーツ」と連携した新たなマーケットにおけるＰＲ活動の実施を検討します。
- 関係機関や関係団体と連携して、観光や地域振興の拠点となる物販施設を活用した“誘客”への取組を支援します。



プロ野球キャンプ地での農産物の試食宣伝活動



市内スーパーでの宮崎牛の試食宣伝活動

(5) 消費者や実需者に信頼される安全・安心な生産体制の確保に努めます

1) 安全・安心な「食」の生産・供給体制づくりの推進

【現状と課題】

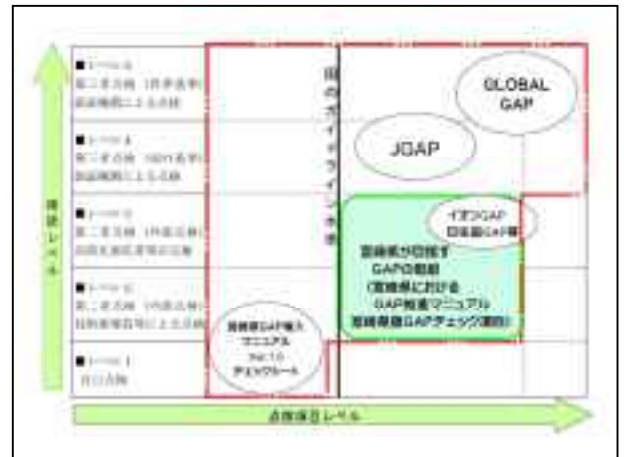
平成26年度より、県の商品ブランド品目においては、宮崎県版GAP※の実施が義務化され、品目別研修会等を通じてGAPチェックリストや生産履歴の記帳、ポジティブリスト制度※の周知、農薬適正使用の遵守等の意識啓発が行われています。

生産履歴管理記録簿の記帳やドリフト※防止等の農薬適正使用について生産者の理解が進み、米では流通の過程での品種・産地・生産年の表示が義務づけられ、牛肉では10桁の個体識別番号により消費者が正確な生産履歴情報を確認できるようになっています。

一方、食の安全が脅かされ、その信頼性を揺るがす事例も相次いで発生するなど、市民の食に対する関心は、ますます高まっており、安全で信頼される農産物の生産・供給体制づくりに向けた取組が求められています。

【施策の方針】

食の安全・安心を求める消費者ニーズに的確に対応し、生産者の顔が見える産地を確立するため、農薬の適正使用やポジティブリスト制度の遵守に努め、生産履歴管理記録簿の記帳の徹底などトレーサビリティ※の取組を関係機関一体となって推進します。



宮崎県におけるGAP取組の目指すレベル
(「宮崎県におけるGAP推進マニュアル」より)

【具体的な施策】

- 県、農業改良普及センター及びJ A宮崎中央と連携を図りながら、農薬の適正使用やポジティブリスト制度の普及啓発を図るとともに、生産履歴管理記録簿の記帳徹底に取り組めます。

【用語解説】

・GAP

Good Agriculture Practice の略。適正農業規範や農業生産工程管理と訳される。農薬や肥料の適正使用はもとより、農場管理や農業従事者の衛生管理など、生産・収穫調整・加工・出荷までの一連の生産工程を管理を管理する手法。

・ポジティブリスト制度

食品衛生法に定められる、残留農薬等に関する規定。農薬・動物用医薬品・資料添加物などを対象に、その成分が一定基準を超えて残留する農作物・食品の、製造・輸入・販売を原則禁止する制度。

・ドリフト

散布された農薬が別の作物が栽培されているほ場等に飛散し、目的外の作物に付着してしまう現象。付着した作物にその農薬の適用登録が無い場合、無登録農薬の使用とみなされる。

・トレーサビリティ

食品の生産、加工、流通等の各段階の記録を保管し、食品とその情報を追跡、遡及できるようにすること。

2) 環境保全型農業の推進

【現状と課題】

地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献するため、環境に優しく、保全効果の高い営農活動の重要性が高まっています。こうした営農活動に取り組むエコファーマー※や、生産される有機農産物※は、環境への負荷を低減するだけでなく、消費者に対して「安全・安心」を与えてくれます。

【施策の方針】

環境への負担低減による持続的な農業生産の発展や、安全で信頼のあるみやざきの農産物を消費者へ届けるため、環境保全型農業を推進します。

【具体的な施策】

- 環境保全に効果の高い営農活動を推進するため、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組を支援します。



環境に優しい農業の展開イメージ
(「みやざき環境保全型農業推進プラン」より)

〔用語解説〕

- ・エコファーマー
「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、都道府県知事から「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた農業者の愛称名。
- ・有機農産物
当該農産物の生産に用いた種苗のは種又は植付けの二年前（多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の三年前）から当該農産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を使用しないほ場において収穫された農産物であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するもの。

（6）食育・地産地消を推進します

【現状と課題】

食育の取組については、平成25年3月に策定した「宮崎市食育・地産地消推進計画」に基づき、小・中学校だけでなく、保育所、幼稚園などにも幅広く取組が広がっています。また、地産地消の取組についてもNPO法人等が実践する野菜を活用した食育活動や食生活改善推進員による健康料理教室等などが行われています。

さらに、「宮崎市食育・地産地消推進会議」の提案に、庁内関係部局の連携のもと、生活習慣病の予防に役立つ「野菜」の摂取を促す“MVP350”の取組を開始しました。

【施策の方針】

「宮崎市食育・地産地消推進計画」に基づき、今後とも食育や地産地消の取組を推進します。また、JA宮崎中央や各漁協などの関係団体だけでなく、保育所、幼稚園、学校などの教育機関、福祉や子育ての活動に取り組むNPO法人等との協働により、「食」と「農」の身近な関係づくりを推進します。さらに、学校給食での地場産物の使用割合を高める取組に加え、企業の社員食堂や病院・介護施設等における給食についても地場産物の利用割合を高めるための施策を展開します。



宮崎市食育・地産地消推進会議

【具体的な施策】

- 平成29年度に現行計画を見直し、新たな「宮崎市食育・地産地消推進計画」を策定します。
- 「健康寿命日本一」を目指す“MVP350”の取組をなお一層推進します。
- 保育所、幼稚園、小学校、中学校、NPO法人等が取り組む食育推進活動を展開します。
- 農林漁業者等との連携した小・中学校における「食農教育（教室）」の取組を検討します。

（7）農業に触れる機会の提供に努めます

【現状と課題】

近年は若者を中心に、農業に触れる機会が少なくなっています。一方、観光旅行や修学旅行においては多様化が進んでおり、単なる観る旅行ではなく体験型観光も増加してきている現状があります。

このため、作付けや収穫体験など、農業を楽しく体験してもらうことにより、農業に対する理解を深めてもらうことが求められています。

【施策の方針】

都市と農村との交流による地域活性化を図り、農業体験により消費者が農業に対する理解を深める取組を推進するため、観光部門と連携して体験型観光の普及・推進に努めます。



畜産を学んでいただくための親子DEバスツアー

【具体的な施策】

- 観光部門との連携により、県内外の観光客等に農業を体験いただく体験型観光の広報に努めます。
- 農業体験プログラムの受入の現状を調査・分析し、受入体制の改善や、問題点の解決に取り組めます。
- 農業体験のニーズを調査・分析し、その結果を基に受入農家を掘り起こし、新規のプログラムを提案します。

（8）市民農園の利便性向上に努めます

【現状と課題】

現在、市内には7か所の市民農園※が開設されており、契約した市民が自分の手で野菜や花を育て、収穫する喜びを体験できますが、更に農業への理解を深めるための体験の場の創出が求められています。

【施策の方針】

市民農園の利用により、農業への理解が深まる効果が期待されるため、今後とも積極的に市民農園のPRに努め、施設の利用向上を図ります。また利用希望者の相談には適切に対応し、初心者でも気軽に楽しめる市民農園を目指します。

【重点推進地区】

赤江地区、生目地区、佐土原地区、高岡地区

【具体的な施策】

- 農業に対する理解や市民の余暇活動の充実を図るため、特定農地貸付法に基いて市民農園の土地所有者と開設者に関する必要な事務手続を行います。
- 津倉市民農園の適切な管理を行います。
- 市民農園の利用状況を常に把握し、利用向上のためチラシ・ポスター・ホームページ・ラジオ・広報紙等でのPRに努めます。
- 市民農園の利用者にアンケートを実施して最新のニーズを把握し、利便性の向上を図ります。



佐土原・津倉市民農園

〔用語解説〕

・市民農園

レクリエーションその他の営利以外の目的で、主として都市住民の利用に供される農地のこと。「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（特定農地貸付法）」や「市民農園整備促進法」に基づき整備された農園で、地方公共団体や農協が開設するものや、NPO法人や民間企業等が地方公共団体や農地保有合理化法人から農地を借り受けて開設するものもある。

基本目標２ 多様な担い手を確保・育成し、「雇用の創出」を図ります

（１）規模拡大を志向する担い手の雇用確保を支援します

【現状と課題】

少子高齢化に伴う人口減少が進行する中、農業分野においても担い手が不足する事態となっています。このような中であって、産地としての生産力を維持していくためには、個々の経営体の規模拡大が必要となっています。

国では、農の雇用事業※により雇用主を支援することで労働力の確保が進められています。

しかしながら、農業における雇用については、栽培周期等により農繁期、農閑期があり、周年雇用が難しい状況もあり、農の雇用事業の活用が難しい農業経営体も多いのが現状です。

【施策の方針】

就労の期間や時間帯を自身の生活様式に合わせて、限定的な雇用形態を希望する主婦や学生及び農業経営からはリタイアしたものの経験・技術を有する高齢農業者などを雇用従業員として確保するため、作業内容や就労環境に応じた農家と求職者とのマッチングを進めることにより、農業における雇用の確保を支援します。



就農相談会への出展

【具体的な施策】

- 農の雇用事業など国の雇用対策の活用を支援することで、雇用労働力の確保と就業環境の整備を図ります。
- 作付体系の工夫や経営の多角化等に取り組む先進的な農業経営体による講演会の開催や啓発活動を行い、周年雇用体系の実現を促進します。
- 農繁期に必要な労働力を確保できる仕組みを検討します。

〔用語解説〕

・農の雇用事業

国が、新規就農を促進するため、農業法人等が就農希望者を雇用し、農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修（OJT研修）の実施を支援する事業。

（２）認定農業者の確保・育成に努めます

【現状と課題】

農業従事者の減少と高齢化に伴い、地域農業の担い手確保が急務となっています。認定農業者※は「効率的かつ安定的な経営体」を目指すプロの農業経営者として、各種支援措置の対象とされています。

これからの本市農業を担う意欲と能力のある認定農業者に経営改善目標を実現するための施策を集中させて確保・育成することが喫緊の課題となっています。

認定農業者数の推移

単位：経営体

区 分	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)
宮崎市	1,503	1,485	1,431	1,369	1,377
宮 崎	646	646	632	640	647
佐土原	289	284	262	244	235
田 野	229	213	210	181	177
高 岡	147	140	130	122	124
清 武	192	202	197	182	194

【施策の方針】

関係機関と連携し、農業経営改善計画の作成や目標達成に向けた取組を支援し、経営感覚に優れ、意欲に満ちた認定農業者の確保・育成に努めます。

【具体的な施策】

- 農業経営改善計画の作成や計画達成のふり返りを通じて、自身による経営分析を進めるとともに、経営上の課題と支援施策のニーズの掘り起しに努めます。
- 国の青年就農給付金※の対象者など新規就農者に対して、認定農業者への円滑な移行を促し、営農の定着のためのフォローアップに努めます。
- 高齢などによる経営規模の縮小や離農により遊休化する農地や豊富な知識・経験を有しながらも経営からは引退した人材を活用することにより、認定農業者の規模拡大が円滑に進展するための仕組みづくりを検討します。
- 農業経営の健全化に資するため、経営安定や規模拡大等を目的とした資金借入れに対し、利子補給を行います。
- 適切な「人・農地プラン※」において中心経営体に位置付けられた意欲ある農業者等の経営の規模拡大や多角化を推進するため、農業用機械や施設の導入を支援します。



農業経営改善計画の作成支援

〔用語解説〕

・認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」の規定に基づき、農業経営改善計画書を作成し、その計画内容が市町村の農業経営基盤促進基本構想に照らし適切であるとともに達成が見込まれるとして市町村から認定を受けた者。

・青年就農給付金

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する国の給付金。

・人・農地プラン

「地域農業マスタープラン」とも呼ばれ、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」として、集落・地域の話合いにより作成される。

（３）農業法人の育成・支援に努めます

【現状と課題】

国においては、平成28年度4月の改正農地法の施行など、農地を所有できる農地所有適格法人※（旧農業生産法人）の要件を大幅に緩和し、産業界との連携による6次産業化の取組などにより農業の競争力強化を進めています。

農業経営の法人化は、経営の安定強化や雇用労働力を確保するうえで有効な手段です。しかしながら、法人化により税制面でのメリットを享受するには一定の収益が必要であり、法人化を志向しながらも移行に踏みきれない経営体への支援が求められています。



法人化を考える農業者研修会

【施策の方針】

効率的な経営を行う農業法人の確保・育成を積極的に推進します。

【具体的な施策】

- 経営の安定や規模拡大を目指す農業法人や法人志向農家で組織する「宮崎市元気な農業法人会」の運営を支援し、会員相互、関係機関、市外の先進的経営体などとの連携を進め経営力の強化を図ります。
- 宮崎県農業会議など関係機関と連携し、農業と他産業とのマッチングの機会創出に努めます。
- 本市農業の中核的な担い手である農業法人を育成するため、法人志向農家を対象とした研修会を開催するなど、家族経営体からの法人化移行を後押しします。
- 農業法人の経営安定のため、制度資金の借入に要する経費の一部を助成します。

〔用語解説〕

・農地所有適格法人

農業法人は、農地を利用するか否かによって、「農地所有適格法人」と「その他の農業法人」に大別される。農地所有適格法人は、農地法に規定された呼び名で、農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことのできる法人で、農事組合法人（農業経営を行うもの）、合同会社、合資会社又は株式会社で、農地法に規定された一定の要件（事業要件、構成員要件、業務執行役員要件）を満たす必要がある。

（４）多様な新規就農者の確保・育成に努めます

１）独立経営を目指す者への就農支援

【現状と課題】

国においては、持続可能な力強い農業を実現するため、「青年就農給付金」により主に新規参入者を対象に所得確保対策を講じることで営農の定着を進めています。大都市圏や他分野からの新規参入者が就農をする際には、生産技術の修得や生産基盤の確保など多くの課題があります。このため、就農に関する相談や情報の提供、関連施策の展開など、参入しやすい環境づくりが求められています。

青年就農給付金（経営開始型）の給付実績

	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)
給付者数（人）	55	72	90	85
給付額（千円）	72,000	99,750	185,250	73,875

（平成26年度給付額には、平成27年度の前倒し給付分が含まれる。）

新規就農者数の推移

単位：人

区 分	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)
計	50	26	42	56	101
新規参入者	19	13	14	17	20
後継者	31	13	26	9	9
法人就農者	0	0	2	30	72

(宮崎県調べ)

認定新規就農者数の推移

単位：経営体

区 分	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)
宮崎市	14	10	15	12	30
宮 崎	7	7	10	7	15
佐土原	2		1	1	4
田 野	1	1	1	3	1
高 岡	3		1		6
清 武	1	2	2	1	4

(平成26年9月以前は県知事が、それ以降については市長が認定)

【施策の方針】

関係機関・団体と連携して非農家出身者や離職後の就農など多様化した就農ルートに対応しながら、本市への移住の推進と併せて幅広い視点で、新規に経営を開始する農業者の確保・育成に取り組みます。

【具体的な施策】

- 就農意欲の喚起及び就農後の早期の経営安定と定着を図るため、一定の要件を満たす青年就農者に対し、農業を始めてから経営が安定するまでの間（最長5年間）、青年就農給付金を支給します。
- 国・県の事業と併せ、本市独自の施策を実施することで、大都市圏や他分野からの新規参入者の確保を図ります。
- 関係機関・団体と連携した就農希望者に対する情報提供を行います。
- (有)ジェイエイファームみやざき中央や県立農業大学校が行う新規就農者向けの研修など、関係機関と連携し、就農希望者への実践的な研修を実施します。
- 生産基盤の確保等に係る制度資金や事業の活用など、関係機関と連携し、営農計画の作成を支援します。
- 地域農業の担い手となる新規就農者の確保・育成を図るため、就農時の農業機械の整備等に係る初期投資の軽減を図ります。
- 新規就農者営農団地の整備を支援し、新規就農者の初期投資の軽減及び営農環境の充実を図ります。
- 「半農半X※」の営農を行う移住者に対する支援を検討します。
- 農業委員会が保有する、農地の売りたい・貸したい等の農地情報を活用し、新規就農者と農地のマッチングを支援します。



就農計画検討会

〔用語解説〕

・半農半X

塩見直紀氏（京都府綾部市在住）が1990年代半ば頃から提唱してきたライフスタイルで、自分や家族が食べる分の食料は小さな自給農で賄い、残りの時間は自分のやりたいことに費やすという生き方。

2) 法人就農を目指す者への就農支援

【現状と課題】

担い手が減少する中で本市農業が産地として一定の生産量を確保するためには経営規模の拡大が必要であり、これに伴う労働力の確保が重要な課題となっています。このような中、国・県の施策により農業法人等へ雇用就農する新規就農者数が大きく増加しています。

しかしながら、雇用主である事業者側と雇用就農者の双方のニーズについての情報が不足しており、就労環境の整備も他産業に比べて遅れています。

【施策の方針】

「宮崎市元気な農業法人会」をはじめとする農業法人等の団体や関係機関との連携を強化し、雇用就農者の確保・育成に努めます。

【具体的な施策】

- 農業法人等への雇用就農者の確保・育成を図るため、農業法人等が新たに雇用労働力を確保する取組を支援します。
- 国の施策を活用した事業者と雇用就農者のマッチングに取り組みます。
- 雇用就農者の就労環境向上、資格取得を含めた人材育成のための研修に取り組みます。
- 関係機関や周辺町と連携して、「援農隊」など農業版人材バンクの設置を検討します。

3) 農業後継者への支援

【現状と課題】

国は、「青年就農給付金」により主に新規参入者に対して所得確保対策を講じることで営農の定着化を図っています。しかしながら、農業後継者が経営を継承する場合には「新規参入者と同等の経営リスクを負う」場合とされており、支援の範囲は限定的な状況です。地域営農の担い手が持つ生産基盤や技術は産地としての宝であり、これらを農業後継者が円滑に継承することは極めて重要な課題となっています。

【施策の方針】

就職・進学等のため、市外へ転出し、農業に従事していない農家の後継者が就農しやすい環境を整えることで、新規就農者の確保を図ります。

【具体的な施策】

- 農家の後継者を担い手に誘導するため、青年就農給付金の対象とならない一定の要件を満たす農家の後継者に対して、就農時における給付金を支給するなど、農業後継者の支援に取り組みます。
- 農業後継者に対する各種支援策のチラシの作成・配布や「人・農地プラン」の話し合い活動、認定農業者の経営改善計画書の作成などのあらゆる機会を利用して周知徹底を図ります。

4) 青年農業者への活動支援

【現状と課題】

担い手農家の高齢化が進む中、青年農業者の確保・育成は大変重要となっています。このような中、農業繁栄のための学修を目的に組織された「SAP会議」は、昭和37年の発足から農業者の有機的なつながりや相互の研鑽に大いに貢献してきたところです。

しかし、今般の農業者の減少や多様な価値観の広がりにより会員数は減少傾向にあるため、新たな会員の獲得と組織活動の活性化を支援することが重要となっています。また、青年農業者の中には就業状況等によりパートナーとの出会いの機会が限られることが多く、結婚、子育てなどの将来のライフプランを描きにくい状況もあります。

【施策の方針】

関係機関と連携し、新規会員の加入による組織体制の維持及び青年農業者の資質向上に努め、将来の本市農業のリーダー育成に努めます。

【具体的な施策】

- 青年農業者の資質向上と、将来の本市農業のリーダーとなる担い手を育成するため、青年農業者で組織する「宮崎市SAP会議」の活動を支援します。
- 新規就農者に対してSAP活動への参画を推進します。
- 品目やテーマごとの専門的な学修への取組を支援し、組織の機能強化を図るとともに、他産業就業者や他都市の青年農業者との交流の促進に取り組みます。
- 農業者の成婚を支援するため、出会いの場（男女交流会）の提供と縁結びアドバイザーによる相談活動を実施します。



SAP会員によるプロジェクト発表



SAP会員によるイベントでの農産物の販売

（５）農業者相互の連携による大きな枠組みでの営農を推進します

１）生産施設整備や共同利用機械導入に向けた取組の推進

【現状と課題】

農業用ハウス等の生産施設整備をはじめ、稲作、畜産における共同利用機械導入が着実に実施され、産地の維持発展につながっています。しかしながら、農業従事者の高齢化や担い手不足に伴い、年々栽培面積が減少し、生産力が低下してきています。このため、共同利用施設等の整備や、それを活用する担い手、農作業受託組織の育成が更に重要となってきています。

【施策の方針】

国・県の補助事業を積極的に活用し、農業用ハウス等の生産施設の整備を進めるとともに、稲作、畜産はもとより畑作についても農作業受託組織の育成を行い、将来的には集落営農※組織に発展できるよう支援していきます。また、機械の有効活用、長寿命化の取組を推進し、コスト低減に努めます。

【具体的な施策】

- 共同利用のための農業用機械や施設の整備を支援し、農作業受託組織の育成を図ります。
- 機械の有効活用や長寿命化に向けて、農業機械保有者への指導を行います。

〔用語解説〕

・集落営農

1 集落又は複数集落内の地域農家の合意のもとで、農業生産過程の一部又は全部を共同化して実施する集団的な営農。

２）集落営農を見据えた段階的な話し合い活動の推進

【現状と課題】

農家の高齢化や担い手の減少とともに、農産物の販売価格の低迷は、農業経営に大きな影響を及ぼしています。特に、水田農業においては、水稻栽培面積が減少しており、農地の荒廃化が懸念されています。一旦、荒廃した農地を元の状態に復元するには多大なコストと労力が必要となることに加え、水源涵養^{かん}などの農地の有する多面的機能の発揮に支障となります。

しかしながら、認定農業者などの担い手のみで、地域の全ての農地を守るには限界があり、兼業農家や高齢農業者など多様な人材がそれぞれの技術、経験を生かしながら分業・協業を行い、地域営農を地域自らが支える仕組みづくりが重要となっています。



人・農地プラン座談会

【施策の方針】

将来にわたって地域営農の維持・発展を図るため、リーダーの育成や「人・農地プラン」の作成・更新を通じた多様な参加者による話し合い活動により、集落の課題整理を行い、集落営農の組織化を支援します。

【具体的な施策】

- 関係機関と連携し、集落営農の組織化を支援します。
- 「人・農地プラン」の作成・見直しに併せて、地域の課題解決に向けた話し合いを進め、地域のニーズに即した具体的な施策の検討につなげます。
- 農地の利用状況について、農用地情報管理システム（GIS）を活用した地域の話し合いを推進します。

（6）安定した家族経営と円滑な事業継承に努めます

1）家族経営協定の締結推進

【現状と課題】

家族で取り組む農業経営においては、経営と家計を明確に分離することはもちろん、経営感覚にすぐれた農業経営の確立が求められています。家族一人ひとりが農業経営の状況を把握し、将来の経営目標やその実現のための具体的な取組内容などを共有することは、農業経営の発展や将来展望を切り開く上でとても大切であり、その中で役割分担や就業条件などを家族で話し合い文書化する家族経営協定※の果たす役割は大きくなってきています。しかし、前述のメリットや、協定について周知が足りておらず、年間締結数は一桁で推移している状況です。



家族経営協定の締結

【施策の方針】

農業経営を安定させていく手段の一つとして、家族経営協定のPR活動に努めます。

【具体的な施策】

- 未締結世帯に対する制度周知PR活動を実施するとともに、家族経営協定書を結ぶ意義や協定書の見直しの重要性について説明を強化し、協定の締結を推進します。

〔用語解説〕

・家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

2) 農業者年金制度への加入推進

【現状と課題】

農業者年金制度※は、農業者に対し、年金給付を行うことにより、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業の担い手の確保を目的とした制度です。農業者年金に加入することにより、将来に渡り、安定的な農業者の基盤を整えることができるため、加入資格者全員に周知し、加入を促す取組が必要となっています。しかし、子育てを終えた世代の加入はありますが、若い世代に関しては、保険料の支払いが困難等の理由から、新規加入数が少ない現状にあります。

【施策の方針】

あらゆる機会を通じて加入資格者に対し農業者年金の周知に努め、各関係機関と連携して加入推進に努めます。

【具体的な施策】

- J Aの会合や家族経営協定連絡協議会等の研修会の中で、農業者年金の制度の説明を実施し、老後生活の安定と社会保険料控除による節税効果などの具体的なメリットのPRに努めます。
- 新規就農者や農業後継者、国の補助がある年金（政策支援）への加入資格がある者など比較的若い世代の加入資格者への制度周知と加入推進活動を重点的に展開します。
- 農業委員に対する研修会を定期的実施します。
- 市広報やその他広報への紙面掲載を行い、制度の周知を図ります。

〔用語解説〕

・農業者年金制度

国民年金の二階部分として農業者を対象に給付される上乗せ年金制度。

農業者年金通常加入の要件

- ①60歳未満
- ②年間60日以上農業に従事する者
- ③国民年金第1号被保険者

政策支援（国庫補助有りの年金）の加入要件

- ①国民年金第1号被保険者
- ②40歳未満
- ③年間所得900万円以下
- ④認定農業者かつ青色申告者＊

＊他の要件を満たすことで政策支援を受けることができる場合があります。

（7）女性農業者による活動を応援します

【現状と課題】

農業経営主のパートナーである女性農業者は、農業就業人口の半数を占めており、農業生産を支えるほか、食農教室の実施や地域特産品の加工・販売など、女性ならではの知恵や力を生かすなど地域の活性化を図る上で重要な役割を果たしています。こうした女性農業者による個々の取組を有機的に結び付けるため、女性農業者グループのネットワークづくりが重要となっています。



PAMIによる女性農業者を対象とした講演会

【施策の方針】

女性農業者組織“PAM※”の活動や、県内外の女性農業者グループとの交流を通して、次代を担う女性農業者の確保・育成に努めます。また、女性農業者が主体的に農業経営に参画していくために必要な知識・技術の修得ができる環境づくりを行います。

【具体的な施策】

- 女性農業者の経営参画や女性の視点を生かした地域農業の活性化を図るため、女性農業者組織“PAM”の運営支援を行います。
- 女性農業者の地位向上に資する研修会の開催や他都市の女性農業者組織との交流を図ります。
- 女性ならではの視点を生かした6次産業化や、女性の認定農業者になるための家族経営協定の締結など、女性農業者の経営参画を促すための情報提供に努めます。

〔用語解説〕

・ PAM

平成24年3月に市内の女性農業者グループ12団体より設立されたネットワーク組織で、PAMは、Power Agriculture Miyazaki/Mama/Ms.の頭文字から命名された。

（8）農政アドバイザーの豊富な知識と優れた技術を次世代に継承します

【現状と課題】

国の青年就農給付金などの支援により新規就農者数は伸びていますが、農業経営を開始してからのフォローアップの不足などから安定的な所得確保が困難な事例も見受けられています。また、現状を把握し、適切な施策を企画立案する立場の農政担当職員においては、生産現場に行く機会が大幅に減り、ニーズの把握などに支障が生じることが懸念されています。

本市農業を発展させるためには、先駆的な農業者たちが有する豊富な知識や優れた技術を、新規就農者や農政担当職員に継承していくことが課題となっています。

【施策の方針】

農産、園芸、畜産などの経営形態や地域性に配慮しながら、豊富な経験と優れた技術により高い実績が認められる先駆的農業者を「宮崎市農政アドバイザー」として委嘱し、豊富な知識や優れた技術を次世代を担う若い農業経営者たちに継承するとともに、農政担当職員の農業についての技術的な知識向上を図ります。



農政アドバイザーによる農政担当職員向けの研修

【具体的な施策】

- 新規就農者の所得の向上や就農定着を図るため、豊富な知識や優れた農業技術を持つ「宮崎市農政アドバイザー」による研修会、営農指導を行います。
- 青年農業者組織などが実施する研修会に「宮崎市農政アドバイザー」を講師として派遣し、次世代を担う若い農業経営者の育成に努めます。
- 「宮崎市農政アドバイザー」と農政担当職員との意見交換や現地実習などを行い、職員の技術的な知識向上を図るとともに、現場の課題に即した施策立案に生かします。

基本目標 3 生産環境を整備し、農地利用の最適化を推進します

(1) 次代を担う農業経営体への農地集積を加速化させます

【現状と課題】

高齢化による農家の減少や非農家への農地相続の増加など、農地の遊休化が懸念される中、優良農地を「担い手」に確実に継承させる必要があります。また、国は、平成 35 年度（2023 年度）までに、担い手への農地集積率を 80%まで引き上げることとしておりますが、本市における担い手は、施設園芸を主体として、広い耕地を必要としない経営がほとんどであり、農地の集約化が進まない現状もあります。このため、新たな土地利用型農業に取り組む担い手の育成や、農地を集約して担い手が営農しやすい環境整備を行うことが急務となっています。

【施策の方針】

集落ごとに作成する「人・農地プラン」により、地域の中心となる経営体に対し、農業委員会や JA 等と連携を図りながら、農地の確実な集積を推進します。また、分散した農地の集約化と併せ、効率的な農作業に資する耕作条件の改善に努めます。



人・農地プランの話し合い活動における
農地集積等についての図面確認

【具体的な施策】

- 地域における話し合い活動を促すことにより、「人・農地プラン」の策定やプランのブラッシュアップを実施するとともに、プランを着実に実現させることにより、農地の集積を図ります。
- 農地中間管理事業※や農地利用集積円滑化事業※、農業経営基盤強化促進事業※などを有効に活用します。
- 農地利用最適化推進委員※の活動により、経営転換・高齢による廃作・相続により分散した農地を、「人・農地プラン」に位置付けられた地区の経営体に集約します。
- 農地の集積を推進し、集落営農組織や土地利用型農業に取り組む法人など多様な担い手を育成します。
- 担い手が効率的で持続性のある営農が展開できるよう、農地の集約化や簡易な土地改良事業を推進します。
- 農地の集積、生産性の向上を図るため、農業をリタイアする農業者など農地の貸し手だけでなく、地域の担い手など農地の受け手も支援します。
- 担い手の確保、集落資源の確保を図り、将来にわたって地域農業を継続させていくため、新設される農地利用最適化推進委員及び農地相談員※を活用し、モデルとなる担い手を育成・支援しながら、農地利用の最適化を図ります。

〔用語解説〕

・農地中間管理事業

地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約する必要がある場合や、耕作放棄地等について農地中間管理機構が借り受け、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりがある形で農地を利用できるよう配慮して、貸付ける事業。

・農地利用集積円滑化事業

農地等の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、平成 21 年 12 月に施行された改正農地法により創設された次の 3 事業。①農地所有者代理事業、②農地売買等事業、③研修等事業。

・農業経営基盤強化促進事業

経営感覚に優れた「効率的かつ安定的な農業経営」を育成し、それらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目的とするもので、「農業経営基盤強化促進法」に基づく5事業。①利用権設定等促進事業、②農用地利用改善事業の実施を促進する事業、③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、④農地中間管理・特例事業の実施を促進する事業、⑤農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業。

・農地利用最適化推進委員

農地法改正により、主に合議体としての意思決定を行う「農業委員」とは別に、「農地利用最適化推進委員」を設置することとされた。推進委員は、自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。

・農地相談員

農地集積・集約化対策事業実施要綱に基づく農地相談員。農業者等からの農地の権利取得、相続・贈与及び有効利用並びに農業経営等に関する相談、研修における研修資料作成及び講師の補助、農業委員会等が行う事務の補助等を任務とする。

（２）農業関連情報の一元管理を進めます

【現状と課題】

本市では、平成19年度に農業委員会が管理する農地基本台帳を基に整備した「農用地情報管理システム（GIS）」を活用し、「農業振興地域整備計画情報」、「水田情報」、「園芸施設情報」、「畜産施設情報」、「畑地かんがい事業受益地情報」、「ため池情報」など、農地情報の一元管理に努めています。しかし、各情報は、複数の所属が定期的又は不定期に実施する個別の現地調査等の結果に基づいており、情報の更新が不完全なため、正確な現況を表したものではありません。また、外部情報として活用するための整理がなされておらず、農業者等の活用は極めて限定的で汎用性の低いものとなっています。



農用地情報管理システム(GIS)

【施策の方針】

農業に関連する情報を整理し、組織横断的な調査を定期的を実施することにより、正確かつ詳細な情報の把握に努め、現況情報の精度を高めます。

【具体的な施策】

- 生産・利用に関する各種の実態調査や現況調査を実施する関係者で構成する「農地情報一元管理プロジェクトチーム（仮称）」を設置し、実施方法や調査項目等について検討を行い、新たな情報管理の基本方針を作成します。
- 新たな情報管理の基本方針に基づいて、農用地情報管理システムを再構築するとともに、順次、現況調査や各種情報の一元化を図ります。
- 農地の正確な利用状況並びに農作物生産動態を把握し、各地域の「人・農地プラン」の策定をはじめとした実効性のある計画づくりに活用します。
- 農業者等が利用可能な情報については、積極的に公開し、情報提供に努めます。

（３）優良農地の確保に努めます

【現状と課題】

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、集団的に存在する優良農地や農業生産基盤整備事業の対象地となる優良な農地については、農業振興地域の農用地区域として設定し、良好な状態で維持保全し、かつ有効利用を図ることが重要です。また、農地を確保し、有効利用することは、国土の保全、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的な機能を保持していく上でも重要です。国においては、農用地等の確保等に関する基本方針において、これまでのすう勢を踏まえ、また、平成37年度（2025年度）までの施策効果を折り込み、平成26年の農用地区域面積405万haから平成37年（2025年）の面積目標を403万haとすることが示されています。今後とも、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用や耕作放棄地対策等の諸施策を通じた農用地等の確保のための取組を推進していく必要があります。

【施策の方針】

宮崎市農業委員会、各土地改良区及びJA宮崎中央などとともに、農業振興地域の整備に関する法律や農地法の適正な運用により優良農地の確保に努めます。

【具体的な施策】

- 宮崎市農業振興地域整備計画（土地利用計画、土地基盤計画等）に基づき、優良農地の確保と土地利用に関する調整を行います。
- 農地の不適切な利用の是正指導を行い、適正な土地利用を推進することにより、良好な営農条件を確保します。
- 旧来の不整形な農地を基盤整備事業を積極的に推進し、地域の担い手農家に集積します。
- 農業の持続的発展のため、意欲的な地域の中心となる経営体が行う簡易な生産基盤の整備を支援します。



耕作放棄地の現地調査

（４）遊休農地の発生防止・解消を推進します

【現状と課題】

荒廃した農地は放置すると利用困難となるだけでなく、病虫害発生のおそれや有害鳥獣の被害拡大など、地域農業の様々な支障となります。遊休農地※は、農産物価格の低迷や農家の高齢化、相続の多様化などが主な要因となっており、今後とも増加することが懸念されています。そのため、優良農地の確保と有効利用を一体的に推進するとともに、遊休農地の解消及び発生防止が喫緊の課題となっています。

【施策の方針】

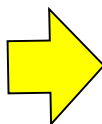
担い手への農地利用集積を推進し、農用地区域を中心に遊休農地の解消と発生の未然防止に努めます。また、新設される農地利用最適化推進委員をフル活用し、農業振興地域の農地の最適化を推進します。更に、農業委員会が、JA及び農地中間管理機構※と連携して行う農地利用状況調査により、遊休農地の現状把握や所有者等への今後の農地利用等についての意向調査を実施し、農地・非農地の分類を明確にするとともに、農地制度・関連施策の周知を図り、遊休農地の早期解消に向けた指導に取り組みます。

【具体的な施策】

- 遊休農地の発生抑制対策
 - ・意欲ある多様な担い手への農地の利用集積を推進します。
 - ・土地改良事業等により良好な営農条件を確保します。
 - ・経営所得安定対策※による農業経営の安定化を図ります。
- 遊休農地の再生対策
 - ・人力や農業機械等により解消可能な遊休農地の解消を重点的に取り組みます。
 - ・遊休農地を解消するため、必要な調査・調整を行うとともに、農業委員会が関連する業務を適切に実施します。
 - ・遊休農地を耕作可能な優良農地に復元するために、必要な経費の一部を補助し、利用促進に努めます。
- 山林・原野化した農地の非農地判断
 - ・耕作されずに既に山林化し、今後も利用が見込まれない農地について、非農地判断を行います。



再生前の遊休農地



再生された遊休農地

〔用語解説〕

- ・遊休農地
地力維持のための休閑地としての意味もあるが、耕作放棄地と同義で使用されることも多い。田畑の不作付け地を耕作放棄地予備地と捉えて耕作放棄地と合せたものを遊休農地と定義する場合もある。
- ・農地中間管理機構
高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関。平成26年度に各都道府県に設置され、農地の集約化や耕作放棄地の解消を推進する。
- ・経営所得安定対策
水田・畑作に係る担い手農家の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）、及び食料自給率・食糧自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払い交付金からなる国の支援策。

（５）農業の持続的発展を支える生産基盤の整備に努めます

１）農業用水の安定供給と畑作かんがい営農の推進

【現状と課題】

畑作営農の確立を目指して取り組んできた「国営大淀川左岸及び右岸地区土地改良事業」が平成16年度に、また、「国営綾川二期土地改良事業」が平成22年度に完工し、受益地である畑地における農業用水の安定供給が可能となっています。現在、これらの国営事業の末端関連事業として「畑地かんがい施設整備」等の基盤整備が進められており、事業が完了した地区では、これまでの天水を利用した作付け品目の限られた営農から、施設園芸や新品目の導入が可能になる等、幅広い営農形態へと移行しています。

【施策の方針】

国営土地改良事業の完了に伴い、安定した農業用水が確保されていることから、事業効果を早期に発揮させるために国営関連事業の未着手地区を中心とした基盤整備事業の積極的な推進を図ります。また地域の優良農地の農道や用排水施設等の基盤整備を進め、担い手農家の規模拡大や加工・業務用野菜などの新たな作型・品目の導入により、土地利用型農業※の経営安定を図ります。



畑作かんがい用水を活用した茶の防霜

【重点推進地区】

（継続地区）住吉2期、花見、内山東

（推進地区）垂水、村角、さぎせ原2期、さぎせ原3期、桃ノ木原

【具体的な施策】

- 関連事業継続地区の早期完成を目指します。
- 基盤整備事業が完了した地区における給水栓設置等の普及拡大を図ります。
- 事業実施予定地区においては、「人・農地プラン」の作成や農地中間管理事業の活用による担い手農家への農地集積を目指した実施計画の策定を指導します。
- 関連事業の重点推進地区において地域推進委員と連携しながら勉強会や説明会を開催し、準備委員会等の推進組織の設立に努めます。

〔用語解説〕

・土地利用型農業

土地（面積）に依存し、その広がりを活用することを営農の中心としている農業生産の方式。主な作目は穀類、加工原料用作物など。

２）多様な農業の発展を支える水田営農の生産条件の強化

【現状と課題】

水田営農においては、米価の低迷に伴う離農や耕作放棄地の増加が顕在化し、更に、農業者の高齢化、担い手不足がますます深刻になっています。施設園芸を中心とする労働集約型農業※と土地利用型農業を包括的に推進するためには、多様な担い手の育成に加え、効率的な農業経営を可能にする生産基盤の整備が必要となっています。

【施策の方針】

ほ場の大区画化や暗渠排水※などの排水改良により、水田裏作※や高収益作物への転換等、水田の有効活用を推進します。生産コストの低減、農地集積による営農の効率化や農作物の品質向上を図り、担い手農家の育成、耕作放棄地の解消に努めます。また、農産物輸送の効率化による生産性の向上を図り、担い手の規模拡大や多様な出荷形態に対応できる農道の整備を推進します。



区画整理により整備された大区画の水田
(跡江地区)

【重点推進地区】ほ場整備事業

(継続地区) 村内、内山東

(推進地区) 村角、瓜生野、七野、拾ヶ島、
鬼丸、北川内、松坂

【具体的な施策】

- 効率的な生産が可能となるよう、「人・農地プラン」や農地中間管理事業を活用した農地の利用集積を図る集落営農組織等の多様な担い手を育成・確保します。
- ほ場の大区画化や排水対策の研究、検討を行い、効率的な営農や担い手の規模拡大を図るための基盤整備を推進します。
- 地域の実情や営農のニーズに合った整備水準や整備方針について、土地改良区と協議・決定し、各種基盤整備を実施します。
- ほ場整備や基幹農道の事業継続地区の早期完成に努めます。
- 県単・市単農道整備事業により、ほ場整備区域内の幹線的な農道を中心に整備を進めます。
- 関連事業推進地区の事業着手に向けた推進組織の設立に努めます。
- 生産基盤の整備を行う意欲ある地域の中心となる経営体を支援します。

〔用語解説〕

- ・労働集約型農業
ガラス室や温室を活用するなど、狭い農地を集約的に使い、農業機械に頼らず労働力に依存する農業生産の方式。主な作目は野菜など。
- ・暗渠排水
土壌中の余分な水分を土中に埋設した管に集め排水路に排除する方法。
- ・水田裏作
春から秋にかけての主要な作物栽培である表作に水稻を栽培した後、秋から春にかけて畑として作物を栽培すること。

（６）土地改良施設の維持管理に努めます

【現状と課題】

農業用排水路や農道、ため池、頭首工、排水機場などの土地改良施設は、安定的な農業生産に重要な役割を果たすとともに、水源の涵養^{かん}や水辺空間の形成などの多面的な機能を有しています。

これらの土地改良施設のうち、国営事業で造成された広沢ダム、岩前頭首工、天神ダムや排水機場の基幹的施設については、国の制度事業等を活用しながら、市が適切な維持管理を行っています。また、その他の土地改良施設の管理は、土地改良区や水利組合などで行っています。

しかしながら、近年の担い手不足や高齢化などによって施設の維持管理や更新が不十分となっており、施設機能の低下や耐用年数の超過が危惧されています。土地改良施設の機能を将来にわたって維持するためには、効率的で適正な施設の維持管理と点検・診断及び計画的な更新が課題となっています。

【施策の方針】

農業経営の安定と地域の安全な居住空間を確保するため、施設の維持管理に必要な点検・機能診断や、老朽化する農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新活動支援など、国・県等の事業を活用しながら、適正な土地改良施設の維持管理に努めます。

【具体的な施策】

- 土地改良施設の現況を調査し、現状把握に努めるとともに、予防計画を作成し、対策工事等を検討します。
- 農業施設維持管理適正化事業等の制度事業を積極的に活用し、施設の維持・補修や更新を計画的に実施します。
- 国営大淀川左右岸土地改良事業により造成された広沢ダム・天神ダム及び幹線導水路の適正な維持管理を行います。
- 農道橋の事故防止及び長寿命化のため、定期点検を行います。



花ヶ島ラバー頭首工の点検

（７）農業の有する多面的機能を発揮させ、豊かで安全な農村環境を維持します

【現状と課題】

農業・農村は、洪水や土砂崩れの防止、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、美しい風景などの様々な多面的機能を有しています。しかし、近年は農村地域の集落機能が低下してきており、地域によって支えられている共同活動にも支障が生じつつあります。また、用水路や農道等の農業用施設を維持管理する担い手農家の負担増加も懸念されています。

【施策の方針】

農業・農村の過疎化、高齢化、混住化に伴って次第に困難となってきた共同活動や、土地改良施設の長寿命化についての活動や取組を支援し、豊かな農村環境づくりを推進します。

【具体的な施策】

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金事業※を活用し、地域の共同活動を支援します。
- 継続的な活動体制づくりに努めます。
- 地域資源の質的向上を図り、土地改良施設の長寿命化に努めます。
- 農業・農村の多面的な機能や美しい農村景観を維持・保全するための話し合い活動やイベントの開催等を支援します。



地域ぐるみで取り組む水路の泥上げ

〔用語解説〕

・多面的機能支払交付金事業

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する事業。

（８）特長ある農村景観の保全・創出に努めます

【現状と課題】

特長ある農村景観や豊かな農村環境は、今後益々注目される重要な農業・農村の資源となっています。本市には、美しい景観や伝統的な農作業の風景が残されており、これらを次世代に引き継いでいかなければなりません。そのためには、農業・農村のみならず広く市民の理解や支持を受けながら取り組む必要があります。

【施策の方針】

これまで保全されてきた良好な農村景観をあらためて見直すとともに、その環境や景観の維持管理に努めます。

【重点推進地区】

高岡地区、田野地区



高岡・一里山地区のシバザクラ

【具体的な施策】

- 農業・農村の多面的な機能や美しい農村景観を維持・保全するため、話し合い活動やイベント開催等を支援します。
- 宮崎平野の冬の風物詩である「大根やぐら」をシンボルとして日本農業遺産※の認定に向けた研究及び啓発活動を行います。

〔用語解説〕

・日本農業遺産

平成28年度に新設された世界及び日本において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を農林水産大臣が認定する制度。国連食料農業機関（FAO）が認定する世界農業遺産と共通の認定基準に加え、日本農業遺産独自の基準で審査される。

（９）農業用廃プラスチックの適正処理を推進します

【現状と課題】

農業生産活動により排出される廃プラスチックは産業廃棄物であり、排出者である農業者が適正に処理することが法律で定められています。本市では、「宮崎市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会」が中心となり、適正処理の推進に努めています。廃プラスチック処理料の支払いについては、平成29年度からデポジット（事前納付金）制度による処理料支払いが停止され、現金払いのみに変更されますが、廃プラスチックの不法投棄や焼却などにより生活環境・営農環境に悪影響を及ぼさないよう、引き続き、適正処理を推進する必要があります。

【施策の方針】

引き続き「宮崎市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会」を支援し、廃プラスチックの適正処理とリサイクルに関して啓発を継続するとともに、不法投棄等の防止のため指導を徹底していきます。



農業用廃プラスチックの収集

【具体的な施策】

- 農村環境の美化に努め、農業生産活動により排出される廃プラスチックの適正処理を行うため、「宮崎市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会」の活動を支援し、適正処理の周知に努めます。

基本目標 4 あらゆる危機事象に対応し、力強い農業を実現します

(1) グローバル化に対応し、国際競争力のある農業を実現します

【現状と課題】

近年、世界的に貿易の自由化を図ろうとする動きが活発化していますが、保護主義的な考えも依然としてあります。これまで、二国間での自由貿易を推進するEPA／FTA※については、既に複数の国々との協定が締結されており、交渉中のものまで含めると、農業分野のグローバル化は避けては通れない課題となっています。このような情勢の中、本市においてもグローバルな視野を持ち、経営感覚の優れた農業者の経営発展に向けた意欲を醸成する必要があります。農業者の減少、高齢化が進んでいますが、今後の農業を牽引していく経営感覚の優れた担い手を育成・支援することにより、持続可能な農業構造を構築するとともに産地や担い手の創意工夫を生かし、地域の強みを生かした農業を実現することで、国際競争力を高めていく必要が生じています。

【施策の方針】

本市農業が持続可能な構造を実現できるよう、国の「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）に掲げられた、①攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）及び②経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）等に向けて、国が措置する施策を最大限に活用し、農業者の経営の拡大・安定を支援します。



香港のスーパーで販売されている他県産の米

【具体的な施策】

- 規模拡大を図る意欲ある農業者に対し、農業用機械や施設の導入を支援するとともに、農地中間管理機構や農業委員会、JA等との連携により、農地の集積・集約化を図り、大区画化を推進することで、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を育成します。
- 産地パワーアップ事業※を活用し、営農戦略を策定した地域において高性能機械・施設の導入、高収益作物・栽培体系への転換を支援します。
- 畜産クラスター事業※を活用し、地域での効率的な飼料生産を推進し、畜産農家の規模拡大を支援します。

〔用語解説〕

・EPA／FTA

FTA（Free Trade Agreement 自由貿易協定）とは、ある国や地域との間で、関税をなくし、モノやサービスの自由な貿易を一層進めることを目的とした協定のこと。日本は、FTAを基礎としながら、これに加えて、投資の促進、知的財産や競争政策等の分野での制度の調和、様々な分野での協力などのより幅広い分野を対象として、経済上の連携を強化することを目的とした協定を推進しており、このような協定をEPA（Economic Partnership Agreement 経済連携協定）と呼んでいる。

・産地パワーアップ事業

農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、実需者のニーズに応じた生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組についてソフト・ハードを一体的に支援する国庫事業。

・畜産クラスター事業

畜産農家をはじめとする地域の関係者が連携し、作業の外部化や、規模拡大等により、体質強化を進めるため、地域で策定する畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体等が行う施設整備や機械導入などの競争力強化に向けた生産基盤の構築や生産性向上等に向けた取組の実証調査等を支援する国庫事業。

（２）自然災害への対応を強化します

１）台風、大雨などによる農産物への被害対策

【現状と課題】

近年、地球温暖化に伴う異常気象、台風の大型化、強力化など自然災害による被害が増大する傾向にあります。農業経営を維持、発展させ、農業生産額の増加を図るためには、異常気象等に伴う自然災害への備えが重要になっており、耐候性品種の開発や栽培方法の検討が必要となっています。また、施設園芸においては、耐候性が高い施設への転換も必要となっています。

【施策の方針】

高温、強風などの異常気象に対応できる優位な品種の導入や安定した営農が図られる生産基盤の整備に努めます。更に、自然災害による被害を軽減するため、引き続き、火山活動による降灰被害や台風の事前事後対策など適切な栽培管理情報の提供に努めるほか、速やかな対策を講じます。



台風により破損したビニルハウスの被覆資材

【具体的な施策】

- 国、県事業を活用した低コスト耐候性ハウス※の導入を支援します。
- 県の農業試験場や農業改良普及センターと連携を密にし、異常気象に対応する品種の開発及び試験導入を図ります。
- 台風等の自然災害による被害を軽減するために、引き続き栽培管理情報等の提供に努めます。

【用語解説】

・低コスト耐候性ハウス

風速 50m/s、新雪 50kg/m²に耐える強度を有し、従来の方法で同様の耐候性をもつ鉄骨ハウスの本体工事をした場合の費用の 70%程度で施工できることを条件とする園芸用温室。被覆資材には、約 10 年間の耐用年数を有するプラスチックフィルムが使用される。

２）災害に強い農村づくり

【現状と課題】

農業用ため池は、水源の少ない農地で農業を行うために先人が築造した歴史的用水施設であるとともに、豪雨時の洪水調整機能など多面性を有する重要な施設として地元土地改良区等により管理されています。

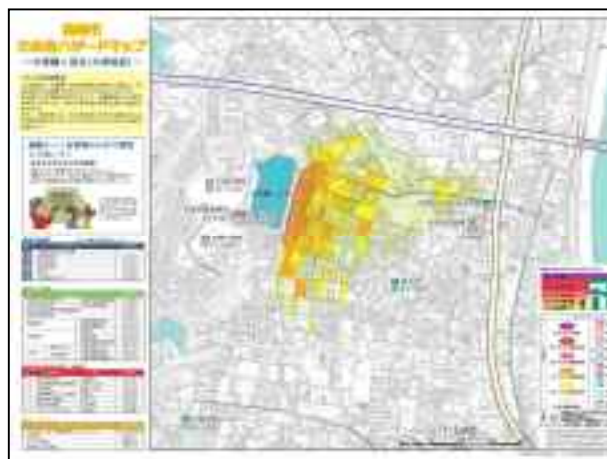
近年は、ため池下流域の宅地化が進むなどの周辺環境の変化や異常気象による集中豪雨等の多発、南海トラフ巨大地震の発生予測など、ため池決壊時には、農地や家屋、道路等の公共施設に大きな影響を及ぼすことが危惧されています。また、農地の冠水被害を軽減するため、湛水防除施設※が整備されていますが、農地周辺の宅地開発に伴う雨水流出量の増加により、排水能力が不足することが懸念されています。

【施策の方針】

老朽化しているため池の現状を把握し、安定した農業用水の確保、防災面や環境面を考慮した総合的な整備・改修を推進します。また、湛水防除施設については、排水能力の調査、機能の維持向上に努めます。

【具体的な施策】

- ため池の現状把握を行い、地域防災計画と整合を図りながら整備計画を策定します。
- 経済性や緊急性等を踏まえ、国や県の制度事業を活用しながら、ため池や湛水防除施設の整備・改修を推進します。
- 大雨等による被害の発生時には、迅速で的確な対応に努めます。
- ため池周辺地域のため池ハザードマップ※を作成し、地元への周知を図ります。



ため池ハザードマップ

〔用語解説〕

・湛水防除施設

農地の湛水を排除又は防除する排水機場などの施設。

・ため池ハザードマップ

ため池が決壊した場合に迅速かつ安全に避難するため、浸水区域、避難路、避難場所等を地図に示したもの

（３）家畜伝染病への防疫対策を強化します

【現状と課題】

本市では、平成22年に未曾有の被害をもたらした口蹄疫や平成26年12月の高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が発生しましたが、依然として侵入ルートが特定されていません。また、近隣諸国では、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの継続的な発生が確認されています。口蹄疫終息から、すでに6年が経過し、注意喚起に努めていますが、農家の防疫意識の低下が懸念されており、加えて、家畜伝染病が多発している国からの観光客も多く、予断を許さない状況となっています。

【施策の方針】

「水際防疫」、「地域防疫」、「農場防疫」の徹底や万一の発生に備えた「迅速な防疫措置」の4つの柱を念頭に防疫体制の充実に努めます。



車両消毒の徹底

【具体的な施策】

- 万一の発生に備えた防疫演習の実施や防疫資材の備蓄に努めます。
- 畜産農家に対する消毒剤の配布や自衛防疫組織への支援を行い、一層の家畜防疫の徹底を図ります。
- 家畜伝染病等により殺処分された家畜の埋却地周辺の地下水等のモニタリング調査を実施します。
- 畜産農家に対し、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するよう指導し、農場防疫を推進します。

（４）病害虫への対応を強化します

【現状と課題】

近年の地球温暖化に起因する気象変化や、国際化による人やモノの移動が広域化する中、既知病害虫の発生状況の変化や新たな病害虫の侵入などが懸念されており、高温・多湿な気象条件にある本市では、一層の警戒と迅速な対応が求められています。

【施策の方針】

農産物の安定生産を目指して、地域及び共同での病害虫防除や空中一斉防除に取り組むほか、総合的作物管理（宮崎方式 I C M）技術を活用した効果的な防除体制の確立に努めます。



無人ヘリコプターによる水稻の防除

【具体的な施策】

- 総合的作物管理（宮崎方式 I C M）技術を活用した効果的防除を推進します。
- 無人ヘリコプター等による効率的な防除に取り組みます。

（５）有害鳥獣への対応を強化します

【現状と課題】

野生鳥獣による農作物被害は、地域ぐるみの追い払い活動や電気柵設置、監視パトロールの実施などの様々な対策を一体的に行うことにより、被害額は年々減少傾向にあり、捕獲数も増加するなど一定の効果を上げています。しかしながら、シカ・イノシシ・サルをはじめとする野生鳥獣の個体数は増加傾向にあります。

【施策の方針】

野生鳥獣による農林産物の被害軽減や市民の安心安全な生活環境を保全するために、監視パトロールの実施や電気柵の設置、有害鳥獣の捕獲などの地域における各種被害対策を強化し、一体的に取り組む等、効果的な対策を図ります。また、高齢化が進む有害鳥獣捕獲班の新たな捕獲班員の確保のために農業者等の狩猟免許取得を支援します。



大型囲いわな

【具体的な施策】

- 国有林におけるくくりわな※を活用した捕獲活動を実施します。
- 鳥獣保護区※における捕獲活動に取り組みます。
- 集落ぐるみの大型電気柵の設置や個々の電気柵・箱わな※等の設置を支援します。
- 各地域における監視パトロールを実施するとともに、連携する有害鳥獣捕獲班による捕獲活動を支援します。
- 地域ぐるみでの追い払い活動や環境整備を行います。

〔用語解説〕

- ・くくりわな
踏み込み部に足を入れた際にワイヤーが閉まる原理で、野生動物（イノシシなど）を捕獲するわな。
- ・鳥獣保護区
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域。
- ・箱わな
野生動物を捕獲する際に用いられる箱状のわな。

（6）燃油価格に影響を受けない産地づくりに努めます

【現状と課題】

施設園芸は、経営費に占める燃料費の割合が大きく、燃油価格の変動に左右され、安定的・継続的な経営に支障をきたします。このような中、重油の代替エネルギーとして検討が進められている太陽熱や木質バイオマス※等については、安定した熱量の確保や価格面に課題があります。このため、燃油価格の影響を受けにくい、力強い農業生産構造への転換が急務となっています。



農業用ヒートポンプ

【施策の方針】

燃油価格の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、ヒートポンプ※等の導入による省エネルギー化の推進、新技術の調査研究に努めます。

【具体的な施策】

- 生産コスト削減や環境負荷の軽減を図るため、省エネルギー対策や化石燃料暖房機の代替機材の導入など、省エネルギー化に向けた資機材の導入を支援します。
- 新たな省エネルギー対策を支援します。

〔用語解説〕

- ・バイオマス
生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をいう。
- ・ヒートポンプ
熱媒の圧縮（液化）と膨張（蒸発）を通して、低温域から高温域へ熱を汲み上げる機器。冷房と暖房に利用できる。

（7）資材高騰への対応を強化します

【現状と課題】

農業用資機材の価格の高止まりは、新規就農者や規模拡大を行う担い手農家の経営に支障をきたしています。このような中、中古ハウスや農業用機械の利活用は、生産コストの低減に繋がることから、需要が高まっています。しかし、中古ハウス等に関する情報は、うまく共有されていないのが現状であり、これらを貴重な資源として利活用するための体制の構築が課題となっています。



移設・補修して整備された中古ハウス

【施策の方針】

農業経営の安定化を図るため、中古ハウス等を利活用するための取組に対し支援を行うとともに、高齢等の理由により、離農する農家のハウスや農業用機械等を利活用するための体制作りに取り組みます。

【具体的な施策】

- 農家の高齢化等により生じる中古ハウスの有効な利活用と、新規就農者の初期投資の軽減及び認定農業者の規模拡大や経営改善を図るため、中古ハウスの再整備を支援します。
- 情報の共有化のため、新規就農者や担い手、離農者からの相談窓口等のあり方について検討します。

（８）再生可能エネルギーや未利用バイオマスの利活用についての検討を進めます

【現状と課題】

国は、再生可能エネルギー※等の地域資源の積極的な活用を通じた雇用や所得の向上等、農村地域の活性化に向けた取組を推進しています。本市においても、農業集落は、太陽光や農業用水路など再生可能エネルギーの利活用が求められています。再生可能エネルギーを地産地消で活用することで、農業集落の地域内経済の循環を図る必要があります。

【施策の方針】

農業生産コストの削減を図る方法として、農業用水路等を活用した小水力発電施設※や農地法面や農業用施設の屋根等を利用した太陽光発電施設の整備を検討します。また、家畜排せつ物等のバイオマスについては、現在の堆肥化に加え、発電や発生する熱の利用についての研究を進めます。



バイオマス資源の利活用イメージ
（「みやざき環境保全型農業推進プラン」より）

【具体的な施策】

- 農業生産コストの削減を図る方法として、農業用水路等を活用した小水力発電施設の整備を検討します。
- 農地法面や農業用施設の屋根等を利用した太陽光発電施設の整備を検討します。
- 家畜排せつ物等のバイオマスについては、現在の堆肥化に加え、発電や発生する熱の利用について検討します。

〔用語解説〕

- ・再生可能エネルギー
太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、資源が枯渇しない又は利用しても比較的短期間に再生が可能なエネルギー。
- ・小水力発電施設
大規模ダム（貯水池式）、中規模ダム（調整池式）ではなく、河川の水を貯めることなく、そのまま利用する発電方式で、分類では「流れ込み式」又は「水路式」がある。一般河川、農業用水、砂防ダム、上下水道などの水の流れを有効活用して 10,000kW 以下の発電を行う。

基本目標５ バラエティ豊かで高品質な農畜産物の生産を振興します

（１）水田営農の振興を図ります

【現状と課題】

本市は、古くから施設園芸が盛んに営まれ、水田は施設園芸と稲作で守られてきました。しかし、近年、担い手の高齢化、食の多様化による米の消費量の減少、米価の低迷に加え、平成 30 年産米からは、国による米の需給調整の廃止が打ち出されるなど、水田農業を取り巻く環境は厳しくなっています。そのような中、経営所得安定対策において戦略作物として位置付けられている品目のうち、耕畜連携による W C S※用稲や飼料用米のほか、加工用米への転換や本市の環境にあった収益性の高い土地利用型作物など、水田をフルに活用できる品目への転換や栽培技術の確立などが求められています。また、作業の効率化、省力化による生産性の向上を図るための、ほ場の大区画化や暗渠排水などの農業生産基盤の整備や意欲ある担い手への農地の集積・集約化を加速化させ、生産性の高い魅力ある水田農業の振興を図ることが課題となっています。



WCS(ホール・クロップ・サイレージ)

【施策の方針】

県や J A などの関係機関と連携し、水田を活用した土地利用型の作物の調査、検討を行い、定着化を図ります。また、収益性を高めるための、効率化、省力化、栽培方法の検討、支援に努めます。

【具体的な施策】

- W C S 用稲など、水田に適した作物の収穫の効率化を推進します。
- 収益性の高い土地利用型作物を検討するとともに、その生産を支援します。
- 気象条件や土壌条件に応じた耕起・播種など、省力化、効率化につながる栽培技術、機械の導入を支援します。

〔用語解説〕

・ W C S

whole crop silage の略。家畜、特に牛に与える貯蔵飼料の一種。穀実を着ける飼料作物を穀実と茎葉を一緒に詰め込んで調整したサイレージ（飼料作物を細かく裁断し、サイロなどの空気の入らない施設に密封し、乳酸菌の働きで発酵させた貯蔵飼料）。

（２）耕畜連携（耕種農家と畜産農家のつながり）を更に進めます

１）家畜排せつ物の適正処理と良質堆肥の生産

【現状と課題】

家畜排せつ物による悪臭の防止、河川や地下水への流入による水質の汚濁防止等の環境問題への対応と、堆肥化など適切な処理を施すことによって、土壌改良資材や肥料としての有効活用を図ることを目的に、平成11年に「家畜排せつ物法」が施行され、平成16年に本格施行されています。このため、本市では畜産農家の家畜排せつ物の適切な処理のための堆肥処理施設の導入支援、畜産農家と耕種農家の耕畜連携を推進してまいりました。しかし、法規制の適用を受けない小規模な農家の家畜排せつ物処理施設の整備が進まないことや環境基準に適合した経営を行っている中でも、世代交代や都市化の進展に伴い、畜舎周辺に新たに居住する住民との摩擦などの課題もあり、更なる環境にやさしい農業の展開が重要となっています。

【施策の方針】

堆肥盤や堆肥生産機械等の整備を進め、家畜排せつ物の適正な管理による良質な堆肥生産を推進します。また、食育活動等、消費者、地域住民の理解を深めるための取組を支援します。



良質な堆肥の生産

【具体的な施策】

- 県と連携し、家畜排せつ物の適正管理のための研修、指導を行い、家畜排せつ物の適正管理の啓発活動に努めます。
- 耕種農家のニーズ把握に努め、堆肥利用の促進、健全な土づくりを推進します。
- 家畜排せつ物の適正処理や家畜伝染病の発生防止のため、農場衛生管理マニュアルに基づいた堆肥盤の整備や堆肥関連機械等の整備を支援します。

２）飼料用稲等安全な国産粗飼料の安定確保

【現状と課題】

畜産経営において、輸入粗飼料価格が高止まりする中、コストの低減や家畜伝染病の予防のためには、安全・安心で良質な自給粗飼料の確保が重要な課題となっています。現在、経営所得安定対策の交付金を活用したWCS用稲の作付けが急激に増加していますが、平成30年度から米の直接支払交付金の廃止が打ち出されており、水田農業を取り巻く状況が変化してまいります。今後の制度の動向によっては、WCS用稲をはじめとした国産粗飼料の不足や担い手の高齢化による労働力不足などの恐れがあり、耕種農家との連携、農地集積による作業の効率化などを推進し、飼料の安定確保を推進する必要があります。



自給粗飼料の収穫

【施策の方針】

安全・安心な国産粗飼料確保のため、畜産農家と耕種農家の需給情報の共有や、農地集積や機械化による作業の省力化、コストの低減に努めます。

【具体的な施策】

- 小規模農家や高齢農家の負担を軽減するための、コントラクター※の活用による粗飼料の安定確保を支援します。
- W C S用稲等の収穫作業の効率化を図るため、作業機械等の導入を支援します。
- 粗飼料生産の省力化、コスト低減を図るための農地集積を推進します。

〔用語解説〕

・コントラクター

農作業の受託組織。農業サービス事業体の一形態。飼料生産等の畜産経営に係る作業の受託組織を呼ぶことが多いが、飼料生産に限らずイネ・ムギ・ダイズなど耕種部門も含めて作業を行う組織全体を指すこともある。

（３）畑作物の生産振興を図ります

【現状と課題】

畑作物は、夏作では、葉たばこ、さといも、かんしょ等、冬作では、漬物大根や千切大根等の加工用大根や青果大根が主に栽培されています。しかし、農業従事者の高齢化による担い手の減少や露地品目から施設園芸品目への転換が進み、更には、近年の異常気象の影響を受けて生産が不安定なことなどから、栽培面積、生産額とも減少傾向にあります。このため、「人・農地プラン」に位置付けられた地域の中心となる経営体への農地の集積や農業機械・ＩＣＴ※等の導入による作業の省力化や効率化、コスト削減を図っていくことが重要となっています。

【施策の方針】

農地集積による経営規模の拡大や農作業の省力化、効率化を図るため、農作業機械の導入や共同利用を推進し、生産振興を図ります。また、国内外の産地間競争に対応できる産地づくりを進めるため、消費者ニーズの調査や新品目導入に向けた試験栽培等に取り組み、経営の安定を図ります。



畑地かんがいを活用した野菜の栽培

【具体的な施策】

- 省力化に向けた共同利用機械や農業用資機材等の導入を支援します。
- 畑作物における農作業受託組織の育成に努めます。
- 農業労働力の確保に向けた調査を行います。
- 実証展示ほを活用した新たな推進品目の検討やＩＣＴ等の新たな生産技術の導入に努めます。

〔用語解説〕

・ＩＣＴ

Information and Communication Technology の略。従来から使われているＩＴ（Information Technology）の概念を更に一步進め、ＩＴ＝情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

（４）産学官連携等による新たな生産技術の導入を推進します

【現状と課題】

担い手の高齢化や労働力不足、燃油価格の高止まり、資材の高騰など農業を取り巻く状況は厳しい現状にあります。農業の更なる発展を図るためには、先端技術の導入による省力化や低コスト化、農産物の高付加価値化を進めることが重要となっています。現在、ＪＡ宮崎中央が次世代施設園芸拠点※においてＩＣＴを活用した農業を実施し、ＪＡ宮崎中央や県、市、国富町等で構成するコンソーシアム※により、その検証が行われています。また、経営者の勘に頼らない農作業の実現に向け、一部の生産者では、ＩＣＴを活用した栽培管理が開始されており、先端技術の導入による生産の安定向上が求められています。



環境制御に関する研修会

【施策の方針】

農作業及び農業経営における課題解決のための新技術や新品目、新品種の導入に向け、試験場や大学など関係機関との連携を強化します。また、ＩＣＴを活用した栽培管理技術等を普及させ、経営の見える化を推進します。

【具体的な施策】

- 県・市工業会、大学等と連携し、農作物収穫ロボット等省力化や規模拡大につながる技術の企画、開発の検討を行います。
- 農業試験場、大学等の試験研究機関と連携し、土地利用型作物などをはじめとした新品目、新品種の検討を進めます。
- 農業改良普及センター等と連携し、ＩＣＴを活用した栽培管理技術等の普及を推進します。
- 施設園芸を営む経営体が、設置している個別の環境制御機器に自律制御・機器遠隔操作が可能となる複合環境制御システムを追加導入し、生産力の強化や省力化に繋がる取組を支援します。

〔用語解説〕

・次世代施設園芸拠点

施設の大規模な集約によるコスト削減や、ＩＣＴを活用した高度な環境制御技術による周年・計画生産を行い、所得の向上と地域雇用の創出を図りつつ、化石燃料からの脱却を目指すため、先端技術と強固な販売力を融合させ、生産から調製・出荷までを一気通貫して行うとともに、地域資源を活用したエネルギーを活用する大規模な園芸施設。

・コンソーシアム

互いに力を合せて目的を達成しようとする組織や人の集団。共同事業体。

（５）特色を生かした農畜産物の生産振興を行います

１）普通作物・工芸作物

① 米

【現状と課題】

本市の主食用米の生産は、コシヒカリなどの早期水稻が約８割を占め、普通期水稻では、ヒノヒカリが主流となっています。近年、パン、麺、クッキーなど米粉を利用した加工品の活用が広がっているものの、消費者の米離れは一段と進んでおり、供給過剰による米価の低迷が続いています。そのような中、ＪＡ宮崎中央宮崎支店管内では「うまい米づくり研究部会」が中心となり、減農薬・減化学肥料で栽培する特別栽培米など、地域の特色を生かした「うまい米」の生産に取り組んでいますが、生産面積は伸び悩んでいる状況にあります。一方、新たな需要に対応した豚や鶏の餌になる飼料用米、牛の餌になるＷＣＳ用稲などの「新規需要米」が生産され、水田の有効活用が図られています。しかしながら、平成３０年産米からは、米の直接支払交付金が廃止され、県外の各産地では販売競争に打ち勝つための高級路線での新銘柄を打ち出すなどの取組もなされており、本市においてもこのような新たな戦略での特徴のある「宮崎産米」の需要拡大に向けた取組が重要となっています。

【施策の方針】

平成３０年産米以降の需給バランスの取れた生産・供給体制を維持するため、消費者嗜好や市場動向に即した「食味の良い、高品質な売れる米づくり」を推進します。また、農地の集積による生産の効率化、先端技術の活用等によるコストの削減のほか、新規需要米、加工用米、耕畜連携による畜産用粗飼料の生産、二毛作など、水田のフル活用に努めます。



早期水稻

【具体的な施策】

- 米の需給バランスを注視した生産支援に努めます。
- 安全・安心な消費者のニーズにあった「特別栽培米」の生産を支援します。
- 関係機関と連携し、優良品種の導入、栽培技術の向上を図ります。
- 水田営農の効率化やコスト削減のための農地の集積、農業機械等の導入を支援します。

② 茶

【現状と課題】

茶については、若年層を中心に急須でお茶を淹れる習慣が薄れ、紅茶、コーヒー等の飲料との競合により、リーフ茶の消費が年々減少し、厳しい経営状況が続いています。このような中、生産者の高齢化に加えて、機械・設備の老朽化に伴う多額の設備投資も想定されることから、離農に伴う荒廃茶園の増加が懸念されています。このため、規模拡大による生産体制の効率化やコスト削減、更に、品質の向上や有機ＪＡＳの取得などによる特徴のある茶の生産により、農家所得の向上に努めることが重要となっています。

【施策の方針】

宮崎市産茶の品質向上や知名度アップを図るとともに、規模拡大や作業機械の導入により、生産体制の効率化、省力化、コスト削減を図りながら、高品質な茶の生産を推進するとともに、有機JAS取得など、付加価値の高い茶の生産を支援し、農家の所得向上に努めます。



茶

【具体的な施策】

- 消費者嗜好にあった商品開発を支援します。
- 病虫害防除のための農薬や品質向上のための肥料を活用した高品質茶の生産を支援します。
- 作業の受委託や共同利用など生産体制の効率化の取組を支援します。
- 国の制度を活用した奨励品種の新植・改植を推進します。
- 有機JASなどの認証取得による高付加価値化のための取組を支援します。
- 消費拡大のためのイベント等でのPR活動を支援します。

③ 葉たばこ

【現状と課題】

葉たばこの生産は、台風や長雨等による日照不足、渇水、あるいは、高温・低温等の異常気象の影響により、ここ数年、品質・収量とも低迷し、所得の不安定な状況が続いています。このため、生産面積及び生産額ともに減少傾向にあるなど、依然として厳しい状況となっています。また、健康増進法の施行や健康志向の高まりから喫煙者が減少し、たばこの需要も減少してきています。本市は、これまで生産組織の活動支援、黄斑えそ病※対策などの助成に継続して取り組んできましたが、今後は更に、品質向上や収量確保のために生産農家やJT及び耕作組合などの関係機関が協力し、病虫害防除や高品質な葉たばこの生産技術を確立していくことが喫緊の課題となっています。



葉たばこ

【施策の方針】

農家の所得向上を図るため、高品質な葉たばこの生産や収量の安定確保のための取組及び生産者組織強化の支援を行うとともに、病虫害対策についての市民への啓発を行います。

【具体的な施策】

- 関係機関と連携した土づくりや排水改善等による長雨対策など、気候変動に対応した栽培技術の確立に取り組みます。
- 耕種的防除を基本とした、重要病害の発生の抑制に取り組みます。
- 黄斑えそ病の防疫対策について、市民への理解・協力のための啓発を継続して行います。
- 生産組織強化のための支援を継続します。

〔用語解説〕

・黄斑えそ病

タバコのウイルス病。感染初期は頂葉部に葉脈透化を起こし、葉脈沿いにえそ条斑を生じる。葉は黄化し、葉柄が湾曲して下垂する。感染後期には下葉から枯れ上がり、重症株では収穫皆無となる。本ウイルスはアブラムシ類で非永続的に伝搬され、ウイルス保毒ジャガイモが越冬伝染源となる。

2) 園芸作物

① 施設野菜

【現状と課題】

冬期に温暖多日照な気象条件のもと、国内有数の野菜供給地として産地を形成してきましたが、販売農家の減少や担い手の高齢化による労働力不足に加え、農業生産資材の価格高騰などにより、生産面積が減少傾向となっています。その一方で、減少傾向にあった生産量及び生産額は、新技術導入などの生産力強化の取組により、近年、回復傾向となっています。しかしながら、農業用施設や機械の老朽化が進んでおり、特にハウス本体や付帯設備は、導入から何十年も経過したものが多く、その再編整備が大きな課題となっています。



作付面積日本一の「きゅうり」

【施策の方針】

急速な農業従事者の減少やグローバル化が見込まれる中、施設野菜産地を維持するため、新技術導入や省力化などの生産性の強化に向けた取組を支援するとともに、老朽化したハウス等の再編整備を促進します。

【具体的な施策】

- 老朽化したA Pハウス※等の再整備の取組を支援します。
- 環境制御機器やI C Tの導入などの生産力強化や省力化等に資する施設及び資機材の導入を支援します。
- 農作業ロボットの開発・導入に向けた取組を推進します。
- G I 認証取得を目指す伝統野菜「やまいき黒皮かぼちゃ」の戦略的な販売促進を支援します。
- 市内の野菜農家で構成する宮崎市園芸振興協議会野菜部会の活動を支援します。

〔用語解説〕

・A Pハウス

アーチパイプハウスの略称。比較的建設コストが安いビニールハウスであり、広く普及している。近年では、A Pハウス2号改良型が一般的であり、耐風25～40m/s程度の強度となっている。

② 露地野菜

【現状と課題】

露地野菜は、主にだいこんやかんしょ、さといも、にんじんなどが栽培されてきましたが、農業従事者の高齢化が進む中で、気象条件により収量・価格が大きく左右され、農業所得が不安定な露地野菜から、小規模で10a当りの収入が高い施設野菜へ経営転換する農家が増加傾向となっています。大規模経営の土地利用型の露地野菜は、栽培面積、生産額が減少傾向となり、耕作放棄地の増加が危惧されています。今後は、省力化・効率化を目指した農作業体系の確立と自然災害に強い安定した収益の得られる品目への転換が喫緊の課題となっています。

【施策の方針】

生産の効率化、省力化、コスト削減を図るため、農地の集積による規模拡大、農作業の機械化や組織化を推進し、生産性の向上を図ります。また、消費者ニーズの調査や新品目導入に向けた試験栽培等に取り組むとともに、学校給食への食材提供などのあらたな販路の掘り起こしなど、JAや市場などの関係機関と連携を図りながら、農業所得の安定化を目指します。



キャベツ畑と大根やぐら

【具体的な施策】

- 省力化に向けた共同利用機械や農業用資機材等の導入支援を行います。
- 畑作物における農作業受託組織の育成を図ります。
- 農業労働力の確保に向けた支援体制づくりを進めます。
- ICT等の新たな生産技術を活用し、農作業の省力化と生産性の向上を図る取組を支援します。
- 新たな栽培品目の開発に向けた調査や実証展示圃での試験栽培や共同利用資機材の導入を支援します。

③ 果樹

【現状と課題】

温暖多日照な気候条件を生かして、完熟マンゴーをはじめ、日向夏、完熟きんかん、温州みかん等多種・多様な果樹栽培が行われています。現在、温州みかんをはじめとする露地柑橘類等の生産においては、農業従事者の高齢化や担い手不足の構造的な問題から、放任園※が増加し、鳥獣被害を誘発するなどの状況が見られます。加えて農業生産資材や燃油の高騰など生産コストが農業経営を圧迫し、厳しい状況の中にあり、栽培農家の減少など生産基盤が弱体化しています。このため、樹園地の再編、集積を進めながら、優良有望品目・品種への転換や、共同利用機械の導入、生産体制の強化を図るとともに販路拡大やPR活動などの販売対策を積極的に実施していくことが課題となっています。



完熟きんかん

【施策の方針】

マーケットニーズにあった新たな品目・品種の推進や、消費者が求める安全・安心な高品質果樹の生産への取組を推進するとともに、日向夏、完熟きんかんなどの特産果樹の全国的な認知度向上のため、積極的なPRに努めます。また、意欲ある担い手が、夢を持って果樹栽培ができるよう、樹園地の集積や規模に応じた法人化の推進、ICTなどの新技術や機械の導入により作業効率化を進め、安定的な経営ができる産地づくりを進めます。

【具体的な施策】

- ICTを活用した栽培管理の省力化や収量への効果等の調査、検証を行います。
- 省エネ化、省力化機械及び高品質果樹生産のための機材等の導入を支援し、生産コストの削減や所得の向上対策に努めます。
- 県やJAなどと連携した積極的な認知度向上・消費拡大のためのPR活動に努めます。
- 機能性表示やGIなどの認証制度の取得を検討します。
- 果樹園地の集積のための情報収集に努めます。
- 市内の果樹農家で構成する宮崎市園芸振興協議会果樹部会の活動を支援します。
- 老朽化したAPハウス等の再整備の取組を支援します。

〔用語解説〕

・放任園

農家の高齢化や後継者不足などを理由に、肥培管理が行われなくなった樹園地。

④ 花き**【現状と課題】**

バラ、トルコギキョウなどの切花から、県のブランド認証を受けたコチョウラン、ポインセチアなどの鉢物、パンジー、ペチュニアなどの花壇苗といった幅広い生産が行われていますが、景気停滞による業務需要の減退、輸入花きの増加、国内他産地との競争の激化及び重油や生産資材価格の高騰による生産コストの上昇など生産環境が厳しい状況にあり、栽培面積、生産額とも減少傾向となっています。

このため、消費者ニーズに対応した生産を行うとともに、新たな品種の導入や販売促進対策、生産コストの低減などを図っていくことが課題となっています。

【施策の方針】

他産地との差別化による宮崎ブランドの知名度を高め所得向上を図るため、マーケットニーズの高い有望品目・品種の普及やブランド化をはじめとする販売促進対策を積極的に推進するとともに、生産基盤の維持・強化のため、担い手の育成や省力化・省エネ化を推進します。また、高品質な宮崎市産の花きを使った季節感の創出、リラックス効果等を「花育」や各種イベントを通してPRし、関心を高め新規需要の獲得や消費拡大を図ります。



花育教室

【具体的な施策】

- 有望な新規品目・品種の調査研究と生産拡大を推進します。
- 花きの生産拡大と産地強化のため、生産力強化や省力化、省エネ化等に資する施設及び資機材の導入を支援するとともに、担い手や新規就農者の育成による産地の体質強化を図ります。
- 市内で生産される旬の花を積極的にPRするため、公共の場所での花の演出、イベントの開催、各種イベントとのコラボによる販売促進、PR活動による消費拡大の取組や花育活動を支援します。
- 花き園芸の振興を図るため、市内の花き農家で構成する宮崎市園芸振興協議会花き部会の活動を支援します。
- 老朽化したAPハウス等の再整備の取組を支援します。

3) 畜産

① 肉用牛

【現状と課題】

肉用牛経営は、繁殖経営が大勢を占め、関係機関と連携した優良系統の導入が盛んに行われており、第11回全国和牛能力共進会宮崎県出品対策共進会において、その成果が認められ、グランドチャンピオンに輝いています。生産戸数は減少しているものの、大規模農家の増頭などにより、生産頭数は横ばいで推移しています。また、肥育経営農家については、戸数は少ないものの、優れた飼養管理技術により、安全・安心な宮崎牛の普及促進に大きく貢献しています。こうした中、子牛価格はこれまでにない高値で推移しており、枝肉価格についても高値となっています。一方、肥育経営農家については、もと牛価格の高騰が続いており、平成29年度以降に出荷される牛の枝肉価格によっては、厳しい経営が予想され、一貫生産体制の確立など経営基盤の安定が求められています。また、消費の多様化やTPPをはじめ国際的な競争の激化により、畜産を取巻く環境は変化するものと予想され、本市の肉用牛生産の持続的な発展に向け、担い手等の確保や生産基盤の強化等が急務となっています。



全国和牛能力共進会三連覇を目指す宮崎牛

【施策の方針】

農家の生産技術の向上を図るとともに、各種補助事業を活用した施設の整備、担い手の育成など生産基盤の充実を図り、安全・安心な購買者に信頼される宮崎牛の産地づくりを推進します。また、畜産経営改善のため、分娩間隔の短縮や飼養環境の改善、優良系統牛の地域内保留に継続して取り組むとともに、家畜伝染病対策については万全を期し、注意喚起と発生防止に努めます。

【具体的な施策】

- 優良牛の保留対策や優良牛生産のための肉用牛の改良を推進します。
- 安全・安心な良質自給飼料の確保や生産技術の向上を推進します。
- 優良な繁殖用雌子牛の導入、保留を促進するため、高齢母牛や保因牛※等の更新を支援します。
- 市内の畜産農家で組織する宮崎市畜産振興連合会の活動を支援します。
- コントラクター組織と連携し、畜産農家の飼料の安定確保及び労力軽減を図ります。
- 生産基盤の強化を図るため、牛舎等の整備と繁殖素牛導入を支援します。
- 畜産生産能力の向上を図るため、生産性向上に資する機械の導入を支援します。
- 家畜伝染病の発生防止のため、自衛防疫の徹底と健康で安全・安心な肉用牛生産の取組を推進します。
- 「宮崎中央畜産共進会」や「宮崎県畜産共進会」の出品者への賞賜等を通じて、生産意欲や生産技術の向上を推進します。

〔用語解説〕

・保因牛

FMA（前肢帯筋異常症）等のような、遺伝性疾患に係る遺伝子型を保因するもの。

② 酪農

【現状と課題】

酪農業は、飲用乳の消費低迷や配合飼料価格の高止まりにより経営が大きく圧迫されている状況にあり、経営の形態も酪農を専業とする農家は少なく、ほとんどは肉用牛飼育と併せた経営形態となっています。このため、搾乳ロボット等の導入による生産性の向上や省力化、コスト削減を図るほか、地域に根ざした牛乳の消費拡大など、経営の安定を図る取組が重要になっています。



搾乳ロボット

【施策の方針】

生産性の向上、担い手の確保を図るため、自動給餌機や搾乳ロボットの導入を推進するほか、個体ごとの給餌状況、健康管理を行い、飼養管理技術の向上を推進します。

【具体的な施策】

- 優良な後継牛の効率的な生産、乳用牛群の資質向上を図るため、優良牛の受精卵移植や性別精液の利用を推進します。
- 経営の安定を図るため、肉用牛の受精卵移植を推進します。
- 牛乳の地産地消や消費拡大を図るため、食育教室や消費拡大イベント等でのPR活動を推進します。
- 労働力の周年拘束性を緩和するため、酪農ヘルパー組合の利用を推進します。
- 「宮崎中央畜産共進会」や「宮崎県畜産共進会」の出品者への賞賜等を通じて、生産意欲や生産技術の向上を推進します。

③ 養豚

【現状と課題】

養豚業は、経営規模が比較的小規模な個人経営が主体となっていますが、一部に企業的经营もあります。近年、配合飼料価格の高止まりや外国産との競合が養豚経営に大きく影響を与えるとともに、都市化の進展に伴い、畜舎周辺環境との調和が継続的な経営を行う上で、大きな課題となっています。また、PED※や豚コレラ※など家畜伝染病の発生防止も重要な課題となっています。

【施策の方針】

周辺環境との調和や畜舎、家畜排せつ物処理施設等の改善を進め、経営の効率化、安定化を支援します。また、口蹄疫、豚コレラ、PEDなどの家畜伝染病に対する自衛防疫の啓発指導を行います。



授乳の様子

【具体的な施策】

- 豚肉の地産地消や地域での消費拡大を図るため、地域住民を主体とした消費拡大イベント等でのPR活動を支援します。
- 市内の養豚農家からなる協議会組織の活動を支援することで、農家同士のつながりを強化するとともに情報の共有化を図ります。
- 「宮崎県畜産共進会」等の出品者への賞賜等を通じて、生産意欲や生産技術の向上を推進します。
- 家畜伝染病の発生防止のため、農場防疫の取組を支援します。

【用語解説】

・PED

豚流行性下痢。porcine epidemic diarrhea の略。豚にのみ感染するウイルス病で、食欲不振、元気消失に続き特徴的な水様性下痢を起こす。下痢による致死率は日齢が進むにつれ低下するが、10日齢以下の子豚では100%に達することもある。

・豚コレラ

ウイルスによる豚とイノシシの伝染病。一度発生すると蔓延しやすく、発生豚は発熱や下痢などを起こして高率に死亡する。

④ 養鶏

【現状と課題】

養鶏業では、多くは給餌方法や出荷の形態を組合組織により系統的に取り組んでいる事例もありますが、一部では、独自の飼養管理や流通経路を確立して個別の経営にも取り組んでいます。

また、経営形態として法人への移行も進んでおり、食肉処理場や加工販売施設を所有し、独自に6次産業化の取組も行われています。更に、飼養管理技術の改善と併せて、生産コストの低減と消費・流通ニーズへの対応により、生産性向上に取り組まれています。一方、都市化の進展に伴う鶏舎周辺環境との調和や高病原性鳥インフルエンザ等の予防対策が重要な課題となっています。

【施策の方針】

周辺環境との調和や高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のための鶏舎や家畜排せつ物処理施設等の改善を進め、経営の効率化、安定化を支援します。また、関係機関と連携しながら、宮崎の特産品としての「みやざき地頭鶏（じとっこ）」の生産振興を図ります。

【具体的な施策】

- 鶏卵や鶏肉、地頭鶏の地産地消や地域での消費拡大を図るため、地域住民を主体とした消費拡大イベントでのPR活動を支援します。
- 地域の養鶏農家からなる「宮崎市養鶏振興協議会」の組織運営を支援することで、養鶏農家の情報の共有化を図ります。
- 高病原性鳥インフルエンザ等の対策として、家畜防疫研修会等の開催、発生情報の提供のほか、自衛防疫の啓発指導を行います。



みやざき地頭鶏

（6）各種団体等とのなお一層の連携強化を図ります

【現状と課題】

平成27年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、国は、「食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」の中で、「団体の再編整備等に関する施策」を掲げ、JA系統組織、農業委員会ネットワーク機構、農業共済団体及び土地改良区の事業・組織の見直しを行うこととしています。本市においては、JA宮崎中央、宮崎市農業委員会、みやざき農業共済組合及び32の土地改良区が該当しますが、いずれの団体も、本市の農業振興を図る上で大変重要な役割を担っており、今後とも更に連携を強化しつつ、組織・機能の充実を図る必要があります。

【施策の方針】

各種団体とのなお一層の連携強化を図り、農業者の経営向上に資する取組を推進します。

【具体的な施策】

- JA宮崎中央との連携強化
 - ・宮崎中央地域農業再生協議会の取組を支援し、水田フル活用ビジョンをはじめとした各種地域営農振興対策を推進します。
 - ・みやざき中央農産物ファン拡大事業委員会及びみやざき畜産物消費拡大推進協議会の取組を支援し、市内産の農畜産物の販路拡大の取組を推進します。
 - ・JA宮崎中央及び有限会社ジェイエイファームみやざき中央と連携し、研修や新規就農団地の整備により、新規就農者を育成します。
 - ・JA宮崎中央が、農業者の所得向上並びに利便性向上のため、「施設整備長期計画」及び「中期3ヶ年計画」等に基づき整備する拠点施設及び集出荷施設等の整備に当たっては、早期実現に向け、必要となる支援を行います。



みやざき中央農産物ファン拡大事業委員会総会

○ 宮崎市農業委員会との連携強化

- ・農業委員会が委嘱する「農地利用最適化推進委員」との連携により、優良農地の確保並びに地域の担い手への農地の集積、集約化を図ります。
- ・農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業、農業経営基盤強化促進事業などを有効に活用し、土地利用型農業の担い手への農地の集積を図るとともに、遊休農地の解消を図ります。

○ みやざき農業共済組合との連携強化

- ・国においては、収入保険制度の導入が決定されています。みやざき農業共済組合や他の関係機関・団体とも連携し、本制度の農業者への啓発や加入促進に努めます。
- ・現行の農業災害補償制度が見直され、水稻共済が任意加入制に移行されることとなっています。水稻共済を原資として実施されている無人ヘリコプターによる水稻の共同防除の実施に影響が出ないように、みやざき農業共済組合とともに対応を検討します。
- ・みやざき農業共済組合と連携し、家畜伝染病の予防対策を実施します。

○ 土地改良区との連携強化

- ・宮崎市土地改良区合同事務所等連合会において、事務処理の一元化・効率化を目的とした合同事務所の統合については、引き続き課題を明確化し、関係者と連携して協議を進めます。
- ・大淀川左岸及び右岸土地改良区と各地区土地改良区との合併について課題を整理し、国や県などの関係機関と連携しながら協議・検討を進めます。
- ・比較的小規模の土地改良区において、周辺土地改良区との合併について課題を整理し、協議・検討を進めます。
- ・各土地改良区との連携を強化し、土地改良区が所管する農業水利施設の適切な維持管理を行い、長寿命化を図ります。

農業経営体数、農業経営者数、農業産出額及び生産農業所得等の目標

(単位：経営体、人、百万円)

種 別		平成 27 年度 (2015 年度) 【基準】	平成 33 年度 (2021 年度) 【目標】	比較増減	伸び率
農業経営体数		3,734	3,250	▲ 484	▲ 13.0%
経営者数（農業経営体）		4,265	4,000	▲ 265	▲ 6.2%
常雇人数（農業経営体）		1,607	2,000	393	24.5%
農業産出額（※1）		39,511	40,000	489	1.2%
	耕種	28,752	29,225	473	1.6%
	米	2,513	2,440	▲ 73	▲ 2.9%
	麦類	1	1	0	0.0%
	雑穀・豆類	4	4	0	0.0%
	いも類	414	405	▲ 9	▲ 2.2%
	野菜	18,993	19,510	517	2.7%
	果実	2,234	2,235	1	0.0%
	花き	2,938	2,940	2	0.1%
	工芸農作物	1,430	1,420	▲ 10	▲ 0.7%
	苗木・その他	226	270	44	19.5%
	畜産	9,340	9,355	15	0.2%
	肉用牛	5,185	5,130	▲ 55	▲ 1.1%
	乳用牛	225	300	75	33.3%
	豚	782	780	▲ 2	▲ 0.3%
	鶏	3,147	3,145	▲ 2	▲ 0.1%
	加工農産物	1,419	1,420	1	0.1%
生産農業所得（※2）		8,441	8,485	44	0.5%
	農業経営体1経営体当たり（千円）	2,261	2,611	350	15.5%
	経営者1人当たり（千円）	1,979	2,121	142	7.2%

※1 農業産出額 = 品目別生産数量 × 品目別農家庭先販売価格 + 品目別価格補填金 の合計

※2 生産農業所得 = 農業産出額 × 所得率

（一般的には、「生産農業所得 = 農業産出額 × 所得率 + 経常補助金等」であるが、国の経営所得安定対策等の大幅な見直しが想定され、現段階では5年後の「経常補助金等」の額を算定することが困難なため、この計画における「生産農業所得」については、「経常補助金等」を省いた額で算出している。）

Ⅱ 林業分野

基本目標 1 多様なニーズに応える「力強い林業」を目指します

(1) 循環型森林施業を確立し、林業の成長産業化と多面的機能の発揮を図ります

1) 長伐期施業から標準伐期施業への移行

【現状と課題】

戦後造林した多くのスギ・ヒノキ等の人工林がすでに伐採時期を迎えており、これまでは木材価格の低迷等から間伐主体の長伐期施業を推進してきましたが、近年は、木質バイオマスや輸出向け需要の高まりなど木材需給構造の変化に伴い、皆伐を主体とする施業が行われている状況です。

皆伐作業については、伐採、収集、運搬等の分業化が進んでおり、効率化が図られている一方、トラブル時の責任の所在の不透明化が懸念されています。

【施策の方針】

最近の木材需要の増大や木材価格の動向から、主伐、再造林を主体とした標準伐期森林施業への移行の推進を図ります。また、宮崎市森林整備計画に循環型森林施業の推進方針を反映させ、今後10年を見通した計画の見直しを図ります。さらに、標準より齢級の高い森林も同様に伐採と植林を推進し、齢級の平準化を図ります。



伐期を迎えた森林

【具体的な施策】

○ 宮崎市森林整備計画※を見直します。

〔用語解説〕

・ 宮崎市森林整備計画

地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方を定める長期的な視点に立った計画。

2) 森林施業の集約化と多面的機能の発揮

【現状と課題】

林業従事者の減少や森林所有者の高齢化等により、下刈りや枝打ち、除・間伐等の施業が適切に行われていない森林が目立ってきており、森林の持つ水源涵養等の多面的機能の維持が困難になってきています。

【施策の方針】

民有林の所有者情報や地籍情報等をデータ化した林地台帳や付帯する地図システムの整備を進めます。これにより森林の所有者情報等が把握しやすくなり、森林経営計画の作成や積極的な施業の集約化を図ります。また、持続的な森林環境づくりに努めるとともに、森林経営の安定を図ります。



枝打ちされていない森林

【具体的な施策】

- 林地台帳及び地図システムの整備に取り組みます。
- 森林の有する多面的機能を発揮させるために、森林経営計画の作成、森林施業の集約化を行う森林所有者を支援します。



下刈りを行った森林

3) 適切な森林施業

【現状と課題】

林業従事者の減少や森林所有者の高齢化等により、間伐や植林などが適切に実施されていない森林があります。また、伐採適齢期に達しているものの手入れがされずに放置されている森林が増えてきています。

【施策の方針】

森林を自力で手入れすることが困難な森林所有者に対し、森林組合などへの経営委託を促し、適切な森林施業ができるように森林経営計画の作成を支援します。また、伐採後の植栽報告の義務づけを徹底し、未植栽地への造林の推進を図ります。適切な間伐により、二酸化炭素の吸収等多面的機能の維持に取り組み、健全で多様な森林づくりを図ります。

【具体的な施策】

- 良質材の生産及び森林の有する公益的機能を発揮させるために、間伐及び植林の森林整備事業を実施する森林所有者に対して、経費の一部を補助します。
- 森林所有者に対し、森林組合等との森林経営委託契約の締結による森林経営計画への参加を促し、森林施業の集約化に取り組みます。



間伐を行った森林



植林を行った森林

4) 低コスト林業の確立

【現状と課題】

林業の成長産業化を実現するためには、施業の効率化と収益の向上を図ることが重要です。林業経費の中で、造林及び下刈り経費の占める割合は大きく、森林所有者にとって大きな負担となっています。

【施策の方針】

伐採、地拵え、植栽の一貫作業による低コスト再造林を推進します。また、植栽時期を選ばず活着の優れたコンテナ苗※導入によるトータルコストの縮減を図ります。

【具体的な施策】

- コンテナ苗の導入を普及啓発します。
- 低密度植栽を推進します。



コンテナ苗

〔用語解説〕

・コンテナ苗

形状が根鉢型で軽量・小型の苗。他の苗に比べ根付きに優れ、季節を問わず一年中植えることができる。

(2) 環境に配慮した林業整備を行うことにより、林業の振興を図ります

1) 宮崎市産材の需要拡大

【現状と課題】

近年の木造住宅需要は伸び悩んでいますが、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックにおける多くの木材利用施設の建設を契機に、木材の利用価値が見直されることが期待され、木造住宅の需要が伸びることが見込まれます。

【施策の方針】

SGEC認証※森林の拡大に努め、市産材安定供給体制を構築し、引き続き市産材を利用した新築住宅への補助を実施しながら市産材の価値を高め、利用促進と林業関連産業の活性化を図ります。

【具体的な施策】

- 森林認証材（SGEC材）の普及啓発を図ります。
- 市の認証森林面積の拡大に取り組みます。
- 適正に管理された森林から産出された木材（SGEC材）を流通させるため、木造住宅を新築する施主に対し、建築費の一部を補助します。



SGEC材を使用した木造住宅

〔用語解説〕

・SGEC認証

林野庁ガイドラインにより認証された持続可能で自然環境に配慮した森林。この森林から産出された木材はSGEC材と呼ばれ、森林認証ラベルで明示される。

2) 少花粉スギ苗木の推進

【現状と課題】

少花粉スギ苗木の生産量は安定し、供給体制が確立されつつあり、今後、出荷量は増大する見込みです。再造林する森林所有者等に対し、少花粉スギ苗木を活用してもらうための普及啓発の徹底が必要です。

【施策の方針】

再造林が進まなければ、森林は荒廃するため、森林施業の中でも特に再造林を推進していきます。再造林に用いる苗木については、1年中植林が可能なコンテナ苗を利用します。また、花粉発生源対策として、少花粉スギ苗木の生産拡大を図り、環境に優しい花粉の少ない森林づくりに努めます。



少花粉スギの苗木

【具体的な施策】

- 少花粉スギ苗木の生産拡大を図るための支援を行います。
- 再造林用に少花粉スギ苗木を用いるよう普及啓発に取り組みます。
- 少花粉スギの普及拡大を図るため、苗木代の一部を補助します。

3) 特用林産物の振興

【現状と課題】

特用林産物として、サカキ・シキミ等の生産が盛んですが、生産者の高齢化に伴い、新たな品種・品目を検討する必要があります。

【施策の方針】

特用林産物生産の推進を図るとともに、比較的労力の少ない新たな特用林産物として、キノコ類や山菜などの導入を検討します。

【具体的な施策】

- 特用林産物推進のための研修会を開催します。
- 新たな特用林産物を検討します。



緑竹

（３）力強い林業の人づくり・木材産業づくりに努めます

１）林業の事業体・経営体の育成

【現状と課題】

森林所有者が高齢化し、所有面積も小規模であることから、森林施業への意欲の低下が見受けられます。また、森林施業のコスト高が大きな課題となっています。

【施策の方針】

森林組合法の改正により、森林組合等が森林経営への参画が可能となり、森林施業の担い手として期待されます。経営意欲の低下した森林所有者に代わって、施業の効率化や加速的な集約化など林業経営体である森林組合等の役割は非常に重要であり、組織の経営安定化と円滑な業務推進を図ります。

【具体的な施策】

- 森林所有者の植林・下刈り・除間伐等の森林整備を促進するために、宮崎中央森林組合に資金の貸付を行います。



宮崎中央森林組合

２）競争力のある木材産業づくり

【現状と課題】

林業関連の機械は高性能であり、合理的な森林施業が可能となりますが、購入費用が高額であることが課題となっています。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に施設への木材利用が活発化することが予測されます。

【施策の方針】

国や県の補助事業を活用して、木材産業に対し、高性能機械の導入や施設整備の支援を行い、木材の安定供給のための流通体制を確立します。加えてCLT※や木質バイオマスの利用促進により、川上から川下までの活性化により雇用を創出し、林業全体の成長産業化を図ります。

【具体的な施策】

- 高性能機械の導入を支援します。
- 公共施設等の木質化を推進します。
- 地域材の安定的・効率的な供給体制を構築するため、木材加工流通施設を整備します。



木材加工流通施設

〔用語解説〕

- ・CLT（クロス・ラミネイテッド・ティンバー）

木材の繊維方向が直交するように薄い板を組み合わせた直交集成板。軽量で施工しやすく、変形しにくい特徴がある。

基本目標 2 快適な生活環境を守る豊かな森林づくりを目指します

(1) 豊かな自然を守るため、適正な森林管理に努めます

1) 安全・安心な森林づくり

【現状と課題】

近年は大雨や長雨が多く、伐採後放置林等の増加が目立つことから、災害の危険性が懸念されています。また、伐採時に開設された無秩序な作業路によって、水の流れが変化し、土砂災害が多発しているため、早急な対応が必要となっています。さらに、誤伐等の違法伐採が増え問題化してきています。

【施策の方針】

伐採後は原則として、天然更新ではなく、人工造林への理解を深めていただき、再造林の定着を図ります。伐採届け時の再造林や作業路の適正な開設による十分な説明・指導を実施しながら森林パトロールを随時行います。また、伐採後の植栽報告の義務づけを徹底します。森林に関する監視・啓発を行います。

【具体的な施策】

- 森林伐採パトロールを実施します。
- 伐採届け時の指導を徹底します。
- 森林からの土砂流出により被害を受けている、又は受ける恐れのある箇所に治山施設等を設置します。
- 台風災害等で被害を受けた林道等の林業施設を復旧します。
- 県や森林組合、関係者などと連携し、違法伐採対策に取り組みます。



伐採後の管理が不適切な森林



治山施設の設置

2) 市有林の適正管理

【現状と課題】

市有林は、市民の大切な財産であり、公益的機能が十分に発揮できるように適正な維持管理に努めています。しかしながら、既に標準伐期を大幅に超えている森林が多いため、木材需要や価格が上昇傾向にある今後については、「長伐期施業」から「適齢主伐」へ方針の移行が必要です。



市有林の管理作業

【施策の方針】

市有林の適正な維持管理や巡視に引き続き努め、民有林の模範となる森林づくりに取り組むとともに、有害鳥獣による農作物被害の軽減を図ります。また、間伐や除伐を適切に実施し、多面的機能の発揮に努めます。

【具体的な施策】

- 貴重な資産である市有林を適切に管理するとともに、森林の持つ公益的機能の発揮を図るため、適正な森林整備に取り組みます。
- 針広混交林※に誘導する森づくりや主伐と再生林をセットにした森林施業を行います。
- 市有林において、民有林のモデルとなる新しい森づくりを推進します。

〔用語解説〕

・針広混交林

針葉樹と広葉樹が混ざり合っている森林。病虫害被害や災害防止等の多面的機能の発揮に有効である。

3) 林野火災の防止

【現状と課題】

林野火災防止のための啓発活動や森林所有者や事業者等の意識の向上により、近年は大規模な山火事も無く、美しい自然が守られています。

また、野焼きを行う際は、必ず事前に市へ手続きする必要がありますが、無許可の火入れは減少しています。

【施策の方針】

無許可の火入れや山火事を防ぐために適切な通報体制の確立を図ります。各種パトロールにより、林野火災の早期発見・早期対策に努めます。



林野火災パレード

【具体的な施策】

- 県や関係機関と連携し林野火災パレードを行い、火災防止の普及啓発に取り組めます。

4) 海岸松林の保全

【現状と課題】

海岸松林は、防風・防潮の公益的機能を有するだけでなく、市民の憩いの場の提供や本市観光の貴重な財産となっています。しかしながら、平成25年夏の高温少雨の影響を受けて、松の樹勢が弱くなり、松枯れの被害が急速に拡大しています。この被害防止のため、早急に薬剤防除を徹底する必要があります。また、従来の薬剤防除に加え、低コストで有効な対策の検討が必要となっています。



海岸松林

【施策の方針】

空中散布・地上散布の徹底と樹幹注入を一体的に実施します。枯れた松は早急に伐倒処理し、被害の拡大防止を図ります。また、保安林機能の維持及び保全意識の高揚を図ります。

【具体的な施策】

- 薬剤防除を徹底します。
- 新たな防除技術（ハリ施術・土壌改良）の実証試験を行います。
- 海岸松林を松くい虫の被害から守るため、林業関係機関や森林所有者で組織する協議会による薬剤防除及び樹幹注入を行い、海岸松林の景観の維持保全に努めます。
- 森林景観の維持保全を行うため、松林の下刈りや苗の補植など、地域ボランティアの自主管理グループが行う保全活動を支援します。
- 植林は抵抗性マツを推進します。

（２）森林関連施設の保全に努めます**１）森林レクリエーションと森林環境教育****【現状と課題】**

市内には宮崎自然休養林、椿山森林公園、青島自然休養村、荒平山森林公園、遊々の森等のレクリエーション施設があり、市民に利用されています。特に、国際優秀椿園に認定されている椿山森林公園には市の花木であるツバキが約 48,000 本植栽されており、市民の憩いの場として親しまれています。また、美しい自然景勝地を有する宮崎自然休養林の利用者数は増加傾向にあります。

しかし、近年では子どもが木に触れ合う機会が少なく、森林離れが課題となっています。

【施策の方針】

市民と森林とをつなぐ大切な森林環境の保全に努めます。また、ボランティアの協力を得ながら、利用者の拡大を図ります。子どもに木に親しんでもらうため「木育」の取組を各種イベントを通じて実施していきます。木工教室等のイベントを開催します。



自然観察会

【具体的な施策】

- 自然休養林エリアマップの作成や環境整備に取り組みます。
- 市民に親しまれる椿山森林公園を目指して園内の維持管理を行います。また、森林公園をフィールドにしたボランティア活動や椿ふれあいまつりの開催を支援します。
- 市民に親しまれる青島自然休養村となるよう園内の維持管理を行います。また、園内の拠点施設である好隣梅並びに宮崎市自然休養村センター等を、市民が地域住民と交流したり、自然と触れ合ったりすることのできる憩いの場として活用します。
- 椿山森林公園及び宮崎市自然休養村センターが市民の憩いの場として活用していただけるよう、指定管理者による適正な管理を行います。

2) 林道の長寿命化

【現状と課題】

市が管理する34路線の林道のうち多数は、開設してから相当の年数を経過しているため、重量のある林業運搬車の通行により、陥没や亀裂が発生している道路が多く見受けられます。また、従来の維持管理では修復が困難な事例が多く、通行に支障を来している路線もあります。

【施策の方針】

林道パトロールの徹底により、不具合箇所の早期発見に努め、補修や補強により林道の長寿命化を図ります。また、林道沿いの草刈りや排水路の浚渫等の維持管理に努めます。

【具体的な施策】

- 林道パトロールを強化します。
- 森林整備の促進や林業振興等を目的として開設した林道を、安全かつ安定的に活用するために、草刈り、風倒木処理、側溝の浚渫などの維持管理を行います。



適正に維持管理された林道

3) 森林ボランティア

【現状と課題】

荒れた里山や海岸松林の松枯れが目立ちつつありますが、地域の貴重な財産として地域住民に認識され、自主管理ボランティアグループによる保全活動が行われています。

【施策の方針】

森林や施設への行政が実施する保全活動には限界があるため、引き続き自主管理ボランティアグループのご協力をいただきながら適切な森林環境の保全に努めていきます。

【具体的な施策】

- 自主管理グループへの補助を行います。



ボランティアによる保全活動

Ⅲ 水産業分野

基本目標 1 つくり育て管理する漁業を推進します

(1) 資源の保護・増殖を図ります

【現状と課題】

沿岸漁業における漁獲量は、一部の魚種では増加傾向にあるものの、依然として減少傾向にあり、低水準で推移しています。水産資源の減少は漁業収入の減少に直接結びつくため、漁業生産活動を持続的に行うためには、水産資源の保護・増殖は重要です。

【施策の方針】

種苗放流の計画的な実施に加え、漁業者による禁漁区の設定により、水産資源の保護・増殖に努めます。また、平成 26 年度に設置したイセエビ礁については、生息状況の調査を継続して実施します。さらに、現在休止中の幼稚仔育成施設については有効活用を検討します。

【具体的な施策】

- ヒラメやイセエビ等の種苗放流を計画的に実施し、資源の保護・増殖に努め、「つくり育てる漁業」を推進します。
- 県が策定した「第 3 期宮崎海域カサゴ資源回復計画」に基づき、カサゴの稚魚放流を行う漁協に対して、放流費用の一部を支援し、資源量の回復を図ります。
- イセエビ礁周辺での生息状況を調査し、資源の回復状況をもとに資源確保のための対策を検討します。
- 幼稚仔育成施設の有効利用の検討を行います。



カサゴの稚魚



ヒラメの放流

（２）漁業環境の保全を図ります

【現状と課題】

地球温暖化の影響を受けて、集中豪雨や干ばつ等の異常気象による災害が発生し、甚大な被害をもたらしています。この異常気象は水産資源の生産力の低下や漁業操業にも大きな影響を与えています。

【施策の方針】

漁協等と連携して海に堆積する海底ゴミの処理を継続するとともに、漁業系廃棄物の適正処理を推進することにより、操業環境の悪化防止を図ります。また、漁業者の協力のもと、藻場・干潟などの環境・生態系保全活動を促進します。

【具体的な施策】

- 海底清掃作業への支援を行います。
- 海岸パトロールを実施します。



掃海作業中の底曳漁船



海底ゴミの回収

基本目標２ 漁業経営の安定を図り、活力ある地域づくりを推進します

（１）安定した漁業経営の確立に努めます

【現状と課題】

漁業資源の減少や漁価の低下により漁業収入が減少傾向にある中、燃油をはじめとする操業コストの増加は漁業経営を圧迫しています。また、漁船本体や漁船設備の老朽化も進んでおり、これらの整備に係る経費が漁業者への大きな負担となっています。

【施策の方針】

漁業者の船舶購入や維持・修繕に必要な経費を支援するとともに、操業の合理化・労働の省力化・操業中の安全確保を図るための機器整備を支援します。

【具体的な施策】

- 機器装備の導入費用の一部を支援し、経営の向上を支援します。
- 漁船の取得や改造による漁業生産基盤を確立するために、漁業近代化資金利用者に対して利子補給や漁船保険料の一部を補助し、漁業経営の安定を図ります。
- 漁船台帳を整備します。



オートパイロット



無線電話装置



レーダー

（２）漁協の経営基盤の強化を図ります

【現状と課題】

漁協は地域の振興に大きな役割を果たしてきましたが、近年は漁協組合員の減少や漁獲高の減少、更には漁業資材の高騰など、きびしい経営環境が続いています。また、漁協による水産加工品の製造や販売などの事業展開において、市場のニーズに応じた商品提供や販売力の強化が求められています。

【施策の方針】

安定した経営基盤の強化を図るため、国・県や系統団体と連携しながら制度融資を推進するとともに、今後、漁業団体や加工業者、行政等で構成される連携体組織への参加により、より一層の販売の取組強化を図ります。またブランド水産物の積極的なPRの推進、並びに漁協経営のレストラン・直売所の課題解決に向けて支援を行います。

【具体的な施策】

- レストラン・直売所の課題を検討します。
- 「青島どれ」のブランド力向上や漁協経営の安定を図るため、PR活動や新たな出荷形態の展開に対する支援を行い販売力強化を推進します。
- 漁協経営への支援を行います。
- 漁業者の経営に不可欠な漁協の機能維持や基盤強化を図るため、信用事業譲渡の際に資金を借入れた漁協に対して利子助成を行います。



漁協直営レストラン



直売所に並ぶ鮮魚

（３）水産資源を活用した地域づくりを図ります

【現状と課題】

漁獲量の減少等による漁業経営環境の悪化は、漁協を中心とする地域の経済活動にも影響を与えており、また地域人口の減少や高齢化の進行は地域の活力の低下をもたらしています。このため、地域人口の回復や賑わいづくりが喫緊の課題となっています。



イセエビまつり

【施策の方針】

水産業の活性化を中心とし、水産資源を活用した魅力ある地域づくりのため、地場産水産物の地産地消やおさかな消費拡大を推進する各種イベント等への支援を行います。また、ブルーツーリズム※活動の推進や観光分野との連携により観光客の取り込み等を推進し、地域の賑わいづくりを図ります。

【具体的な施策】

- 新鮮で安全・安心な水産物の消費拡大を図るために、漁協のイベント開催等を支援し、イメージアップによる販売促進を推進します。
- ブルーツーリズム活動に向けた検討を行います。



マグロ解体ショー

〔用語解説〕

- ・ブルーツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実したマリンライフの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。

（４）漁業を担う人づくりに努めます

【現状と課題】

漁協組合員の減少とともに、漁業後継者数も減っており、後継者数の減少は漁業経営を持続的に営むうえで、深刻な影響を与えています。漁協の青壮年部や女性部は、漁業活動の推進やおさかな普及活動のみならず、地域の活動にも積極的に参加し地域の活性化に大きく寄与しています。

【施策の方針】

漁協の青壮年部や女性部の活動に対して支援を行い、地域の漁業リーダーの育成を図ります。また、新規就業者の定着化を図るため、漁業経営に必要な資格取得にかかる経費を支援します。



イベント運営のため集まった青壮年部

【具体的な施策】

- 次世代の漁業経営を維持するために重要な役割を担う、漁協の青壮年部や女性部、新規漁業者の活動を支援し、後継者等の育成強化を図ります。
- 新規就業者に対して海技免許等の取得にかかる経費を支援します。



女性部による加工販売

基本目標 3 内水面の漁業振興を図ります

(1) 資源の保護・増殖を図ります

【現状と課題】

河川環境の悪化による生息環境の変化や、特定外来生物、カワウ等による被害によって、内水面資源の減少が進んでおり、水産動植物の積極的な保護・増殖が求められている状況です。このため、内水面漁協などの関係団体は、禁漁区や禁漁日の設定及び放流による資源の保護・回復を図っています。また、日本有数の養殖ウナギの産地である本市において、シラスウナギの漁獲量減少が深刻な問題となっています。

【施策の方針】

河川環境の浄化を推進するとともに、稚魚・稚貝の放流を行い、資源の保護・増殖を図ります。また、カワウ等の有害鳥獣による被害については関係団体等と対策を検討します。さらに、外来魚の持ち込みやコイヘルペスウイルス病※等の伝染性疾患の対策にも取り組みます。

【具体的な施策】

- アユ、シジミ等の稚魚・稚貝の放流のほか、河川とのふれあい事業の支援等を行います。
- 有害鳥獣による水産物被害に対する防止対策等について検討します。
- 外来魚持ち込み禁止の啓発を図ります。
- 疾病発生に備えた研修を実施します。



アユの放流



シジミの放流

〔用語解説〕

・コイヘルペスウイルス病

マゴイとニシキゴイに発生する病気。現在、有効な治療法は無く、死亡率が非常に高い。感染したコイから別のコイに水を介して感染するが、コイ以外の魚やヒトには感染しない。水温が23℃～24℃で発症率が高くなるため、本市では春～秋にかけての発生が見られる。

（２）河川環境の保全を図ります

【現状と課題】

河川は、魚釣りや潮干狩りなど、古くから自然と親しむ場として大きな役割を果たしていますが、河川環境は、自然及び人為の影響を受けて絶えず変化をしており、生息している水産生物にも多大な影響を与えています。

また、河川上流の森林では近年多くの伐採が行われており、未植栽の伐採跡地では降雨により濁水が発生し、河川環境に影響を与える一因とも考えられています。河川環境の悪化を防ぐためには、市民への環境保全の意識を一層高める必要があります。

【施策の方針】

河川環境の実態把握に努めるとともに、親水イベントへの支援により、市民が河川とふれあう機会を創出し、併せて市民への河川浄化の意識啓発を行います。

また、干潟・産卵場の保全などの環境・生態系に配慮した取組の推進や、河川管理者・林業関係団体等との連携による山地から海岸までの一貫した河川環境の保全並びに改善を図ります。

【具体的な施策】

- 河川調査を実施します。
- 親水イベント開催に対して支援を行います。
- 河川清掃実施に対して支援を行います。



河川清掃



潮干狩り大会

基本目標 4 漁業基盤施設の整備を推進します

(1) 漁港施設・漁業施設の整備を推進します

【現状と課題】

漁港は漁業の生産基盤施設として重要な施設です。今後予想される巨大地震による大規模災害の被害を軽減するための対策や施設の長寿命化が求められています。

また、漁業者が安全・安心な水産物を安定して生産するためには、漁業基盤施設の整備が必要となっています。

【施策の方針】

県営漁港については、県が策定している「漁港漁場整備長期計画」に基づき、災害に強い漁港づくりを進めます。また、施設全体の維持管理を行い漁港施設の長寿命化を図るとともに、老朽化し修復が必要な漁業施設等については、国・県・漁協等の関係団体と連携して整備に取り組めます。

【具体的な施策】

○ 漁業施設の整備については国・県等の事業等を積極的に活用します。



改修した上架施設



消波ブロックの据付

IV 市場分野

基本目標 1 生鮮食料品等の市場流通の円滑化を図り、安定供給に努めます

(1) 生鮮食料品等の市場流通の円滑化を図り、安定供給に努めます

【現状と課題】

宮崎市中央卸売市場は、昭和 52 年度に青果部及び水産物部が産地と消費地を結ぶ流通の拠点施設として開場し、その後、平成 7 年度に花き部が新設されました。本市の卸売市場は、周辺に野菜などの大型の産地があり、いわゆる典型的な「産地市場※」としてこれまで発展しており、40 万人の市民はもとより、県全域、広くは全国の消費地まで、新鮮で安全な生鮮食料品等を供給する卸売市場としての重要な役割を担っています。

しかしながら、近年の卸売市場を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化による食生活の変化、生鮮食料品等の輸入拡大、市場外流通の増大などにより大きく変化しており、取扱高は全国的に年々減少しています。

当市場においても生鮮食料品等の取扱数量及び取扱金額が減少傾向にあったことから、平成 24 年度に花き部が、平成 25 年度には水産物部がそれぞれ地方卸売市場へ転換し、規制緩和による事業展開の多様化とコスト削減を図っています。

これにより、中央卸売市場は青果部だけとなり中央卸売市場と地方卸売市場が同一敷地内に共存することになりましたが、これまでどおり生鮮食料品等を安全かつ安定的に供給するという市場機能を十分に発揮していくために、引き続き市場開設者と青果部、水産物部、花き部及び関連事業者が一体となった市場運営が求められています。

また、平成 29 年 7 月に開設 40 周年を迎え、老朽化が進んでいる施設が多く存在することから、市場機能を維持するための整備補修が必要となっています。

【施策の方針】

市や卸売業者をはじめ、市場関係者が一体となって、卸売市場の機能を十分に生かしながら、生鮮食料品等の市場流通の円滑化を図り、安定供給に努めます。



開設 40 周年を迎える宮崎市中央卸売市場

【具体的な施策】

- 市場機能を維持するため、「第 10 次宮崎市中央卸売市場整備計画」に基づき、年次計画的に大規模修繕等を行い、施設の長寿命化に努めます。
- 卸・仲卸業者の経営基盤強化を図るため、経営の健全化・効率性を確保し、改善事項を明確化させるための業務・財務検査や事情聴取を実施します。
- 市場見学の継続やホームページ、フェイスブック等による情報発信により、市場流通への市民の理解と関心を深めます。
- カンカン市※やイベント等により市場の活性化や消費拡大を図ります。

【用語解説】

・産地市場

主に生産地に近接して設置された市場で、生産物を集め、都市部の消費地へ出荷する市場のこと。

・カンカン市

宮崎市中央卸売市場では、関連店舗商店街（愛称「市場カンカン通り」）と食堂棟を一般の方にも開放しており、毎月第 1、第 3 土曜日には「関連店舗のカンと感謝のカンで感謝を込めての売り出し市＝カンカン市」というイベントが開催されている。

1) 青果部

【現状と課題】

青果部の平成27年度の取扱高は、取扱数量の最も多い平成7年度と比較すると、数量で34.3%、金額で16.2%減少しています。特に近年は、取扱数量は減少傾向で取扱金額は増加傾向の、いわゆる数量減の単価高となっています。

取扱数量減少の要因としては、流通形態の多様化等による市場外流通の増加や、農業従事者の減少など農業生産構造の脆弱化等が考えられます。

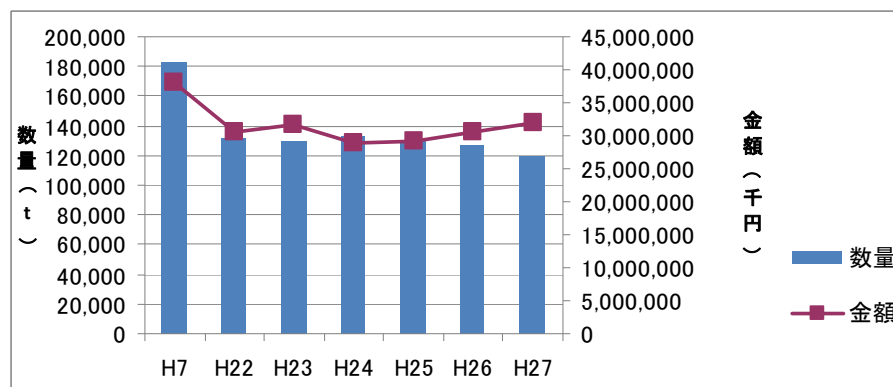
今後とも時代の変化に的確に対応し、卸売市場の機能である青果物の価格形成、集荷・分荷機能を十分に発揮し、市場経由率の維持と安全で安心な青果物を安定的に消費者へ提供していくことが課題となっています。



青果部におけるせりの様子

青果物の取扱高（数量・金額）の推移

年度	数量(t)	金額(千円)
H7	183,161	38,115,508
H22	132,639	30,601,997
H23	129,519	31,608,891
H24	132,889	28,914,792
H25	129,231	29,044,693
H26	127,084	30,534,109
H27	120,326	31,949,111



【施策の方針】

市場経由率を維持し、安全で安心な青果物を消費者に提供するため、青果物の価格形成、集荷・分荷機能の充実に努めます。

【具体的な施策】

- 安定した価格形成の実現を図るため、集荷量を確保する対策について調査研究を行います。
- 県外から進出してくるスーパーやショッピングセンター等に対し、当市場を経由する魅力のある宮崎県産ブランド商品を売り込む方法を検討していきます。
- 青果物の安全・安心を確保するため、残留農薬検査を定期的実施します。

2) 水産物部

【現状と課題】

水産物部は、平成25年度に地方卸売市場に転換し、流通の簡素化や改善に努め、卸売業者等の経営体質の強化に取り組んでいます。

平成27年度の取扱高は、取扱数量の最も多い平成元年度と比較すると数量で47.3%、金額で33.7%減少しています。近年の取扱数量は減少傾向にありますが、取扱金額は横ばいから増加傾向にあり、青果同様、数量減の単価高となっています。

その要因としては、食生活の変化等で消費者の魚離れが進むとともに、産地直売などの市場外流通の増加、加えて燃料高騰による組織的な出漁の自粛による漁獲量の減少などが挙げられます。更には世界的魚食ブームにより、これまで捕獲していなかった黒潮沿岸諸国がマグロ、カツオ等の回遊魚を積極的に捕獲するようになり、本国海域の漁場での水揚げ量が減少する事態となっています。

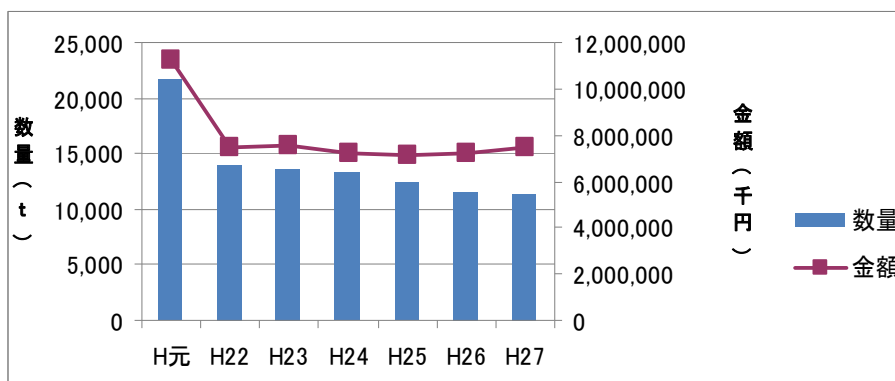
このような時代の変化に的確に対応し、卸売市場の持つ安定的な価格形成や集荷などの機能が十分に発揮できるよう、卸売業者等の経営体質強化を図り、消費者に新鮮な水産物を安定して提供し、市場経由率を確保することが大きな課題となっています。



水産物部におけるせりの様子

水産物の取扱高（数量・金額）の推移

年度	数量(t)	金額(千円)
H元	21,705	11,264,796
H22	14,057	7,495,482
H23	13,722	7,549,505
H24	13,260	7,228,235
H25	12,346	7,155,663
H26	11,616	7,182,003
H27	11,445	7,467,675



【施策の方針】

卸売業者等の経営体質強化を図り、消費者に新鮮な水産物を安定して提供することにより、市場経由率を確保します。

【具体的な施策】

- 市場経由率及び水産資源の確保や宮崎産の魚の単価を上げること、新たな需要を生むことで、漁業を安定して採算の取れる産業にすることを目指します。
- 市場における現状並びに現場の声を把握し、漁獲量の確保対策を講じる担当各課との情報交換会を実施して連携を図ります。
- 水揚げ港から当市場への出荷までにかかる出荷者のコストを減らす対策を検討していきます。
- 当市場施設の老朽化が進み、建て替えが必要になった場合の移転など、様々な可能性について調査・研究します。
- 宮崎県水産物ブランド認証品をはじめ「青島どれ」など、消費者の購買意欲に訴える売り込み方法を検討します。

3) 花き部

【現状と課題】

花き部は、近郊に産地を有していることもあり、消費者が買いたくなるような高い品質の花き類を供給する「市場」として重要な使命を果たしています。しかしながら、長引く経済不況が消費者の花きの購買意欲を減衰させるとともに、取扱数量は減少傾向となっており、平成24年度に地方卸売市場に転換しています。平成27年度の取扱金額は、最も高い平成10年度と比較すると16.0%減少しています。



花き部におけるせりの様子

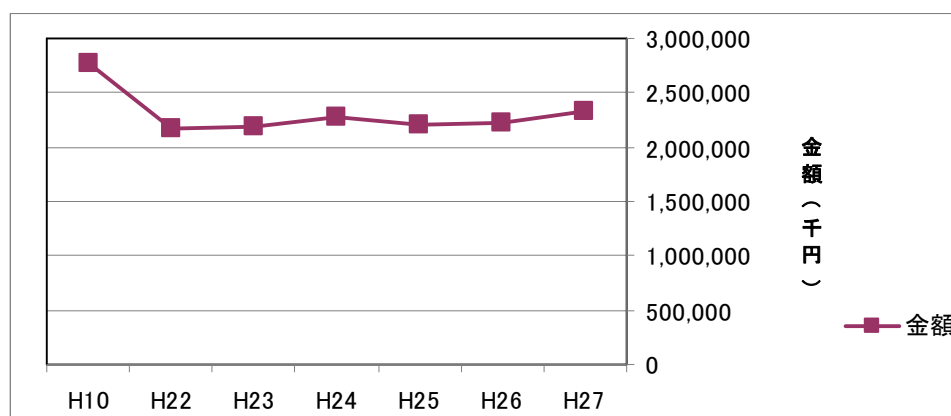
現在の花き流通は、特定した産地・消費地だけでなくネットワーク網の充実を図り、広範囲な流通となっており、また、近年では花きの高品質化やフラワーバレンタイン等の新しい購買推進期間の設定等により販売金額は徐々に増加傾向にあります。

このため、更に消費者ニーズにあった高品質の花きの集荷、提供を充実することにより価格を安定させ、ブランドとしての産地の強化につなげることが課題となっています。

花きの取扱高（金額）の推移

年度	金額(千円)
H10	2,767,507
H22	2,174,586
H23	2,187,448
H24	2,280,160
H25	2,210,929
H26	2,226,072
H27	2,324,466

※数量単位が複数あるため、
合計数量は掲載せず。



【施策の方針】

消費者ニーズにあった高品質の花きの集荷、提供を充実させることにより、価格を安定させ、ブランドとしての産地の強化につなげます。

【具体的な施策】

- インターネットでの在宅せりやタブレット端末を利用したせり方式の利便性を活用し、売買参加者や買出人等の多様なニーズに対応し、顧客層の拡大を図るため、更に先進的な取組を調査・研究します。
- 市外、県外への顧客拡大を図るため、配送トラックを最大限有効活用するよう運送会社とタイアップして輸送コストの低減や迅速な配送など配送力の強化・配送業務の充実を図ります。
- 生産者と卸売業者、仲卸業者、売買参加者が、適切な生産量や品種、出荷時期などについて、情報交換することによって、効果的な流通を目指します。
- 大型量販店との価格競争が激化する中、魅力のある宮崎県産品を市場関係者と連携し消費者の購買意欲につながる販売方法を研究します。



資料編

第 12 次宮崎市農林水産業振興基本計画に係る策定経緯

年月日	取組経過
平成 28 年	
2 月 2 日～ 5 月 10 日	○関係団体に対する意見聴取（アンケート）
4 月 18 日	○平成 28 年度第 1 回宮崎市農林振興対策協議会幹事会 ○平成 28 年度第 1 回宮崎市水産振興対策協議会幹事会
4 月 26 日	○平成 28 年度第 1 回宮崎市農林振興対策協議会 ○平成 28 年度第 1 回宮崎市水産振興対策協議会
5 月 10 日～ 5 月 17 日	○農政関係職員に対する新たな取組についてのアイデア募集
5 月 23 日	○第 1 回庁内プロジェクトチーム連絡会議
6 月 7 日	○第 1 回庁内 P T 分科会リーダー会議
6 月 30 日～ 7 月 4 日	○第 1 回市場分科会（経営展望推進協議会）
6 月 30 日	○専門分科会に係る外部委員への委員就任依頼
7 月 11 日	○専門分科会に係る外部委員への委嘱状交付
7 月 22 日	○第 1 回林業分科会
7 月 27 日	○第 1 回販売戦略分科会
7 月 28 日	○第 1 回担い手対策分科会
7 月 29 日	○第 1 回海面漁業分科会
7 月 29 日～ 8 月 12 日	○市政モニターアンケート「食と農林水産業に関するアンケート調査」
8 月 2 日	○第 1 回内水面漁業分科会
8 月 3 日	○第 1 回畜産分科会
8 月 5 日	○第 1 回花き分科会 ○第 1 回基盤整備分科会
8 月 9 日	○第 1 回果樹分科会 ○第 1 回農村環境分科会
8 月 10 日	○第 1 回農地政策分科会 ○第 1 回畑作作物分科会
8 月 26 日	○第 1 回施設野菜分科会
8 月 30 日	○第 1 回水田作物分科会
9 月 21 日	○第 2 回林業分科会
9 月 23 日	○第 2 回農地政策分科会
9 月 27 日	○第 2 回庁内 P T 分科会リーダー会議
9 月 28 日	○第 2 回海面漁業分科会
9 月 29 日	○第 2 回果樹分科会
9 月 30 日	○第 2 回畜産分科会 ○第 2 回基盤整備分科会 ○第 2 回内水面漁業分科会 ○第 2 回施設野菜分科会
10 月 4 日	○第 2 回農村環境分科会
10 月 11 日	○第 2 回販売戦略分科会
10 月 12 日	○第 1 回総合課題分科会
10 月 14 日	○第 2 回畑作作物分科会 ○第 2 回花き分科会

年月日	取組経過
10月18日	○第2回担い手対策分科会
10月24日	○第3回庁内PT分科会リーダー会議
10月28日	○第2回市場分科会
11月2日	○第2回庁内プロジェクトチーム連絡会議
11月18日	○平成28年度第2回宮崎市農林振興対策協議会幹事会 ○平成28年度第2回宮崎市水産振興対策協議会幹事会
12月20日	○平成28年度第2回宮崎市水産振興対策協議会 ○平成28年度第2回宮崎市農林振興対策協議会
平成29年	
1月27日～2月23日	○基本計画（案）に対するパブリックコメントの実施
3月8日	○基本計画（案）に対するパブリックコメント結果の公表
3月15日	○平成28年度第3回宮崎市農林振興対策協議会幹事会（書面） ○平成28年度第3回宮崎市水産振興対策協議会幹事会（書面） ○平成28年度第3回宮崎市農林振興対策協議会（書面） ○平成28年度第3回宮崎市水産振興対策協議会（書面）



宮崎市農林振興対策協議会



宮崎市水産振興対策協議会



課題別専門分科会(基盤整備分科会)



1日350gの野菜を食べよう

おいしく、たのしく、元気よく！

1日350gの野菜を食べることから
健康づくりを始めましょう

MVP350 

野菜生産・消費、健康寿命日本一推進宣言





宮崎市

第 12 次宮崎市農林水産業振興基本計画

農林水産業で興す地方創生 ～所得と雇用の創造～

発行：宮崎市農政部農政企画課

〒880-0805 宮崎市橘通東一丁目 14 番 20 号

TEL 0985-21-1785

FAX 0985-44-0770

電子メールアドレス 15nousei@city.miyazaki.miyazaki.jp